

はじめてのNISA・ 全世界株式インデックス (オール・カントリー)

愛称:Funds-i Basic 全世界株式(オール・カントリー)

追加型投信 内外 株式 インデックス型

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2025年8月29日)

この目論見書により行なうはじめてのNISA・全世界株式インデックス(オール・カントリー)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年8月28日に関東財務局長に提出しており、2025年8月29日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	: 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部 【証券情報】	3
(1) 【ファンドの名称】	3
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3) 【発行（売出）価額の総額】	3
(4) 【発行（売出）価格】	3
(5) 【申込手数料】	3
(6) 【申込単位】	4
(7) 【申込期間】	4
(8) 【申込取扱場所】	4
(9) 【払込期日】	4
(10) 【払込取扱場所】	4
(11) 【振替機関に関する事項】	4
(12) 【その他】	5
第二部 【ファンド情報】	6
第1 【ファンドの状況】	6
1 【ファンドの性格】	6
2 【投資方針】	11
3 【投資リスク】	24
4 【手数料等及び税金】	27
5 【運用状況】	30
第2 【管理及び運営】	47
1 【申込（販売）手続等】	47
2 【換金（解約）手続等】	48
3 【資産管理等の概要】	49
4 【受益者の権利等】	52
第3 【ファンドの経理状況】	53
1 【財務諸表】	56
2 【ファンドの現況】	138
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	139
第三部 【委託会社等の情報】	140
第1 【委託会社等の概況】	140
1 【委託会社等の概況】	140
2 【事業の内容及び営業の概況】	142
3 【委託会社等の経理状況】	143
4 【利害関係人との取引制限】	181
5 【その他】	181
約款	182

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

（以下「ファンド」といいます。また、「はじめてのNISA・全世界株式インデックス（AC）」という場合があります。なお、ファンドの愛称を「Funds-i Basic 全世界株式（オール・カントリー）」とします。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

6兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1 口単位または 1 円単位※（当初元本 1 口=1 円）

※分配金を再投資する場合には 1 口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025 年 8 月 29 日から 2026 年 8 月 27 日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

外国の株式（新興国の株式※1を含みます。）およびわが国の株式を実質的な主要投資対象※2とし、MSCI ACWI（配当込み、円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

※1 DR（預託証書）を含みます。DRとはDepositary Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2「実質的な主要投資対象」とは、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「MSCI ジャパンマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

信託金限度額は3兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(はじめてのNISA・全世界株式インデックス(オール・カントリー))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式	
	海 外	債 券	インデックス型
追 加 型	内 外	不動産投信	
		その他資産 ()	特 殊 型
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)			
	年2回	日本			
	年4回	北米			
債券 一般 公債 社債	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()	日経225
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			
不動産投信	中南米				
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ			
	中近東 (中東)				
資産複合 ()	エマージング			なし	
資産配分固定型 資産配分変更型					その他 (MSCI ACWI (配当込み、円 換算ベース))

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

＜商品分類表定義＞

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
(2)TOPIX
(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標と

する投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

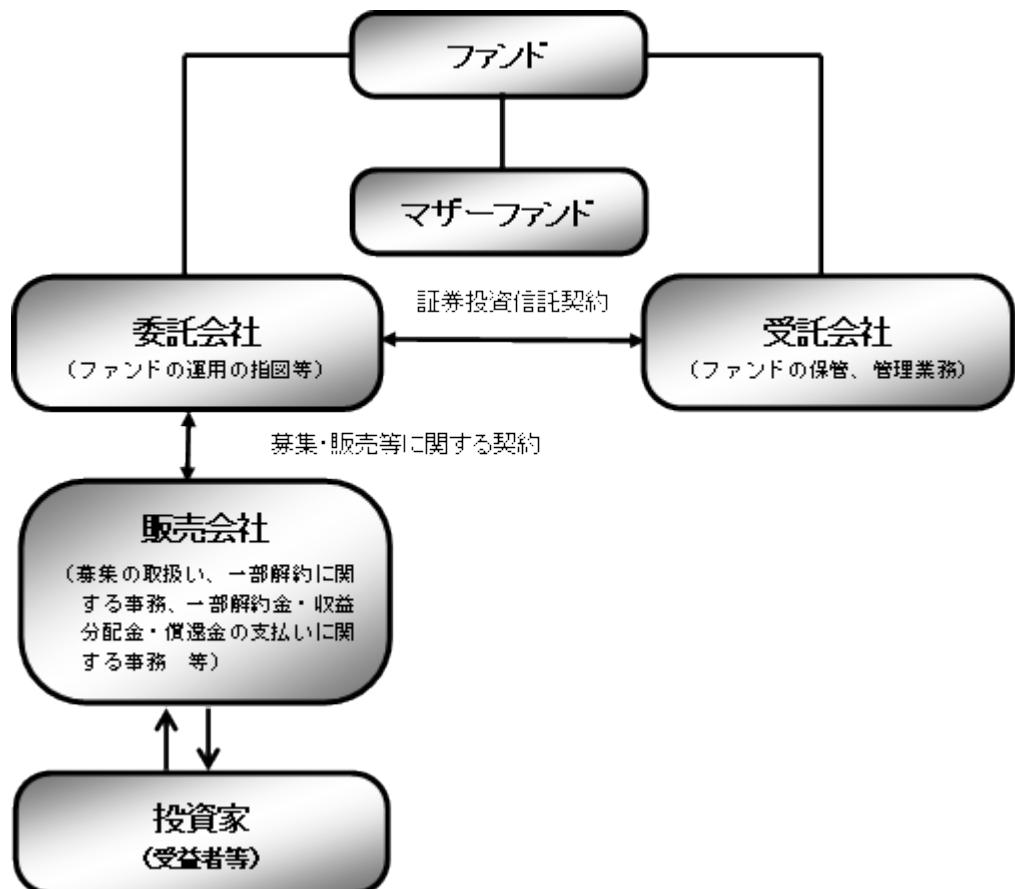
(3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

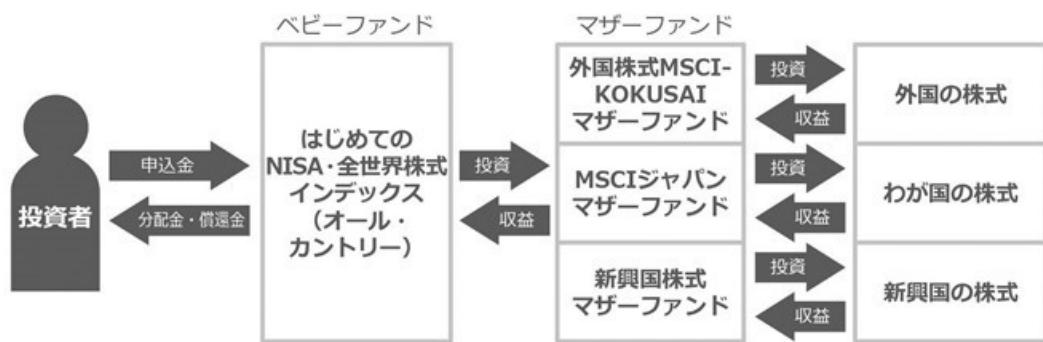
2023年7月10日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）
マザーファンド (親投資信託)	外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド MSCI ジャパンマザーファンド 新興国株式マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2025年7月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

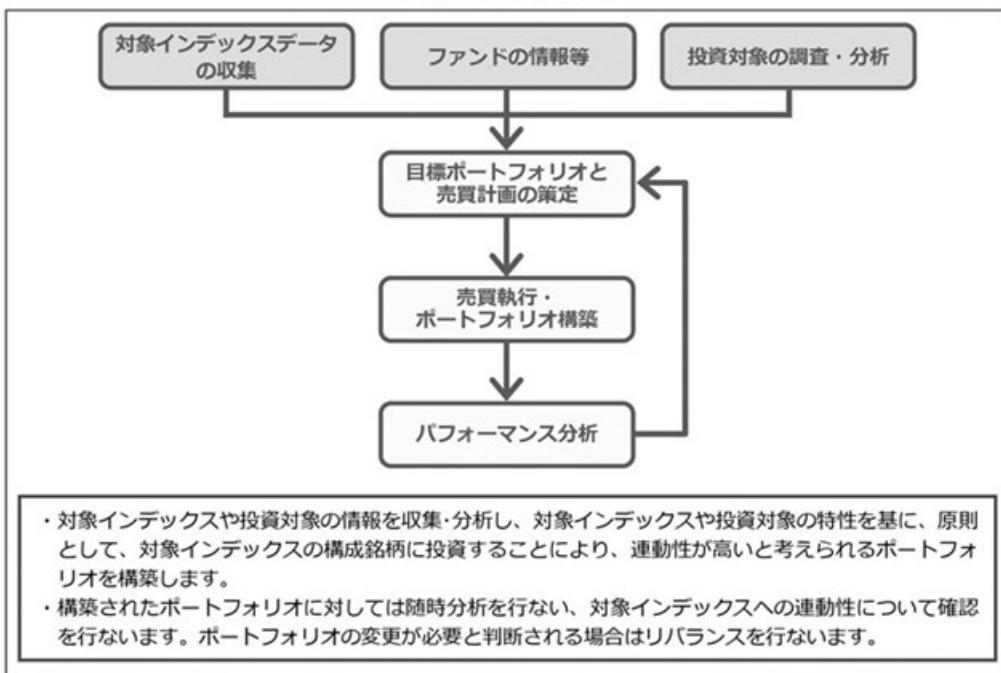
2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- 外国の株式（新興国の株式を含みます。）およびわが国の株式を実質的な主要投資対象とし、MSCI ACWI（配当込み、円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

・ MSCI ACWI は、MSCI が算出する先進国と新興国の大型株および中型株から構成される指数です。MSCI ACWI（配当込み、円換算ベース）は、MSCI ACWI をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

■投資プロセス■



*上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

■指数の著作権等について■

「MSCI ACWI」の著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計

算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係を一切主張することはできません。

●各マザーファンドへの投資配分比率は、MSCI ACWI（配当込み）における先進国（除く日本）、日本および新興国の割合をもとに決定します。

- ・投資配分比率は、適宜見直しを行ないます。
- ・各マザーファンドの組入比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。

●MSCI ACWI（配当込み、円換算ベース）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、MSCI ジャパンマザーファンドおよび新興国株式マザーファンド受益証券

を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条及び第29条に定めるものに限ります。）に係る権利
- ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形
- ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産
 - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券および金融商品の指図範囲等(信託約款)

(i) 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、MSCI ジャパンマザーファンドおよび新興国株式マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

(ii) 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI ジャパン指数（配当込み、円建て）（以下「対象株価指数」といいます。）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。また、上場投資信託証券に投資する場合があります。なお、株価指数先物取引等のデリバティブ取引を活用する場合があります。

(2) 投資態度

① 運用にあたっては、原則として対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄に投資することを基本とします。

② 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

③ 対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引を投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的で、ヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券を活用する場合があります。

④ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑧ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(新興国株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

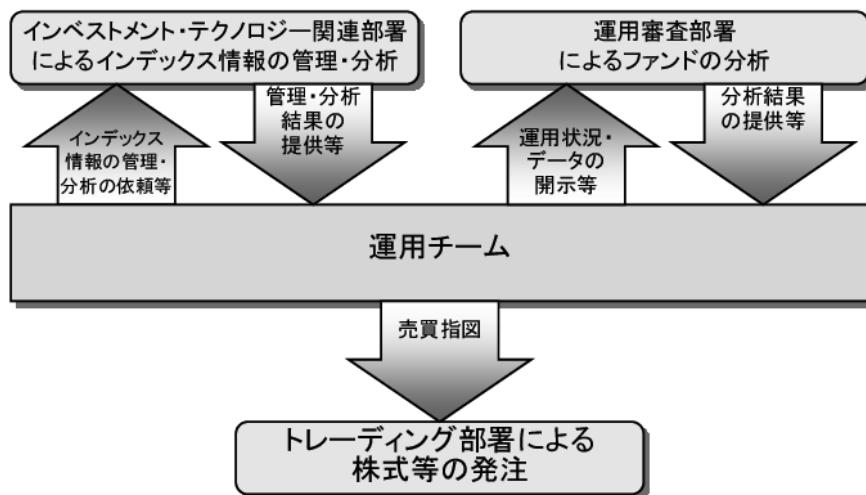
⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

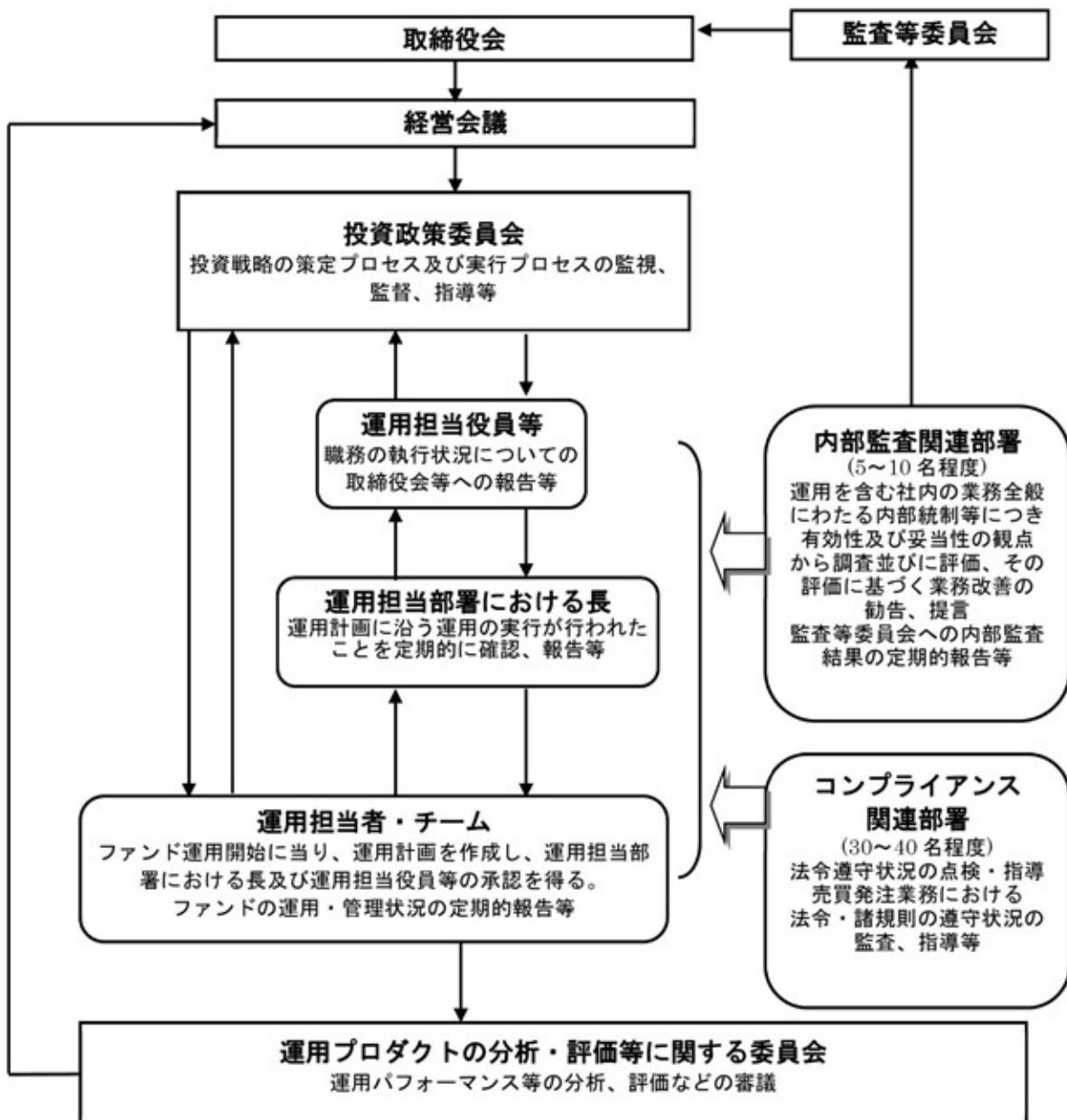
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年6月3日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

（5）【投資制限】

①運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限(信託約款)

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

(i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ii) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

(iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(iv) 第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(v) 委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑧直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨資金の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑩同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

3 【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

●金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金の各受け付けを取り消す場合があります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

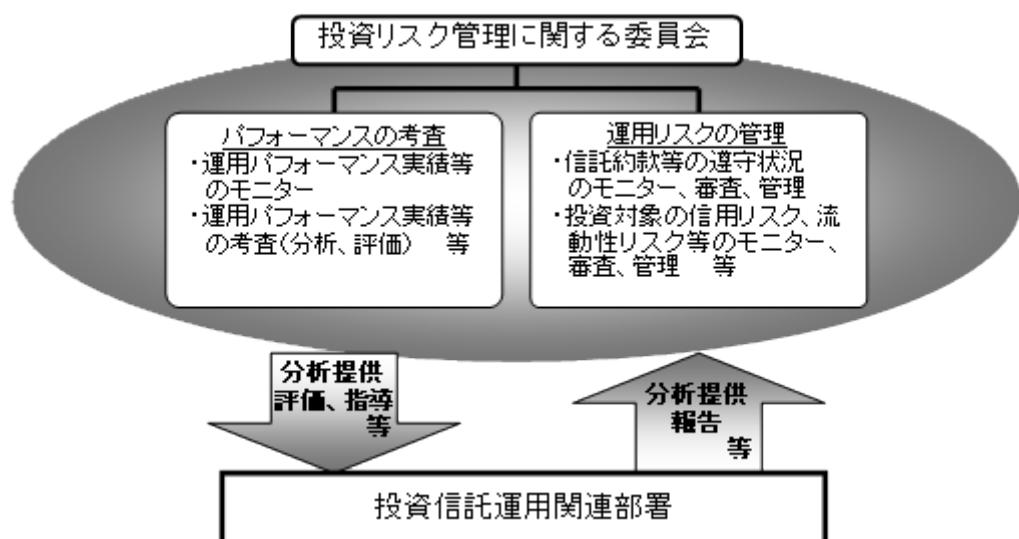
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

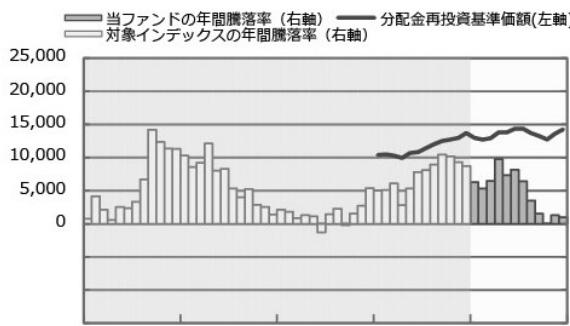
リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

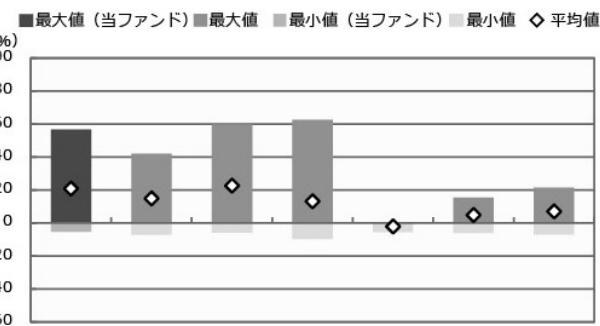
■ リスクの定量的比較 (2020年7月末～2025年6月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2020年7月 2021年6月 2022年6月 2023年6月 2024年6月 2025年6月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	56.8	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 5.2	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	20.9	15.0	22.7	13.2	△ 2.1	4.9	7.1

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

* 年間騰落率は、2020年7月から2025年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したもので、なお、2024年6月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指標＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・デイバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）…配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指標値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）…MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）…FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・デイバーシファイド（円ベース）…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・デイバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあります。また、発行体の引受け人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国のJP. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スパンサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指標に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。

JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行なう際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率	年 0.05775% (税抜年 0.0525%)
-------	--------------------------

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）および役務の内容	
<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年 0.0175%
<販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年 0.0175%
<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年 0.0175%

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none">・<u>特定公社債</u>^(注1)の利子・<u>公募公社債投資信託</u>の収益分配金	<u>特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の</u> ・譲渡益 ・譲渡損	<ul style="list-style-type: none">・上場株式の配当・<u>公募株式投資信託</u>の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税 15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行なわれます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

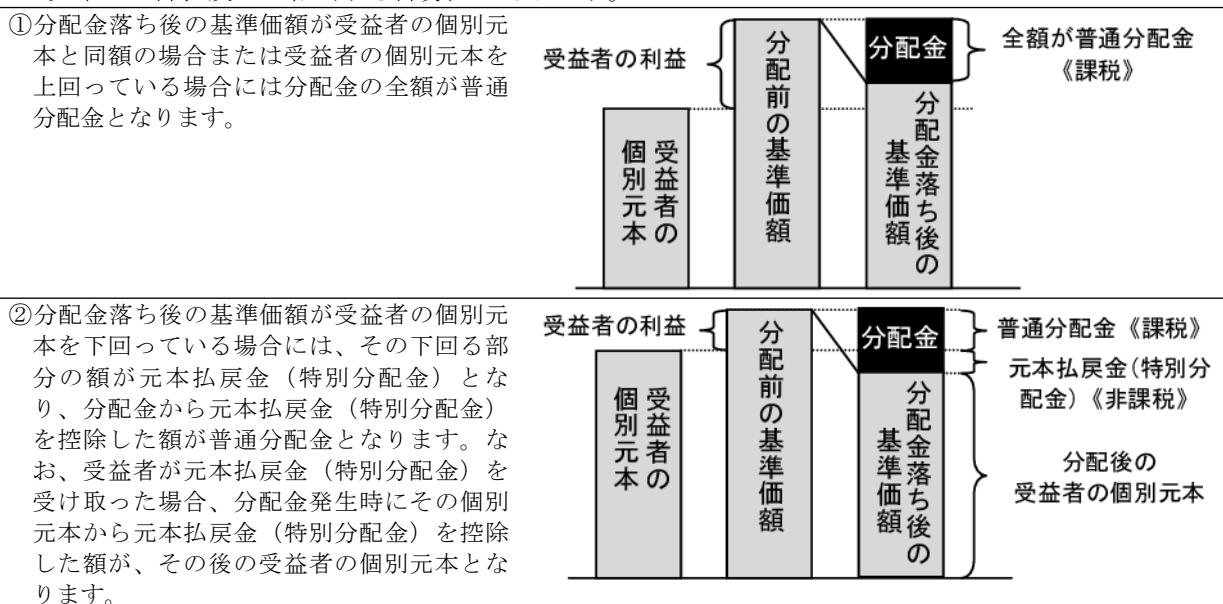
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

*外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

*上記は2025年6月末現在の情報に基づくもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

(単位: %)

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.07	0.06	0.01

(2024年6月4日～2025年6月3日)

*総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

*交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

*各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

*各比率は、年率換算した値です。

*マザーファンドが支払った費用を含みます。

*その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。

*上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

*最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5 【運用状況】

以下は2025年6月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	71,462,214,924	99.97
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	21,373,762	0.02
合計（純資産総額）		71,483,588,686	100.00

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIMザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	2,252,486,425,818	73.72
	カナダ	101,332,959,512	3.31
	ドイツ	82,703,693,975	2.70
	イタリア	24,795,613,721	0.81
	フランス	85,968,942,342	2.81
	オランダ	39,229,318,725	1.28
	スペイン	25,318,928,124	0.82
	ベルギー	6,762,888,857	0.22
	オーストリア	1,626,474,432	0.05
	ルクセンブルグ	499,295,807	0.01

	フィンランド	8,478,694,369	0.27
	アイルランド	3,671,898,786	0.12
	ポルトガル	1,358,711,625	0.04
	スイス	883,013,793	0.02
	ジャージー	168,462,200	0.00
	イギリス	116,440,840,800	3.81
	スイス	76,182,791,025	2.49
	スウェーデン	24,359,943,949	0.79
	ノルウェー	4,994,506,737	0.16
	デンマーク	18,241,771,583	0.59
	オーストラリア	51,517,909,359	1.68
	ニュージーランド	1,534,973,240	0.05
	香港	14,601,548,357	0.47
	シンガポール	9,954,649,924	0.32
	イスラエル	4,439,410,930	0.14
	小計	2,957,553,667,990	96.79
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	44,889,171,275	1.46
	フランス	1,141,144,187	0.03
	イギリス	808,953,296	0.02
	オーストラリア	3,060,930,600	0.10
	香港	595,612,000	0.01
	シンガポール	712,020,199	0.02
	小計	51,207,831,557	1.67
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	46,675,809,555	1.52
合計（純資産総額）		3,055,437,309,102	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	35,239,314,382	1.15
	買建	カナダ	1,546,422,257	0.05
	買建	ドイツ	4,338,039,931	0.14
	買建	イギリス	1,802,099,781	0.05
	買建	スイス	1,171,340,139	0.03
	買建	オーストラリア	845,000,100	0.02

（参考）MSCI ジャパンマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	3,840,004,320	98.18
投資証券	日本	6,645,000	0.16

現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	64,518,545	1.64
合計（純資産総額）		3,911,167,865	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	57,110,000	1.46

（参考）新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	4,862,235,251	2.83
	メキシコ	3,088,538,618	1.80
	ブラジル	6,157,042,052	3.59
	チリ	324,508,448	0.18
	コロンビア	93,962,620	0.05
	ギリシャ	1,007,556,190	0.58
	トルコ	810,743,109	0.47
	チェコ	281,507,257	0.16
	ハンガリー	485,539,144	0.28
	ポーランド	1,844,133,888	1.07
	香港	38,101,960,774	22.23
	マレーシア	2,062,048,580	1.20
	タイ	1,600,023,892	0.93
	フィリピン	754,449,526	0.44
	インドネシア	1,914,469,502	1.11
	韓国	17,320,035,577	10.10
	台湾	31,475,320,992	18.36
	インド	29,486,360,389	17.20
	カタール	1,211,212,695	0.70
	エジプト	22,704,307	0.01
	南アフリカ	5,203,721,864	3.03
	アラブ首長国連邦	2,549,848,031	1.48
	クウェート	1,261,718,569	0.73
	サウジアラビア	5,734,273,642	3.34
	小計	157,653,914,917	91.99
新株予約権証券	マレーシア	2,978,932	0.00
投資信託受益証券	アメリカ	5,666,127,620	3.30
投資証券	メキシコ	137,039,949	0.07
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	7,903,825,579	4.61
合計（純資産総額）		171,363,886,997	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	7,353,868,111	4.29
	買建	香港	327,593,526	0.19

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	7,812,126,045	7.3790	57,646,004,797	7.7401	60,466,636,800	84.58
2	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	3,358,920,880	2.0691	6,950,253,235	2.2361	7,510,882,979	10.50
3	日本	親投資信託 受益証券	MSCI ジャパンマザーファンド	2,642,723,453	1.2785	3,378,817,417	1.3186	3,484,695,145	4.87

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.97
合計	99.97

（参考）外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	7,146,700	15,888.55	113,550,723,154	22,843.77	163,257,624,659	5.34
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	2,068,500	55,001.54	113,770,705,561	71,817.07	148,553,612,191	4.86
3	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	4,399,900	31,472.51	138,475,915,074	29,118.39	128,118,025,281	4.19
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2,797,500	27,886.94	78,013,740,440	32,336.07	90,460,164,218	2.96
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インターネット・メディアおよびサービス	641,600	83,491.72	53,568,291,762	106,236.96	68,161,633,728	2.23
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1,308,300	24,652.20	32,252,475,146	39,004.57	51,029,683,510	1.67
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インターネット・メディアおよびサービス	1,708,500	22,361.84	38,205,205,066	25,852.92	44,169,729,709	1.44
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	847,900	38,215.20	32,402,675,964	46,864.86	39,736,715,048	1.30
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インターネット・メディア	1,449,100	22,609.18	32,762,970,418	25,815.27	37,408,920,364	1.22

				イアおよびサービス						
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	819,000	35,167.10	28,801,861,862	41,576.39	34,051,070,863	1.11
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	392,500	76,192.34	29,905,496,771	70,331.32	27,605,043,414	0.90
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	236,100	118,878.01	28,067,100,348	112,292.91	26,512,357,113	0.86
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	505,000	49,653.70	25,075,122,312	50,482.21	25,493,518,120	0.83
14	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	125,290	135,962.16	17,034,700,078	191,601.00	24,005,690,192	0.78
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	1,266,900	16,992.00	21,527,171,641	15,839.31	20,066,831,721	0.65
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	238,500	78,290.07	18,672,183,698	79,691.83	19,006,503,649	0.62
17	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売	129,950	134,981.46	17,540,841,775	142,658.12	18,538,423,136	0.60
18	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売	1,290,300	12,387.69	15,983,843,841	14,085.66	18,174,738,324	0.59
19	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	687,700	24,310.31	16,718,200,357	23,149.32	15,919,791,903	0.52
20	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	705,800	23,662.34	16,700,884,651	22,070.49	15,577,353,324	0.50
21	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売	291,100	51,883.18	15,103,195,954	53,397.23	15,543,936,389	0.50
22	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア	492,800	20,412.66	10,059,361,158	30,444.85	15,003,224,248	0.49
23	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	2,116,000	5,988.10	12,670,822,712	6,823.44	14,438,414,275	0.47
24	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	518,100	29,605.60	15,338,663,908	26,400.31	13,678,001,181	0.44
25	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア	304,900	41,854.13	12,761,325,897	43,772.28	13,346,168,172	0.43
26	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	115,000	105,987.26	12,188,534,961	115,792.95	13,316,189,250	0.43
27	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	1,195,000	10,201.92	12,191,295,106	10,184.48	12,170,462,324	0.39
28	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	268,700	74,520.05	20,023,539,401	44,762.21	12,027,608,272	0.39
29	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	タバコ	455,900	22,544.44	10,278,011,187	26,214.95	11,951,397,665	0.39
30	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア	627,400	12,645.84	7,934,001,818	18,932.45	11,878,225,028	0.38

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.00
		メディア	0.40
		娯楽	1.70
		不動産管理・開発	0.28
		エネルギー設備・サービス	0.15
		石油・ガス・消耗燃料	3.45
		化学	1.41
		建設資材	0.33

容器・包装	0.19
金属・鉱業	1.16
紙製品・林産品	0.05
航空宇宙・防衛	2.55
建設関連製品	0.62
建設・土木	0.37
電気設備	1.23
コングロマリット	0.68
機械	1.65
商社・流通業	0.44
商業サービス・用品	0.60
航空貨物・物流サービス	0.34
旅客航空輸送	0.08
海上運輸	0.04
陸上運輸	0.87
運送インフラ	0.08
自動車用部品	0.08
自動車	1.71
家庭用耐久財	0.20
織維・アパレル・贅沢品	0.76
ホテル・レストラン・レジャー	1.92
販売	0.05
大規模小売り	3.44
専門小売り	1.44
生活必需品流通・小売り	1.79
飲料	1.13
食品	0.99
タバコ	0.70
家庭用品	0.84
パーソナルケア用品	0.44
ヘルスケア機器・用品	2.02
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.36
バイオテクノロジー	1.44
医薬品	3.89
銀行	6.39
金融サービス	3.17
保険	3.13
情報技術サービス	1.33
ソフトウェア	9.34
通信機器	0.73
コンピュータ・周辺機器	4.49

電子装置・機器・部品	0.55
半導体・半導体製造装置	9.84
各種電気通信サービス	0.99
無線通信サービス	0.20
電力	1.62
ガス	0.08
総合公益事業	0.71
水道	0.07
消費者金融	0.47
資本市場	3.64
各種消費者サービス	0.01
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.15
ヘルスケア・テクノロジー	0.07
ライフサイエンス・ツール/サービス	0.72
専門サービス	0.90
新株予約権証券	—
投資証券	—
合 計	98.47

(参考) M S C I ジャパンマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	61,600	2,672.11	164,602,222	2,493.00	153,568,800	3.92
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	40,000	3,831.43	153,257,378	3,730.00	149,200,000	3.81
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	74,600	1,976.39	147,439,334	1,983.00	147,931,800	3.78
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	29,800	3,933.83	117,228,303	4,205.00	125,309,000	3.20
5	日本	株式	任天堂	その他製品	7,200	11,733.29	84,479,699	13,880.00	99,936,000	2.55
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	24,000	3,638.95	87,335,023	3,634.00	87,216,000	2.22
7	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	2,900	22,480.64	65,193,871	27,680.00	80,272,000	2.05
8	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	9,200	8,198.90	75,429,889	8,535.00	78,522,000	2.00
9	日本	株式	キーエンス	電気機器	1,300	59,353.74	77,159,869	57,840.00	75,192,000	1.92
10	日本	株式	三菱重工業	機械	20,800	3,366.06	70,014,061	3,610.00	75,088,000	1.91
11	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	11,900	6,168.71	73,407,680	6,111.00	72,720,900	1.85
12	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	6,200	7,399.08	45,874,352	10,515.00	65,193,000	1.66
13	日本	株式	三菱商事	卸売業	22,200	2,865.47	63,613,570	2,888.00	64,113,600	1.63
14	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	15,500	3,947.69	61,189,349	3,993.00	61,891,500	1.58
15	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	1,200	48,190.00	57,828,000	49,520.00	59,424,000	1.51
16	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	7,700	7,517.83	57,887,333	7,556.00	58,181,200	1.48
17	日本	株式	信越化学工業	化学	11,700	4,575.37	53,531,882	4,772.00	55,832,400	1.42

18	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	5,000	7,334.05	36,670,272	10,655.00	53,275,000	1.36
19	日本	株式	KDDI	情報・通信業	20,000	2,434.89	48,697,878	2,480.00	49,600,000	1.26
20	日本	株式	三井物産	卸売業	16,100	2,972.64	47,859,519	2,947.00	47,446,700	1.21
21	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	10,300	4,288.88	44,175,530	4,425.00	45,577,500	1.16
22	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	186,200	219.67	40,903,910	223.00	41,522,600	1.06
23	日本	株式	富士通	電気機器	11,400	3,408.12	38,852,610	3,515.00	40,071,000	1.02
24	日本	株式	三菱電機	電気機器	12,400	2,977.20	36,917,318	3,111.00	38,576,400	0.98
25	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	27,500	1,423.52	39,146,854	1,394.50	38,348,750	0.98
26	日本	株式	HOYA	精密機器	2,200	16,625.00	36,575,000	17,155.00	37,741,000	0.96
27	日本	株式	第一三共	医薬品	11,200	3,694.64	41,380,059	3,365.00	37,688,000	0.96
28	日本	株式	日本電気	電気機器	8,000	3,833.27	30,666,162	4,219.00	33,752,000	0.86
29	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	14,400	2,226.34	32,059,353	2,323.00	33,451,200	0.85
30	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	7,800	4,409.76	34,396,132	4,248.00	33,134,400	0.84

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	鉱業	0.29
		建設業	1.49
		食料品	2.76
		繊維製品	0.22
		化学	4.08
		医薬品	4.62
		石油・石炭製品	0.44
		ゴム製品	0.55
		ガラス・土石製品	0.14
		鉄鋼	0.59
		非鉄金属	0.81
		機械	5.68
		電気機器	20.77
		輸送用機器	7.56
		精密機器	2.01
		その他製品	3.78
		電気・ガス業	0.94
		陸運業	1.58
		海運業	0.76
		空運業	0.13
		情報・通信業	7.71
		卸売業	6.37
		小売業	3.93
		銀行業	9.21
		証券、商品先物取引業	0.93
		保険業	4.19

		その他金融業	1.03
		不動産業	1.64
		サービス業	3.80
投資証券	—	—	0.16
合 計			98.35

(参考) 新興国株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	3,163,000	4,733.04	14,970,618,413	5,380.02	17,017,003,260	9.93
2	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インターネット・デバイス・メディアおよびサービス	827,000	9,123.26	7,544,942,579	9,459.72	7,823,188,440	4.56
3	アメリカ 投資信託受益 証券	IShares MSCI CHINA A UCITS ETF	—	—	8,348,200	661.75	5,524,502,564	678.72	5,666,127,620	3.30
4	香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	2,207,080	2,270.97	5,012,223,451	2,067.12	4,562,308,038	2.66
5	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	607,930	5,852.79	3,558,090,556	6,487.36	3,943,860,765	2.30
6	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	726,900	3,213.72	2,336,059,007	3,425.33	2,489,872,377	1.45
7	香港	株式	XIAOMI CORPORATION	コンピュータ・周辺機器	2,198,000	947.24	2,082,043,299	1,087.03	2,389,309,524	1.39
8	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	70,090	20,346.35	1,426,075,812	30,302.80	2,123,923,252	1.23
9	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	781,700	2,342.65	1,831,251,283	2,576.18	2,013,799,906	1.17
10	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	12,345,000	122.83	1,516,374,244	148.07	1,827,963,654	1.06
11	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	676,600	2,361.96	1,598,107,601	2,485.74	1,681,851,684	0.98
12	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジヤー	638,940	2,600.47	1,661,549,511	2,386.13	1,524,597,736	0.88
13	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	89,140	15,867.59	1,414,437,263	15,225.32	1,357,185,328	0.79
14	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1,604,649	732.77	1,175,844,957	821.94	1,318,937,234	0.76
15	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	195,538	6,598.47	1,290,252,726	6,401.22	1,251,683,223	0.73
16	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	426,800	2,562.92	1,093,854,256	2,733.60	1,166,700,480	0.68
17	インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	無線通信サービス	329,500	3,142.28	1,035,381,260	3,446.07	1,135,480,065	0.66
18	香港	株式	BYD CO LTD-H	自動車	468,000	2,378.76	1,113,259,680	2,290.24	1,071,836,064	0.62
19	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	8,270,000	100.68	832,643,448	116.54	963,792,416	0.56
20	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	249,400	3,714.24	926,331,456	3,752.93	935,980,742	0.54

21	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	大規模小売り	20,880	41,345.44	863,292,791	44,769.14	934,779,764	0.54
22	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	221,050	3,018.62	667,267,720	3,831.83	847,026,464	0.49
23	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	860,500	858.43	738,686,627	929.37	799,728,048	0.46
24	香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	9,120,000	83.41	760,729,070	86.11	785,366,976	0.45
25	アメリカ	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	403,700	1,857.91	750,039,195	1,918.73	774,592,310	0.45
26	香港	株式	JD.COM, INC.	大規模小売り	311,567	2,424.85	755,506,355	2,402.73	748,612,001	0.43
27	サウジアラビア	株式	SAUDI ARABIAN OIL CO	石油・ガス・消耗燃料	767,940	967.59	743,054,984	940.16	721,991,846	0.42
28	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	118,600	5,850.00	693,810,129	5,849.87	693,794,582	0.40
29	香港	株式	TRIP.COM GROUP LTD	ホテル・レストラン・レジヤー	80,000	8,825.38	706,030,720	8,467.64	677,411,840	0.39
30	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	銀行	683,990	982.06	671,722,030	956.74	654,401,236	0.38

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.69
		メディア	0.03
		娯楽	1.01
		不動産管理・開発	1.43
		エネルギー設備・サービス	0.08
		石油・ガス・消耗燃料	3.88
		化学	1.19
		建設資材	0.65
		容器・包装	0.02
		金属・鉱業	3.22
		紙製品・林産品	0.08
		航空宇宙・防衛	0.83
		建設関連製品	0.02
		建設・土木	0.52
		電気設備	1.09
		コングロマリット	0.93
		機械	0.79
		商社・流通業	0.07
		商業サービス・用品	0.03
		航空貨物・物流サービス	0.21
		旅客航空輸送	0.34
		海上運輸	0.32
		陸上運輸	0.14
		運送インフラ	0.61
		自動車用部品	0.51

	自動車	2.84
	家庭用耐久財	0.32
	繊維・アパレル・贅沢品	0.66
	ホテル・レストラン・レジャー	2.05
	大規模小売り	4.68
	専門小売り	0.77
	生活必需品流通・小売り	1.08
	飲料	0.79
	食品	1.17
	タバコ	0.31
	家庭用品	0.03
	パーソナルケア用品	0.47
	ヘルスケア機器・用品	0.06
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.54
	バイオテクノロジー	0.80
	医薬品	1.03
	銀行	17.07
	金融サービス	0.97
	保険	2.88
	情報技術サービス	1.83
	ソフトウェア	0.15
	通信機器	0.20
	コンピュータ・周辺機器	5.39
	電子装置・機器・部品	2.06
	半導体・半導体製造装置	12.91
	各種電気通信サービス	1.08
	無線通信サービス	1.53
	電力	1.10
	ガス	0.26
	総合公益事業	0.11
	水道	0.14
	消費者金融	0.69
	資本市場	0.84
	各種消費者サービス	0.12
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.64
	ライフサイエンス・ツール/サービス	0.41
	その他の業種	0.00
新株予約権証券	—	0.00
投資信託受益証券	—	3.30
投資証券	—	0.07
合計		95.38

②【投資不動産物件】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

該当事項はありません。

（参考）外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）MSCIジャパンマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

該当事項はありません。

（参考）外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴマ ーカンタイ ル取引所	E-mini S&P500 株 価指数先物(2025 年09月限)	買建	782	米ドル	237,182,227.5	34,346,358,363	243,348,625	35,239,314,382	1.15
	カナダ	モントリオ ール取引所	S&P TSX60 株価指 数先物(2025年09 月限)	買建	46	カナダドル	14,553,268	1,538,134,895	14,631,680	1,546,422,257	0.05
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	ユーロ 50 株価指 数先物(2025年09 月限)	買建	479	ユーロ	25,424,455	4,313,513,035	25,569,020	4,338,039,931	0.14
	オース トラリア	シドニー先 物取引所	SPI200 株価指数先 物(2025年09月 限)	買建	42	豪ドル	8,967,225	847,402,763	8,941,800	845,000,100	0.02
	イギリ ス	ロンドン国 際金融先物 オプション 取引所	FT100 株価指数先 物(2025年09月 限)	買建	103	英ポンド	9,121,145	1,811,094,552	9,075,845	1,802,099,781	0.05
	スイス	ユーレック ス・チューリッヒ取 引所	SMI 株価指数先物 (2025年09月限)	買建	54	スイスフラン	6,507,990	1,179,052,549	6,465,420	1,171,340,139	0.03

（参考）MSCIジャパンマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率
----	-----	----	-----------	----	----	-------------	------------	----------

								(%)
株価指數先物取引	大阪取引所	ミニ TOPIX 先物(2025 年 09 月限)	買建	20	日本円	55,743,800	57,110,000	1.46

(参考) 新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	インターパーク ンチネンタル取引所	MSCI エマージン グ・マーケット指 数先物(2025 年 09 月限)	買建	825	米ドル	49,947,555	7,232,905,437	50,782,875	7,353,868,111
	香港	香港先物取 引所	MSCI China A 50 Connect 指数先物 (2025 年 07 月限)	買建	43	米ドル	2,228,475	322,705,465	2,262,230	327,593,526

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

2025年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1 計算期間	(2024年 6月 3日)	15,415	15,415	1.3076	1.3076
第2 計算期間	(2025年 6月 3日)	64,233	64,233	1.3555	1.3555
	2024年 6月末日	19,651	—	1.3713	—
	7月末日	22,317	—	1.2978	—
	8月末日	25,557	—	1.2733	—
	9月末日	29,708	—	1.2921	—
	10月末日	35,745	—	1.3807	—
	11月末日	39,620	—	1.3789	—
	12月末日	45,403	—	1.4360	—
	2025年 1月末日	50,017	—	1.4369	—
	2月末日	51,631	—	1.3687	—
	3月末日	54,342	—	1.3265	—
	4月末日	56,234	—	1.2716	—
	5月末日	64,502	—	1.3618	—
	6月末日	71,483	—	1.4260	—

② 【分配の推移】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

	計算期間	1 口当たりの分配金
第1計算期間	2023年 7月 10日～2024年 6月 3日	0.0000 円
第2計算期間	2024年 6月 4日～2025年 6月 3日	0.0000 円

③【収益率の推移】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2023年 7月 10日～2024年 6月 3日	30.8%
第2計算期間	2024年 6月 4日～2025年 6月 3日	3.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

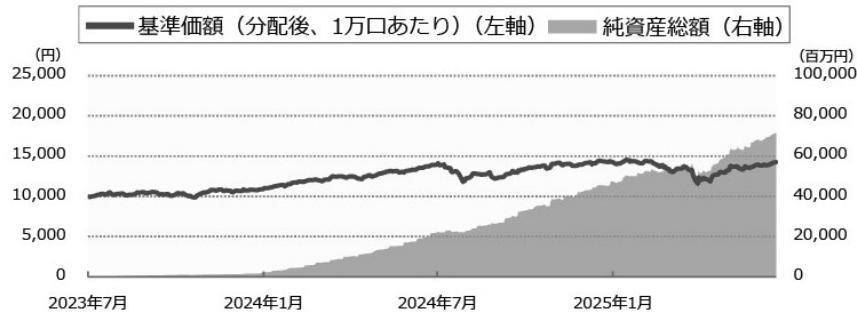
	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2023年 7月 10日～2024年 6月 3日	12,610,431,864	820,767,761	11,789,664,103
第2計算期間	2024年 6月 4日～2025年 6月 3日	38,117,434,322	2,518,772,923	47,388,325,502

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2025年6月30日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次: 設定来)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

期間	分配額 (円)
2025年6月	0 円
2024年6月	0 円
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率

銘柄	投資比率(%)
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	84.6
MSCIジャパンマザーファンド	4.9
新興国株式マザーファンド	10.5

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄
実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	4.5
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	4.1
3	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	3.5
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2.5
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.9
6	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1.4
7	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.2
8	TESLA INC	自動車	1.1
9	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.0
10	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	0.9

実質的な国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域	投資比率 (%)
1	アメリカ	63.6
2	イギリス	3.2
3	カナダ	2.8
4	フランス	2.4
5	ドイツ	2.3

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。

・「MSCIジャパンマザーファンド」を通じての投資銘柄

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.2
2	ソニーグループ	電気機器	0.2
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	0.2
4	日立製作所	電気機器	0.2
5	任天堂	その他製品	0.1
6	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	0.1
7	東京エレクトロン	電気機器	0.1
8	リクルートホールディングス	サービス業	0.1
9	キーエンス	電気機器	0.1
10	三菱重工業	機械	0.1

・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

実質的な銘柄別投資比率（上位）

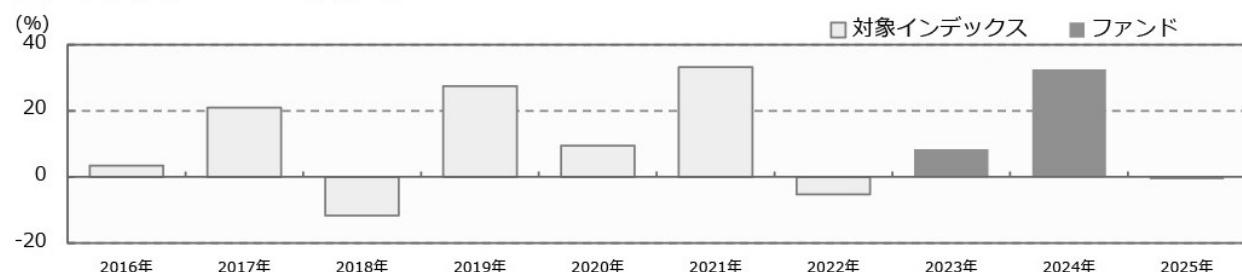
順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	1.0
2	TENCENT HOLDINGS LTD	インターネット・メディアおよびサービス	0.5
3	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	0.3
4	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	0.3
5	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	0.2
6	HDFC BANK LIMITED	銀行	0.2
7	XIAOMI CORPORATION	コンピュータ・周辺機器	0.1
8	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	0.1
9	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	0.1
10	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	0.1

実質的な国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域	投資比率（%）
1	香港	2.3
2	台湾	1.9
3	インド	1.8
4	韓国	1.1
5	アメリカ	0.6

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。

■ 年間收益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2016年から2022年は対象インデックスの年間收益率。(出所: MSCI)
- ・2023年は設定日(2023年7月10日)から年末までの收益率。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

・申込日当日がニューヨーク証券取引所の休業日の場合

(4) 販売単位

1口単位または1円単位（当初元本1口=1円）（分配金を再投資する場合には1口単位）とします。

(5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(7) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(8) 申込受け付けの中止および取り消し

委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付け

た取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(9) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後 3 時 30 分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4) 換金単位

1 口単位または 1 円単位で換金できます。

(5) 換金価額

換金申込日の翌営業日の基準価額となります。

(6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して 7 営業日目から販売会社において支払います。

(8) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による

市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等) があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(9) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発

行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2023年7月10日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年6月4日から翌年6月3日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

(i)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii)委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(iii)上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv)上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi)上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii)上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てすることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすること

により当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

(i)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(2024年6月4日から2025年6月3日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年8月5日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているはじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）の2024年6月4日から2025年6月3日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）の2025年6月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）】

（1）【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2024年6月3日現在)	第2期 (2025年6月3日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	38,938,069	107,523,890
親投資信託受益証券	15,410,082,421	64,213,057,920
未収入金	-	1,944,083
未収利息	87	1,438
流動資産合計	15,449,020,577	64,322,527,331
資産合計	15,449,020,577	64,322,527,331
負債の部		
流動負債		
未払解約金	31,196,955	73,390,109
未払受託者報酬	633,167	5,008,492
未払委託者報酬	1,266,283	10,016,922
その他未払費用	108,494	858,534
流動負債合計	33,204,899	89,274,057
負債合計	33,204,899	89,274,057
純資産の部		
元本等		
元本	11,789,664,103	47,388,325,502
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,626,151,575	16,844,927,772
（分配準備積立金）	1,353,129,659	2,104,089,543
元本等合計	15,415,815,678	64,233,253,274
純資産合計	15,415,815,678	64,233,253,274
負債純資産合計	15,449,020,577	64,322,527,331

（2）【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 2023年7月10日 至 2024年6月3日	第2期 自 2024年6月4日 至 2025年6月3日
営業収益		
受取利息	4,229	246,325
有価証券売買等損益	1,399,676,997	926,039,847
営業収益合計	1,399,681,226	926,286,172
営業費用		
支払利息	2,154	-
受託者報酬	712,341	7,662,516

委託者報酬	1,424,558	15,324,911
その他費用	122,023	1,313,448
営業費用合計	2,261,076	24,300,875
営業利益又は営業損失 (△)	1,397,420,150	901,985,297
経常利益又は経常損失 (△)	1,397,420,150	901,985,297
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,397,420,150	901,985,297
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	44,290,491	35,841,445
期首剩余金又は期首次損金 (△)	-	3,626,151,575
剩余金増加額又は欠損金減少額	2,345,952,726	13,173,820,845
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	2,345,952,726	13,173,820,845
剩余金減少額又は欠損金増加額	72,930,810	821,188,500
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	72,930,810	821,188,500
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金 (△)	3,626,151,575	16,844,927,772

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年6月4日から2025年6月3日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 2024年6月3日現在	第2期 2025年6月3日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 11,789,664,103口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 47,388,325,502口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 1,3076円 (13,076円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 1,3555円 (13,555円)

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第1期 自 2023年7月10日 至 2024年6月3日	第2期 自 2024年6月4日 至 2025年6月3日																																																
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>93,600,566円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>1,259,529,093円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>2,273,021,916円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>3,626,151,575円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>11,789,664,103口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>3,075円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	93,600,566円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,259,529,093円	収益調整金額	C	2,273,021,916円	分配準備積立金額	D	0円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,626,151,575円	当ファンドの期末残存口数	F	11,789,664,103口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,075円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>721,886,486円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>144,257,366円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>14,740,838,229円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,237,945,691円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>16,844,927,772円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>47,388,325,502口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>3,554円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	721,886,486円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	144,257,366円	収益調整金額	C	14,740,838,229円	分配準備積立金額	D	1,237,945,691円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,844,927,772円	当ファンドの期末残存口数	F	47,388,325,502口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,554円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	93,600,566円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,259,529,093円																																															
収益調整金額	C	2,273,021,916円																																															
分配準備積立金額	D	0円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,626,151,575円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	11,789,664,103口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,075円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	721,886,486円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	144,257,366円																																															
収益調整金額	C	14,740,838,229円																																															
分配準備積立金額	D	1,237,945,691円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,844,927,772円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	47,388,325,502口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,554円																																															

10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	0 円

10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	0 円

2. 追加情報

2016 年 1 月 29 日の日本銀行による「マイナス金利付与量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 1 期 自 2023 年 7 月 10 日 至 2024 年 6 月 3 日	第 2 期 自 2024 年 6 月 4 日 至 2025 年 6 月 3 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 1 期 2024 年 6 月 3 日現在	第 2 期 2025 年 6 月 3 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期 自 2023 年 7 月 10 日	第 2 期 自 2024 年 6 月 4 日
----------------------------	---------------------------

至 2024 年 6 月 3 日	至 2025 年 6 月 3 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 1 期 自 2023 年 7 月 10 日 至 2024 年 6 月 3 日	第 2 期 自 2024 年 6 月 4 日 至 2025 年 6 月 3 日
期首元本額	期首元本額
期中追加設定元本額	期中追加設定元本額
期中一部解約元本額	期中一部解約元本額

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 1 期 自 2023 年 7 月 10 日 至 2024 年 6 月 3 日	第 2 期 自 2024 年 6 月 4 日 至 2025 年 6 月 3 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1, 400, 661, 807	926, 129, 290
合計	1, 400, 661, 807	926, 129, 290

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 6 月 3 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 6 月 3 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	外国株式M S C I - K O K U S A I マザーファンド	7, 391, 039, 031	54, 500, 782, 710	
		新興国株式マザーファンド	3, 158, 986, 530	6, 527, 413, 866	
		M S C I ジャパンマザーファンド	2, 491, 676, 846	3, 184, 861, 344	
	小計	銘柄数: 3 組入時価比率: 100. 0%	13, 041, 702, 407	64, 213, 057, 920 100. 0%	
	合計			64, 213, 057, 920	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「外国株式M S C I - K O K U S A I マザーファンド」、「M S C I ジャパンマザーファンド」および「新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資

信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国株式M S C I – KOKUSAI マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025年6月3日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	8,231,779,295
コール・ローン	852,057,857
株式	2,817,629,287,707
投資証券	51,250,903,218
派生商品評価勘定	745,328,566
未収入金	2,791,811,261
未収配当金	3,456,183,041
未収利息	11,395
差入委託証拠金	24,387,981,369
流動資産合計	2,909,345,343,709
資産合計	2,909,345,343,709
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	26,333,179
未払金	6,087,186,836
未払解約金	585,517,017
その他未払費用	10,095,800
流動負債合計	6,709,132,832
負債合計	6,709,132,832
純資産の部	
元本等	
元本	393,638,400,315
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,508,997,810,562
元本等合計	2,902,636,210,877
純資産合計	2,902,636,210,877
負債純資産合計	2,909,345,343,709

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。
--------------------	--

	<p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025年 6月 3日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	7,3739 円
(10,000口当たり純資産額)	(73,739 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024年 6月 4日 至 2025年 6月 3日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
	当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
	これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。
○市場リスクの管理	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。
○信用リスクの管理	市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理	信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年 6月 3日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

新株予約権証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年6月3日現在		
期首		2024年6月4日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	343,538,868,308円	
同期中における追加設定元本額	77,567,189,014円	
同期中における一部解約元本額	27,467,657,007円	
期末元本額	393,638,400,315円	
期末元本額の内訳*		
バランスセレクト30	15,245,397円	
バランスセレクト50	57,164,976円	
バランスセレクト70	79,463,269円	
野村外国株式インデックスファンド	435,575,665円	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,794,279,438円	
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,735,785,417円	
野村世界6資産分散投信(成長コース)	5,666,103,871円	
野村資産設計ファンド2015	5,180,214円	
野村資産設計ファンド2020	5,606,989円	
野村資産設計ファンド2025	8,357,908円	
野村資産設計ファンド2030	15,150,134円	
野村資産設計ファンド2035	16,202,479円	
野村資産設計ファンド2040	29,398,094円	
野村外国株インデックスBコース(野村投資一任口座向け)	34,684,270,964円	
のむラップ・ファンド(保守型)	1,387,985,489円	
のむラップ・ファンド(普通型)	22,001,978,824円	
のむラップ・ファンド(積極型)	28,128,279,006円	
野村資産設計ファンド2045	6,962,843円	
野村インデックスファンド・外国株式	10,352,745,827円	
マイ・ロード	1,474,842,095円	
ネクストコア	8,417,784円	
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	156,327,247円	
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	4,519,240,661円	
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	131,789,219円	
野村資産設計ファンド2050	7,604,702円	
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	1,330,570円	
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,007,454円	
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	980,529円	
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	975,766円	
のむラップ・ファンド(やや保守型)	598,751,864円	
のむラップ・ファンド(やや積極型)	4,150,187,547円	
インデックス・ブレンド(タイプI)	2,090,389円	
インデックス・ブレンド(タイプII)	2,322,704円	
インデックス・ブレンド(タイプIII)	25,959,211円	
インデックス・ブレンド(タイプIV)	12,073,586円	
インデックス・ブレンド(タイプV)	46,417,362円	
野村6資産均等バランス	2,477,369,924円	

野村つみたて外国株投信	21, 218, 744, 601 円
野村外国株（含む新興国）インデックス B コース（野村投資一任口座向け）	5, 423, 087, 575 円
世界6資産分散ファンド	42, 962, 890 円
野村資産設計ファンド2060	7, 293, 646 円
野村スリーゼロ先進国株式投信	4, 951, 552, 135 円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	7, 391, 039, 031 円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAⅠ指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7, 956, 230, 849 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	8, 123, 912, 885 円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	52, 739, 267 円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	37, 313, 205 円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	215, 082, 310 円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	168, 290, 838 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	325, 338 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	1, 631, 748 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	409, 829 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	1, 308, 528 円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	358, 605, 329 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2, 192, 170 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	17, 461, 934 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	42, 615, 096 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1, 449, 250, 991 円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	6, 390, 765 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	1, 099, 179, 833 円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSAⅠインデックスファンド（適格機関投資家専用）	11, 707, 027, 702 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	433, 439 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	663, 096, 670 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	1, 029, 466 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	6, 223, 852 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	8, 628, 981 円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAⅠ（確定拠出年金向け）	123, 520, 683, 482 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	1, 434, 147, 175 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	6, 216, 598, 013 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	7, 416, 032, 152 円
マイバランスDC30	660, 628, 688 円
マイバランスDC50	1, 699, 366, 854 円
マイバランスDC70	1, 834, 843, 729 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAⅠ	54, 423, 040, 902 円
野村DC運用戦略ファンド	557, 521, 433 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	39, 745, 557 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	628, 797, 604 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	467, 517, 309 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	602, 684, 057 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	24, 474, 953 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	12, 803, 791 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	88, 426, 673 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	16, 184, 107 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	18, 462, 332 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	14, 390, 122 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	361, 025, 187 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	303, 719, 527 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	225, 076, 507 円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	312, 767, 409 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	14, 763, 666 円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	129, 089, 815 円

多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	97,472,362 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	64,282,127 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	100,070,843 円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	7,217,092 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	349,080,526 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年6月3日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	293,000	37.32	10,934,760.00	
		HALLIBURTON CO	254,000	20.01	5,082,540.00	
		SCHLUMBERGER LTD	398,000	33.34	13,269,320.00	
		CHENIERE ENERGY INC	65,300	243.23	15,882,919.00	
		CHEVRON CORP	486,000	137.84	66,990,240.00	
		CONOCOPHILLIPS	370,000	86.72	32,086,400.00	
		COTERRA ENERGY INC	226,000	25.08	5,668,080.00	
		DEVON ENERGY CORP	179,000	31.14	5,574,060.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	56,400	137.59	7,760,076.00	
		EOG RESOURCES INC	162,800	111.34	18,126,152.00	
		EQT CORP	163,000	56.66	9,235,580.00	
		EXPAND ENERGY CORP	59,500	119.30	7,098,350.00	
		EXXON MOBIL CORP	1,266,900	103.05	130,554,045.00	
		HESS CORP	86,500	133.75	11,569,375.00	
		KINDER MORGAN INC	589,000	28.65	16,874,850.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	91,200	158.75	14,478,000.00	
		OCCIDENTAL PETE CORP	207,000	41.44	8,578,080.00	
		ONEOK INC	183,000	82.51	15,099,330.00	
		PHILLIPS 66	119,400	114.28	13,645,032.00	
		TARGA RESOURCES CORP	64,100	162.35	10,406,635.00	
		TEXAS PACIFIC LAND CORP	5,820	1,110.14	6,461,014.80	
		VALERO ENERGY CORP	93,800	128.30	12,034,540.00	
		WILLIAMS COS	354,000	61.27	21,689,580.00	
		AIR PRODUCTS	64,700	278.70	18,031,890.00	
		CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	50,000	92.97	4,648,500.00	
		CORTEVA INC	201,000	70.95	14,260,950.00	

DOW INC	205,000	27.20	5,576,000.00	
DUPONT DE NEMOURS INC	124,000	66.08	8,193,920.00	
ECOLAB INC	74,100	265.15	19,647,615.00	
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	73,000	75.71	5,526,830.00	
LINDE PLC	139,100	464.57	64,621,687.00	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	77,000	54.44	4,191,880.00	
PPG INDUSTRIES	66,500	110.35	7,338,275.00	
RPM INTERNATIONAL INC	35,800	112.66	4,033,228.00	
SHERWIN-WILLIAMS	69,400	355.44	24,667,536.00	
CRH PLC	200,000	90.99	18,198,000.00	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	18,100	541.61	9,803,141.00	
VULCAN MATERIALS CO	38,300	263.38	10,087,454.00	
AMCOR PLC	658,000	9.03	5,941,740.00	
AVERY DENNISON CORP	24,400	176.18	4,298,792.00	
BALL CORP	84,000	52.15	4,380,600.00	
CROWN HOLDINGS INC	33,700	96.72	3,259,464.00	
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	144,000	47.20	6,796,800.00	
PACKAGING CORP OP AMERICA	25,500	192.26	4,902,630.00	
SMURFIT WESTROCK PLC	150,000	42.62	6,393,000.00	
FREEPORT-MCMORAN INC	415,000	40.15	16,662,250.00	
NEWMONT CORP	335,000	55.58	18,619,300.00	
NUCOR CORP	69,900	120.40	8,415,960.00	
RELIANCE INC	16,000	301.91	4,830,560.00	
STEEL DYNAMICS	41,600	135.71	5,645,536.00	
AXON ENTERPRISE INC	21,100	758.57	16,005,827.00	
BOEING CO	220,400	211.47	46,607,988.00	
GENERAL DYNAMICS	67,900	275.71	18,720,709.00	
GENERAL ELECTRIC CO	312,400	247.48	77,312,752.00	
HEICO CORP	13,400	300.91	4,032,194.00	
HEICO CORP-CLASS A	22,300	236.11	5,265,253.00	
HOWMET AEROSPACE INC	112,400	172.65	19,405,860.00	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	55,400	243.16	13,471,064.00	
LOCKHEED MARTIN	61,800	478.82	29,591,076.00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	40,200	483.38	19,431,876.00	
RTX CORP	391,500	137.46	53,815,590.00	
TEXTRON INC	54,000	73.53	3,970,620.00	

TRANSDIGM GROUP INC	16,320	1,453.77	23,725,526.40	
ALLEGION PLC	24,300	139.41	3,387,663.00	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	34,100	105.63	3,601,983.00	
CARLISLE COS INC	13,300	372.21	4,950,393.00	
CARRIER GLOBAL CORP	228,000	70.34	16,037,520.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	195,000	100.39	19,576,050.00	
LENNOX INTERNATIONAL INC	9,400	551.78	5,186,732.00	
MASCO CORP	63,000	61.33	3,863,790.00	
OWENS CORNING INC	25,200	132.55	3,340,260.00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	66,100	430.36	28,446,796.00	
AECOM	37,700	109.09	4,112,693.00	
EMCOR GROUP INC	13,500	469.55	6,338,925.00	
QUANTA SERVICES INC	43,100	345.53	14,892,343.00	
AMETEK INC	68,400	176.32	12,060,288.00	
EATON CORP PLC	114,700	318.86	36,573,242.00	
EMERSON ELEC	165,600	118.86	19,683,216.00	
GE VERNONA INC	80,100	485.16	38,861,316.00	
HUBBELL INC	15,700	381.34	5,987,038.00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	32,400	317.28	10,279,872.00	
VERTIV HOLDINGS CO	105,000	109.23	11,469,150.00	
3M CORP	158,000	146.40	23,131,200.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	189,900	225.52	42,826,248.00	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	46,000	43.51	2,001,460.00	
CATERPILLAR INC DEL	140,000	344.67	48,253,800.00	
CNH INDUSTRIAL NV	247,000	12.40	3,062,800.00	
CUMMINS INC	39,700	317.24	12,594,428.00	
DEERE & COMPANY	75,900	507.84	38,545,056.00	
DOVER CORP	41,000	176.08	7,219,280.00	
FORTIVE CORP	101,000	70.26	7,096,260.00	
GRACO INC	47,000	83.76	3,936,720.00	
IDEX CORP	22,000	179.17	3,941,740.00	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	81,700	242.65	19,824,505.00	
INGERSOLL-RAND INC	118,000	81.06	9,565,080.00	
NORDSON CORP	14,900	212.18	3,161,482.00	
OTIS WORLDWIDE CORP	115,500	94.21	10,881,255.00	

PACCAR	153,000	91.77	14,040,810.00	
PARKER HANNIFIN CORP	37,400	660.30	24,695,220.00	
PENTAIR PLC	49,000	98.51	4,826,990.00	
SNAP-ON INC	15,600	316.49	4,937,244.00	
WABTEC CORP	49,900	201.73	10,066,327.00	
XYLEM INC	70,700	125.70	8,886,990.00	
AERCAP HOLDINGS NV	56,300	115.81	6,520,103.00	
FASTENAL CO	334,000	40.91	13,663,940.00	
FERGUSON ENTERPRISES INC	57,400	180.29	10,348,646.00	
GRAINGER (W. W.) INC	13,460	1,074.44	14,461,962.40	
UNITED RENTALS INC	19,400	691.15	13,408,310.00	
WATSCO INC	10,100	433.75	4,380,875.00	
CINTAS CORP	105,400	226.69	23,893,126.00	
COPART INC	270,000	50.80	13,716,000.00	
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	63,800	258.07	16,464,866.00	
ROLLINS INC	88,000	58.58	5,155,040.00	
VERALTO CORP	72,200	100.28	7,240,216.00	
WASTE CONNECTIONS INC	76,100	196.31	14,939,191.00	
WASTE MANAGEMENT INC	117,900	242.10	28,543,590.00	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	32,500	96.12	3,123,900.00	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	40,400	111.21	4,492,884.00	
FEDEX CORPORATION	67,500	217.89	14,707,575.00	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	215,000	97.36	20,932,400.00	
DELTA AIR LINES INC	50,000	48.50	2,425,000.00	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	24,000	81.23	1,949,520.00	
CSX CORP	555,000	31.24	17,338,200.00	
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	670,000	4.85	3,249,500.00	
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	22,400	136.65	3,060,960.00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	66,500	245.26	16,309,790.00	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	55,800	160.00	8,928,000.00	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	30,000	56.81	1,704,300.00	
UBER TECHNOLOGIES INC	553,000	83.64	46,252,920.00	
UNION PAC CORP	175,500	218.89	38,415,195.00	
APTIV PLC	71,000	65.30	4,636,300.00	
FORD MOTOR COMPANY	1,140,000	9.98	11,377,200.00	
GENERAL MOTORS CO	283,000	47.69	13,496,270.00	

RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	234,000	14.10	3,299,400.00	
TESLA INC	847,900	342.69	290,566,851.00	
DR HORTON INC	85,600	116.89	10,005,784.00	
GARMIN LTD	45,000	202.95	9,132,750.00	
LENNAR CORP-A	68,000	105.02	7,141,360.00	
NVR INC	890	7,043.41	6,268,634.90	
PULTEGROUP INC	59,300	97.55	5,784,715.00	
DECKERS OUTDOOR CORP	44,700	105.01	4,693,947.00	
LULULEMON ATHLETICA INC	32,200	322.95	10,398,990.00	
NIKE INC-B	348,000	61.57	21,426,360.00	
AIRBNB INC-CLASS A	126,000	129.62	16,332,120.00	
BOOKING HOLDINGS INC	9,610	5,538.91	53,228,925.10	
CARNIVAL CORP	311,000	23.54	7,320,940.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	401,000	49.84	19,985,840.00	
DARDEN RESTAURANTS INC	33,800	216.85	7,329,530.00	
DOMINOS PIZZA INC	10,100	466.00	4,706,600.00	
DOORDASH INC-A	105,200	212.79	22,385,508.00	
DRAFTKINGS INC	130,000	33.73	4,384,900.00	
EXPEDIA GROUP INC	36,000	167.17	6,018,120.00	
FLUTTER ENTERTAINMENT PUBLIC LIMITED COM	51,400	245.83	12,635,662.00	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	70,200	249.13	17,488,926.00	
HYATT HOTELS CORP-CL A	12,900	130.51	1,683,579.00	
LAS VEGAS SANDS CORP	109,000	41.11	4,480,990.00	
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	69,600	261.21	18,180,216.00	
MCDONALD'S CORP	209,300	312.68	65,443,924.00	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	75,300	261.93	19,723,329.00	
STARBUCKS CORP	333,000	85.19	28,368,270.00	
YUM BRANDS INC	80,700	144.63	11,671,641.00	
GENUINE PARTS CO	40,900	128.27	5,246,243.00	
LKQ CORP	76,000	40.11	3,048,360.00	
POOL CORP	10,500	300.00	3,150,000.00	
AMAZON.COM INC	2,797,500	206.65	578,103,375.00	
EBAY INC	136,000	74.53	10,136,080.00	
MERCADOLIBRE INC	13,390	2,593.44	34,726,161.60	
AUTOZONE	4,940	3,749.81	18,524,061.40	

BEST BUY COMPANY INC	61,000	68.27	4,164,470.00	
BURLINGTON STORES INC	18,700	232.86	4,354,482.00	
CARVANA CO	35,600	331.44	11,799,264.00	
DICK S SPORTING GOODS INC	17,300	176.48	3,053,104.00	
HOME DEPOT	291,100	367.96	107,113,156.00	
LOWES COS INC	163,900	225.52	36,962,728.00	
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	16,970	1,370.68	23,260,439.60	
ROSS STORES INC	97,400	142.42	13,871,708.00	
TJX COS INC	328,300	128.43	42,163,569.00	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	155,000	47.86	7,418,300.00	
ULTA BEAUTY INC	13,900	475.67	6,611,882.50	
WILLIAMS SONOMA INC	36,500	158.22	5,775,030.00	
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	105,000	22.02	2,312,100.00	
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	129,950	1,056.85	137,337,657.50	
DOLLAR GENERAL CORP	63,000	97.17	6,121,710.00	
DOLLAR TREE INC	60,000	91.24	5,474,400.00	
KROGER CO	184,000	68.20	12,548,800.00	
SYSSCO CORP	144,000	73.06	10,520,640.00	
TARGET CORP	133,700	93.32	12,476,884.00	
WALMART INC	1,290,300	99.77	128,733,231.00	
BROWN-FORMAN CORP-CL B	55,000	33.20	1,826,000.00	
COCA COLA CO	1,195,000	72.00	86,040,000.00	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	68,000	91.56	6,226,080.00	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	47,200	174.17	8,220,824.00	
KEURIG DR PEPPER INC	381,000	33.25	12,668,250.00	
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	52,000	52.87	2,749,240.00	
MONSTER BEVERAGE CORP	211,000	63.83	13,468,130.00	
PEPSICO INC	400,700	130.91	52,455,637.00	
ARCHER DANIELS MIDLAND	138,000	48.10	6,637,800.00	
BUNGE GLOBAL SA	41,000	78.37	3,213,170.00	
CONAGRA BRANDS INC	135,000	22.76	3,072,600.00	
GENERAL MILLS	161,000	54.13	8,714,930.00	
HERSHEY CO/THE	44,100	161.45	7,119,945.00	
HORMEL FOODS CORP	86,000	30.85	2,653,100.00	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	32,400	112.00	3,628,800.00	
KELLANOVA	82,000	82.13	6,734,660.00	

KRAFT HEINZ CO/THE	258,000	26.63	6,870,540.00	
MCCORMICK & CO INC.	76,000	73.44	5,581,440.00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	379,000	67.51	25,586,290.00	
THE CAMPBELL'S COMPANY	52,000	34.25	1,781,000.00	
TYSON FOODS INC-CL A	84,000	56.16	4,717,440.00	
ALTRIA GROUP INC	497,000	60.63	30,133,110.00	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	455,900	182.75	83,315,725.00	
CHURCH & DWIGHT CO INC	69,800	99.04	6,912,992.00	
CLOROX CO	35,200	130.29	4,586,208.00	
COLGATE PALMOLIVE CO.	225,300	91.93	20,711,829.00	
KIMBERLY-CLARK CORP	96,300	141.68	13,643,784.00	
PROCTER & GAMBLE CO	687,700	167.78	115,382,306.00	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	68,000	66.65	4,532,200.00	
KENVUE INC	567,000	23.67	13,420,890.00	
ABBOTT LABORATORIES	506,500	133.57	67,653,205.00	
ALIGN TECHNOLOGY INC	21,100	178.51	3,766,561.00	
BAXTER INTERNATIONAL INC.	143,000	29.55	4,225,650.00	
BECKTON, DICKINSON	84,300	169.40	14,280,420.00	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	433,800	104.17	45,188,946.00	
COOPER COS INC/THE	58,000	67.00	3,886,000.00	
DEXCOM INC	116,000	85.51	9,919,160.00	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	171,000	78.10	13,355,100.00	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	136,000	70.15	9,540,400.00	
HOLOGIC INC	69,000	62.01	4,278,690.00	
IDEXX LABORATORIES INC	23,900	514.80	12,303,720.00	
INSULET CORP	19,900	325.00	6,467,500.00	
INTUITIVE SURGICAL INC	104,900	553.29	58,040,121.00	
MEDTRONIC PLC	376,000	83.74	31,486,240.00	
RESMED INC	42,600	244.03	10,395,678.00	
SOLVENTUM CORP	44,000	73.12	3,217,280.00	
STERIS PLC	28,000	242.08	6,778,240.00	
STRYKER CORP	100,600	380.86	38,314,516.00	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	57,000	91.11	5,193,270.00	
CARDINAL HEALTH INC	70,200	155.25	10,898,550.00	
CENCORA INC	54,200	292.07	15,830,194.00	
CENTENE CORP	146,000	54.91	8,016,860.00	

CVS HEALTH CORP	371,000	63.60	23,595,600.00	
DAVITA INC	12,300	134.41	1,653,243.00	
ELEVANCE HEALTH INC	66,300	377.05	24,998,415.00	
HCA HEALTHCARE INC	54,100	382.16	20,674,856.00	
HUMANA INC	34,900	231.39	8,075,511.00	
LABCORP HOLDINGS INC	24,200	247.85	5,997,970.00	
MCKESSON CORP	36,700	721.75	26,488,225.00	
MOLINA HEALTHCARE INC	16,700	297.35	4,965,745.00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	31,700	174.40	5,528,480.00	
THE CIGNA GROUP	79,400	314.99	25,010,206.00	
UNITEDHEALTH GROUP INC	268,700	304.72	81,878,264.00	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	18,000	187.38	3,372,840.00	
ABBVIE INC	518,100	186.99	96,879,519.00	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	38,300	306.09	11,723,247.00	
AMGEN INC	157,000	288.47	45,289,790.00	
BIOGEN INC	41,800	131.14	5,481,652.00	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	55,000	57.05	3,137,750.00	
GILEAD SCIENCES INC	365,500	108.91	39,806,605.00	
INCYTE CORP	47,000	65.31	3,069,570.00	
NATERA INC	38,000	160.69	6,106,220.00	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	30,800	124.56	3,836,448.00	
REGENERON PHARMACEUTICALS	31,400	490.81	15,411,434.00	
UNITED THERAPEUTICS CORP	12,300	325.48	4,003,404.00	
VERTEX PHARMACEUTICALS	75,600	445.43	33,674,508.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	595,000	48.79	29,030,050.00	
ELI LILLY & CO.	236,100	747.12	176,395,032.00	
JOHNSON & JOHNSON	705,800	155.40	109,681,320.00	
MERCK & CO INC	739,100	76.25	56,356,375.00	
PFIZER INC	1,662,000	23.46	38,990,520.00	
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	108,000	33.26	3,592,080.00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	333,000	17.26	5,747,580.00	
ZOETIS INC	130,700	169.42	22,143,194.00	
BANK OF AMERICA CORP	2,116,000	44.08	93,273,280.00	
CITIGROUP	552,000	75.80	41,841,600.00	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	125,000	40.06	5,007,500.00	
FIFTH THIRD BANCORP	197,000	38.08	7,501,760.00	

FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,890	1,799.50	5,200,555.00	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	434,000	15.58	6,761,720.00	
JPMORGAN CHASE & CO	819,000	264.66	216,756,540.00	
KEYCORP	260,000	15.80	4,108,000.00	
M & T BANK CORP	48,300	180.04	8,695,932.00	
PNC FINANCIAL	115,300	173.94	20,055,282.00	
REGIONS FINANCIAL CORP	269,000	21.11	5,678,590.00	
TRUIST FINANCIAL CORP	387,000	39.23	15,182,010.00	
US BANCORP	453,000	43.62	19,759,860.00	
WELLS FARGO CO	955,000	74.72	71,357,600.00	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	116,800	130.52	15,244,736.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	392,500	502.81	197,352,925.00	
BLOCK INC	163,000	61.76	10,066,880.00	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	76,000	32.62	2,479,120.00	
CORPAY INC	19,100	322.07	6,151,537.00	
EQUITABLE HOLDINGS INC	91,000	52.70	4,795,700.00	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	155,000	79.09	12,258,950.00	
FISERV INC	163,600	162.00	26,503,200.00	
GLOBAL PAYMENTS INC	73,400	74.91	5,498,394.00	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	21,400	180.37	3,859,918.00	
MASTERCARD INC	238,500	581.22	138,620,970.00	
PAYPAL HOLDINGS INC	277,000	70.93	19,647,610.00	
TOAST INC-CLASS A	132,000	42.99	5,674,680.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	505,000	365.32	184,486,600.00	
AFLAC INC	151,900	103.80	15,767,220.00	
ALLSTATE CORP	77,900	212.64	16,564,656.00	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	20,000	124.85	2,497,000.00	
AMERICAN INTL GROUP	171,000	85.76	14,664,960.00	
AON PLC	56,500	376.16	21,253,040.00	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	107,800	96.27	10,377,906.00	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	75,100	348.77	26,192,627.00	
BROWN & BROWN INC	69,800	113.40	7,915,320.00	
CHUBB LTD	112,400	299.93	33,712,132.00	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	46,700	151.60	7,079,720.00	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,900	359.69	2,481,861.00	
EVEREST GROUP LTD	12,400	351.74	4,361,576.00	

FNF GROUP	75,000	54.46	4,084,500.00	
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	84,000	129.87	10,909,080.00	
LOEWS CORP	53,000	89.67	4,752,510.00	
MARKEL GROUP INC	3,710	1,959.46	7,269,596.60	
MARSH & MCLENNAN COS	144,100	234.76	33,828,916.00	
METLIFE INC	170,000	78.68	13,375,600.00	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	65,000	76.97	5,003,050.00	
PROGRESSIVE CO	171,100	288.74	49,403,414.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	103,100	103.60	10,681,160.00	
TRAVELERS COS INC/THE	66,000	276.34	18,238,440.00	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	28,900	317.31	9,170,259.00	
WR BERKLEY CORP	88,000	75.17	6,614,960.00	
ACCENTURE PLC-CL A	182,700	314.47	57,453,669.00	
AKAMAI TECHNOLOGIES	41,600	76.17	3,168,672.00	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	90,500	169.70	15,357,850.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	144,000	80.27	11,558,880.00	
GARTNER INC	22,100	429.86	9,499,906.00	
GODADDY INC - CLASS A	40,100	182.07	7,301,007.00	
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	271,600	263.90	71,675,240.00	
MONGODB INC	24,100	193.00	4,651,300.00	
OKTA INC	47,000	104.73	4,922,310.00	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	93,300	210.17	19,608,861.00	
TWILIO INC - A	40,700	119.60	4,867,720.00	
VERISIGN INC	25,300	275.56	6,971,668.00	
WIX.COM LTD	16,000	148.96	2,383,360.00	
ADOBE INC	124,800	403.40	50,344,320.00	
ANSYS INC	25,200	332.61	8,381,772.00	
APPLOVIN CORP-CLASS A	68,100	401.91	27,370,071.00	
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	47,900	205.63	9,849,677.00	
AUTODESK INC.	63,300	295.26	18,689,958.00	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	48,000	47.64	2,286,720.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	79,600	292.53	23,285,388.00	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	26,100	229.89	6,000,129.00	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	72,300	479.17	34,643,991.00	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	13,400	393.83	5,277,322.00	

DATADOG INC - CLASS A	83,800	117.74	9,866,612.00	
DOCUSIGN INC	61,000	89.20	5,441,200.00	
DYNATRACE INC	84,000	53.81	4,520,040.00	
FAIR ISAAC CORP	7,180	1,748.26	12,552,506.80	
FORTINET INC	191,700	102.47	19,643,499.00	
GEN DIGITAL INC	153,000	28.36	4,339,080.00	
HUBSPOT INC	14,600	592.02	8,643,492.00	
INTUIT INC	81,700	764.99	62,499,683.00	
MICROSOFT CORP	2,068,500	461.97	955,584,945.00	
MICROSTRATEGY INC-CL A	72,700	372.27	27,064,029.00	
MONDAY. COM LTD	11,500	304.08	3,496,920.00	
NUTANIX INC - A	72,000	77.06	5,548,320.00	
ORACLE CORPORATION	492,800	166.57	82,085,696.00	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	627,400	132.04	82,841,896.00	
PALO ALTO NETWORKS INC	194,300	194.86	37,861,298.00	
PTC INC	34,600	166.75	5,769,550.00	
ROPER TECHNOLOGIES INC	31,200	566.69	17,680,728.00	
SALESFORCE INC	281,500	261.62	73,646,030.00	
SAMSARA INC-CL A	85,000	46.64	3,964,400.00	
SERVICENOW INC	60,630	1,012.11	61,364,229.30	
SYNOPSYS INC	44,900	466.15	20,930,135.00	
TYLER TECHNOLOGIES INC	12,500	564.72	7,059,000.00	
WORKDAY INC-CLASS A	63,100	247.75	15,633,025.00	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	73,000	81.27	5,932,710.00	
ZSCALER INC	29,700	293.18	8,707,446.00	
ARISTA NETWORKS INC	315,000	89.78	28,280,700.00	
CISCO SYSTEMS	1,163,000	63.85	74,257,550.00	
F5 INC	16,700	286.02	4,776,534.00	
JUNIPER NETWORKS INC	99,000	35.87	3,551,130.00	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	49,200	419.17	20,623,164.00	
APPLE INC	4,399,900	201.70	887,459,830.00	
DELL TECHNOLOGIES-C	95,800	108.08	10,354,064.00	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	377,000	17.34	6,537,180.00	
HP INC	270,000	24.91	6,725,700.00	
NETAPP INC	58,400	98.77	5,768,168.00	
PURE STORAGE INC - CLASS A	90,000	53.57	4,821,300.00	

SEAGATE TECHNOLOGY	63,000	119.15	7,506,450.00	
SUPER MICRO COMPUTER INC	151,000	41.20	6,221,200.00	
WESTERN DIGITAL CORP	104,000	52.19	5,427,760.00	
AMPHENOL CORP-CL A	356,000	90.36	32,168,160.00	
CDW CORPORATION	39,800	174.76	6,955,448.00	
CORNING INC	241,000	50.04	12,059,640.00	
JABIL INC	31,400	168.02	5,275,828.00	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	51,600	158.36	8,171,376.00	
TE CONNECTIVITY PLC	87,300	159.87	13,956,651.00	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	13,300	494.24	6,573,392.00	
TRIMBLE INC	74,000	70.84	5,242,160.00	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	14,900	285.96	4,260,804.00	
ADVANCED MICRO DEVICES	473,900	114.63	54,323,157.00	
ANALOG DEVICES INC	145,600	215.45	31,369,520.00	
APPLIED MATERIALS	238,600	157.27	37,524,622.00	
BROADCOM INC	1,308,300	248.71	325,387,293.00	
ENTEGRIS INC	46,000	68.38	3,145,480.00	
FIRST SOLAR INC	30,100	149.65	4,504,465.00	
INTEL CORP	1,280,000	19.74	25,267,200.00	
KLA CORP	38,800	762.44	29,582,672.00	
LAM RESEARCH CORP	378,000	82.48	31,177,440.00	
MARVELL TECHNOLOGY INC	252,000	61.47	15,490,440.00	
MICROCHIP TECHNOLOGY	157,000	60.00	9,420,000.00	
MICRON TECHNOLOGY	328,000	98.18	32,203,040.00	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	14,200	668.66	9,494,972.00	
NVIDIA CORP	7,146,700	137.38	981,813,646.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	73,400	192.81	14,152,254.00	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	124,000	42.54	5,274,960.00	
QUALCOMM INC	324,400	146.63	47,566,772.00	
TERADYNE INC	50,000	79.49	3,974,500.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	266,400	184.21	49,073,544.00	
AT & T INC	2,095,000	27.93	58,513,350.00	
VERIZON COMMUNICATIONS	1,237,000	44.10	54,551,700.00	
T-MOBILE US INC	133,800	243.06	32,521,428.00	
ALLIANT ENERGY CORP	72,000	62.07	4,469,040.00	
AMERICAN ELECTRIC POWER	156,900	103.18	16,188,942.00	

CONSTELLATION ENERGY	92,000	313.43	28,835,560.00	
DUKE ENERGY CORP	226,800	117.23	26,587,764.00	
EDISON INTERNATIONAL	113,000	55.43	6,263,590.00	
ENTERGY CORP	128,000	83.14	10,641,920.00	
EVERGY INC	68,000	66.49	4,521,660.00	
EVERSOURCE ENERGY	105,000	64.92	6,816,600.00	
EXELON CORPORATION	293,000	43.79	12,830,470.00	
FIRSTENERGY CORP	158,000	41.50	6,557,000.00	
NEXTERA ENERGY INC	601,000	70.15	42,160,150.00	
NRG ENERGY INC	58,700	158.49	9,303,363.00	
PG&E CORP	641,000	16.65	10,672,650.00	
PPL CORPORATION	217,000	34.72	7,534,240.00	
SOUTHERN CO.	322,000	89.94	28,960,680.00	
XCEL ENERGY INC	166,000	69.73	11,575,180.00	
ATMOS ENERGY CORP	46,300	154.64	7,159,832.00	
AMEREN CORPORATION	76,800	97.15	7,461,120.00	
CENTERPOINT ENERGY INC	186,000	37.45	6,965,700.00	
CMS ENERGY CORP	88,000	70.22	6,179,360.00	
CONSOLIDATED EDISON INC	106,100	103.86	11,019,546.00	
DOMINION ENERGY INC	248,000	56.77	14,078,960.00	
DTE ENERGY COMPANY	60,800	135.98	8,267,584.00	
NISOURCE INC	134,000	39.59	5,305,060.00	
PUBLIC SVC ENTERPRISE	144,000	81.90	11,793,600.00	
SEMPRA	192,000	78.02	14,979,840.00	
WEC ENERGY GROUP INC	93,800	107.23	10,058,174.00	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	57,900	142.42	8,246,118.00	
ESSENTIAL UTILITIES INC	76,000	38.55	2,929,800.00	
AMERICAN EXPRESS CO	164,600	295.33	48,611,318.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	187,724	191.46	35,941,637.04	
SYNCHRONY FINANCIAL	112,000	58.13	6,510,560.00	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	28,000	510.13	14,283,640.00	
ARES MANAGEMENT CORP - A	60,100	166.79	10,024,079.00	
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	211,000	88.98	18,774,780.00	
BLACKROCK INC	42,950	978.07	42,008,106.50	
BLACKSTONE INC	212,000	138.81	29,427,720.00	
CARLYLE GROUP INC/THE	65,000	45.08	2,930,200.00	

CBOE GLOBAL MARKETS INC	31,200	231.10	7,210,320.00	
CME GROUP INC	105,800	290.71	30,757,118.00	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	58,700	246.72	14,482,464.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	11,300	456.56	5,159,128.00	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	17,000	103.73	1,763,410.00	
GOLDMAN SACHS GROUP	91,000	598.72	54,483,520.00	
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	30,800	208.20	6,412,560.00	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	168,500	180.32	30,383,920.00	
KKR & CO INC-A	182,900	121.87	22,290,023.00	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	23,200	383.39	8,894,648.00	
MOODY'S CORP	48,000	479.93	23,036,640.00	
MORGAN STANLEY	352,900	128.40	45,312,360.00	
MSCI INC	22,600	564.20	12,750,920.00	
NASDAQ INC	126,000	84.00	10,584,000.00	
NORTHERN TRUST CORP	59,400	106.31	6,314,814.00	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	57,200	145.42	8,318,024.00	
ROBINHOOD MARKETS INC -A	215,000	67.98	14,615,700.00	
S&P GLOBAL INC	91,900	513.59	47,198,921.00	
SCHWAB (CHARLES) CORP	503,000	88.11	44,319,330.00	
STATE STREET CORP	87,000	96.23	8,372,010.00	
T ROWE PRICE GROUP INC	65,100	92.15	5,998,965.00	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	33,300	144.53	4,812,849.00	
VISTRA CORP	100,500	167.47	16,830,735.00	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	45,100	278.63	12,566,213.00	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	82,900	111.05	9,206,045.00	
AVANTOR INC	185,000	12.96	2,397,600.00	
DANAHER CORP	188,600	189.23	35,688,778.00	
ILLUMINA INC	46,000	81.09	3,730,140.00	
IQVIA HOLDINGS INC	51,600	139.10	7,177,560.00	
METTLER-TOLEDO INTL	6,020	1,141.13	6,869,602.60	
REVVITY INC	35,700	89.32	3,188,724.00	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	110,600	396.47	43,849,582.00	
WATERS CORP	16,800	343.68	5,773,824.00	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	20,900	209.39	4,376,251.00	
AMENTUM HOLDINGS INC	2,226	19.32	43,006.32	
AUTOMATIC DATA PROCESS	119,500	325.80	38,933,100.00	

BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	38,100	103.31	3,936,111.00	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	34,800	242.39	8,435,172.00	
EQUIFAX INC	36,300	261.41	9,489,183.00	
JACOBS SOLUTIONS INC	36,600	124.13	4,543,158.00	
LEIDOS HOLDINGS INC	37,200	141.65	5,269,380.00	
PAYCHEX INC	95,700	157.50	15,072,750.00	
PAYCOM SOFTWARE INC	15,600	259.54	4,048,824.00	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	63,000	79.33	4,997,790.00	
TRUNION	58,000	84.64	4,909,120.00	
VERISK ANALYTICS INC	40,800	316.99	12,933,192.00	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	26,800	394.78	10,580,104.00	
COMCAST CORP-CL A	1,105,000	34.33	37,934,650.00	
FOX CORP-CLASS A	68,000	55.14	3,749,520.00	
FOX CORP-CLASS B	39,000	50.58	1,972,620.00	
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	109,000	28.08	3,060,720.00	
OMNICOM GROUP	57,000	70.49	4,017,930.00	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	133,000	74.77	9,944,410.00	
DISNEY (WALT) CO	528,800	112.95	59,727,960.00	
ELECTRONIC ARTS	72,800	145.88	10,620,064.00	
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	60,000	97.45	5,847,000.00	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	47,200	138.55	6,539,560.00	
NETFLIX INC	125,290	1,218.98	152,726,004.20	
ROBLOX CORP -CLASS A	158,000	89.95	14,212,100.00	
SEA LTD-ADR	113,100	165.10	18,672,810.00	
SPOTIFY TECHNOLOGY S. A.	45,200	672.00	30,374,400.00	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	52,000	227.60	11,835,200.00	
WARNER BROS DISCOVERY INC	665,000	10.00	6,650,000.00	
ALPHABET INC-CL A	1,708,500	169.03	288,787,755.00	
ALPHABET INC-CL C	1,449,100	170.37	246,883,167.00	
META PLATFORMS INC-CLASS A	641,600	670.90	430,449,440.00	
PINTEREST INC- CLASS A	179,000	31.91	5,711,890.00	
REDDIT INC-CL A	19,200	112.11	2,152,512.00	
SNAP INC-A	295,000	8.20	2,419,000.00	
CBRE GROUP INC	88,600	124.56	11,036,016.00	
COSTAR GROUP INC	125,000	73.27	9,158,750.00	

	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	340,000	5.29	1,798,600.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	46,000	68.36	3,144,560.00	
	小計銘柄数 : 528			14,936,214,927.56	
				(2,133,339,578,103)	
	組入時価比率 : 73.5%				75.8%
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	162,000	29.22	4,733,640.00	
	CAMECO CORP	128,000	79.76	10,209,280.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	613,000	42.22	25,880,860.00	
	CENOVUS ENERGY INC	397,000	18.31	7,269,070.00	
	ENBRIDGE INC	639,000	64.58	41,266,620.00	
	IMPERIAL OIL	54,000	99.54	5,375,160.00	
	KEYERA CORP	68,000	41.42	2,816,560.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	173,000	52.01	8,997,730.00	
	SUNCOR ENERGY INC	367,000	50.21	18,427,070.00	
	TC ENERGY CORP	306,000	70.43	21,551,580.00	
	TOURMALINE OIL CORP	106,000	63.11	6,689,660.00	
	WHITECAP RESOURCES INC	360,000	8.68	3,124,800.00	
	NUTRIEN LTD	144,000	82.48	11,877,120.00	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	42,000	79.49	3,338,580.00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	147,800	170.32	25,173,296.00	
	ALAMOS GOLD INC-CLASS A	130,000	37.48	4,872,400.00	
	BARRICK MINING CORP	512,000	27.84	14,254,080.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	211,000	20.87	4,403,570.00	
	FRANCO-NEVADA CORP	55,800	244.17	13,624,686.00	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	230,000	10.92	2,511,600.00	
	KINROSS GOLD CORP	361,000	21.53	7,772,330.00	
	LUNDIN GOLD INC	35,000	68.60	2,401,000.00	
	LUNDIN MINING CORP	220,000	13.33	2,932,600.00	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	109,000	35.83	3,905,470.00	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	135,000	50.62	6,833,700.00	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	133,000	125.82	16,734,060.00	
	WEST FRASER TIMBER	14,200	101.09	1,435,478.00	
	CAE INC	92,000	36.84	3,389,280.00	
	STANTEC INC	34,000	143.34	4,873,560.00	
	WSP GLOBAL INC	38,900	282.83	11,002,087.00	

TOROMONT INDUSTRIES LTD	22,700	118.78	2,696,306.00	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	112,000	32.47	3,636,640.00	
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	62,000	68.65	4,256,300.00	
RB GLOBAL INC	54,600	144.18	7,872,228.00	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	155,600	143.79	22,373,724.00	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	271,000	111.54	30,227,340.00	
TFI INTERNATIONAL INC	20,900	116.44	2,433,596.00	
MAGNA INTERNATIONAL INC	78,000	48.70	3,798,600.00	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	43,000	63.92	2,748,560.00	
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	91,000	98.63	8,975,330.00	
CANADIAN TIRE CORP LTD A	14,200	173.58	2,464,836.00	
DOLLARAMA INC	82,400	178.67	14,722,408.00	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	219,000	73.18	16,026,420.00	
EMPIRE CO LTD A	39,000	53.99	2,105,610.00	
LOBLAW COMPANIES LTD	43,600	234.11	10,207,196.00	
METRO INC/CN	63,000	107.96	6,801,480.00	
WESTON (GEORGE) LTD	17,400	280.39	4,878,786.00	
SAPUTO INC	70,000	26.81	1,876,700.00	
BANK OF MONTREAL	214,700	147.83	31,739,101.00	
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	359,000	73.29	26,311,110.00	
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	272,000	92.84	25,252,480.00	
NATIONAL BANK OF CANADA	117,000	133.59	15,630,030.00	
ROYAL BANK OF CANADA	413,100	175.16	72,358,596.00	
TORONTO DOMINION BANK	514,000	94.96	48,809,440.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,760	2,291.87	13,201,171.20	
GREAT-WEST LIFECO INC	83,000	51.98	4,314,340.00	
IA FINANCIAL CORP INC	27,900	139.39	3,888,981.00	
INTACT FINANCIAL CORP	51,600	312.70	16,135,320.00	
MANULIFE FINANCIAL CORP	510,000	43.79	22,332,900.00	
POWER CORPORATION OF CANADA	162,000	52.02	8,427,240.00	
SUN LIFE FINANCIAL INC	171,000	89.26	15,263,460.00	
CGI INC	60,800	147.43	8,963,744.00	
SHOPIFY INC - CLASS A	356,000	145.93	51,951,080.00	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	5,920	4,960.00	29,363,200.00	
DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	23,900	156.64	3,743,696.00	

OPEN TEXT CORP	70,000	38.46	2,692,200.00	
CELESTICA INC	33,500	159.81	5,353,635.00	
BCE INC	20,000	30.52	610,400.00	
QUEBECOR INC-CL B	47,000	39.47	1,855,090.00	
TELUS CORP	148,600	22.61	3,359,846.00	
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	103,000	36.77	3,787,310.00	
EMERA INC	86,000	62.43	5,368,980.00	
FORTIS INC	141,000	66.74	9,410,340.00	
HYDRO ONE LTD	98,000	50.77	4,975,460.00	
ALTAGAS LTD	84,000	38.52	3,235,680.00	
CANADIAN UTILITIES LTD A	39,000	38.40	1,497,600.00	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	120,000	76.87	9,224,400.00	
BROOKFIELD CORP	403,000	79.20	31,917,600.00	
IGM FINANCIAL INC	21,000	44.58	936,180.00	
TMX GROUP LTD	76,000	55.86	4,245,360.00	
BROOKFIELD RENEWABLE CORP	38,000	39.67	1,507,460.00	
THOMSON REUTERS CORP	46,200	270.47	12,495,714.00	
FIRSTSERVICE CORP	11,800	240.07	2,832,826.00	
小計 銘柄数：83			948,770,957.20	
			(98,767,056,644)	
組入時価比率：3.4%				3.5%
ユーロ	TENARIS SA	130,000	15.50	2,015,650.00
	ENI SPA	656,000	13.17	8,639,520.00
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	14.70	1,778,700.00
	NESTE OYJ	116,000	9.46	1,097,824.00
	OMV AG	38,000	47.50	1,805,000.00
	REPSOL SA	338,000	12.02	4,062,760.00
	TOTALENERGIES SE	599,000	52.68	31,555,320.00
	AIR LIQUIDE SA	169,600	182.98	31,033,408.00
	AKZO NOBEL	48,000	59.80	2,870,400.00
	ARKEMA	16,800	62.15	1,044,120.00
	BASF SE	264,000	42.07	11,106,480.00
	COVESTRO AG TEND	52,000	60.50	3,146,000.00
	DSM-FIRMENICH AG	55,700	98.06	5,461,942.00
	EVONIK INDUSTRIES AG	74,000	18.99	1,405,260.00
	SYENSQO SA	19,300	68.00	1,312,400.00

SYMRISE AG	39,200	105.80	4,147,360.00	
HEIDELBERG MATERIALS AG	38,900	174.65	6,793,885.00	
ARCELORMITTAL	140,000	26.68	3,735,200.00	
STORA ENSO OYJ-R	163,000	8.67	1,414,188.00	
UPM-KYMMENE OYJ	150,000	23.88	3,582,000.00	
AIRBUS SE	174,400	162.58	28,353,952.00	
DASSAULT AVIATION SA	5,900	322.40	1,902,160.00	
LEONARDO SPA	115,000	53.66	6,170,900.00	
MTU AERO ENGINES AG	15,600	351.60	5,484,960.00	
RHEINMETALL AG	13,170	1,819.00	23,956,230.00	
SAFRAN SA	105,700	261.80	27,672,260.00	
THALES SA	26,400	270.20	7,133,280.00	
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	132,600	97.86	12,976,236.00	
KINGSPAN GROUP PLC	45,000	74.10	3,334,500.00	
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	53,792	58.25	3,133,384.00	
BOUYGUES	57,000	38.45	2,191,650.00	
EIFFAGE SA	19,000	122.65	2,330,350.00	
FERROVIAL SE	149,743	45.05	6,745,922.15	
VINCI	143,600	127.80	18,352,080.00	
LEGRAND SA	77,000	106.45	8,196,650.00	
PRYSMIAN SPA	79,000	56.60	4,471,400.00	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	160,300	219.70	35,217,910.00	
SIEMENS ENERGY AG	201,000	87.16	17,519,160.00	
SIEMENS AG	221,900	213.65	47,408,935.00	
ALSTOM	99,000	19.46	1,926,540.00	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	143,000	36.88	5,273,840.00	
GEA GROUP AG	47,000	59.15	2,780,050.00	
KNORR-BREMSE AG	22,000	88.00	1,936,000.00	
KONE OYJ	98,000	54.58	5,348,840.00	
METSO CORPORATION	194,000	10.61	2,059,310.00	
RATIONAL AG	1,360	719.50	978,520.00	
WARTSILA OYJ	150,000	17.55	2,633,250.00	
BRENNNTAG SE	34,100	58.56	1,996,896.00	
IMCD NV	17,300	117.05	2,024,965.00	
REXEL SA	65,000	24.14	1,569,100.00	
DHL GROUP	284,000	39.23	11,141,320.00	

INPOST SA	57,000	14.50	826,500.00	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	190,000	7.10	1,349,000.00	
INTERNATIONAL AIRLINES GRP CONSOLIDATED	360,000	3.97	1,431,000.00	
RYANAIR HOLDINGS PLC	249,000	23.75	5,913,750.00	
ADP	9,000	117.30	1,055,700.00	
AENA SME SA	22,000	239.00	5,258,000.00	
GETLINK	87,000	16.57	1,441,590.00	
CONTINENTAL AG	31,000	75.94	2,354,140.00	
MICHELIN (CGDE)	200,000	33.49	6,698,000.00	
BAYER MOTOREN WERK	85,000	76.20	6,477,000.00	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15,000	71.45	1,071,750.00	
DR ING HC F PORSCHE AG	32,000	41.44	1,326,080.00	
FERRARI NV	36,700	416.80	15,296,560.00	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	211,000	51.18	10,798,980.00	
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	41,000	34.46	1,412,860.00	
RENAULT SA	59,000	43.70	2,578,300.00	
STELLANTIS NV	572,000	8.52	4,873,440.00	
VOLKSWAGEN AG-PREF	60,300	93.50	5,638,050.00	
ADIDAS AG	49,500	218.10	10,795,950.00	
HERMES INTERNATIONAL	9,380	2,395.00	22,465,100.00	
KERING SA	20,900	171.42	3,582,678.00	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	80,400	477.20	38,366,880.00	
MONCLER SPA	71,000	54.76	3,887,960.00	
ACCOR SA	54,000	45.45	2,454,300.00	
AMADEUS IT GROUP SA	133,000	74.10	9,855,300.00	
DELIVERY HERO SE	59,000	24.79	1,462,610.00	
FDJ UNITED	33,000	32.36	1,067,880.00	
SODEXO	23,500	59.10	1,388,850.00	
D' IETEREN GROUP	7,000	180.80	1,265,600.00	
PROSUS NV	383,000	45.15	17,292,450.00	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	314,000	47.44	14,896,160.00	
ZALANDO SE	60,000	32.32	1,939,200.00	
CARREFOUR SUPERMARCHÉ	164,000	13.18	2,161,520.00	
JERONIMO MARTINS	82,000	21.88	1,794,160.00	
KESKO OYJ-B SHS	85,000	21.08	1,791,800.00	

KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	267,000	37.12	9,911,040.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	290,000	61.94	17,962,600.00	
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	158,000	5.59	884,168.00	
HEINEKEN HOLDING NV	40,000	68.70	2,748,000.00	
HEINEKEN NV	83,000	78.10	6,482,300.00	
PERNOD RICARD SA	59,500	89.76	5,340,720.00	
DANONE	190,000	75.12	14,272,800.00	
JDE PEET' S BV	55,000	24.04	1,322,200.00	
KERRY GROUP PLC-A	48,400	95.50	4,622,200.00	
LOTUS BAKERIES	110	9,020.00	992,200.00	
HENKEL AG & CO KGAA	31,000	64.00	1,984,000.00	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	48,000	70.20	3,369,600.00	
BEIERSDORF AG	28,700	118.05	3,388,035.00	
LOREAL-ORD	70,600	371.05	26,196,130.00	
BIOMERIEUX	11,000	118.60	1,304,600.00	
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	90.40	542,400.00	
ESSILORLUXOTTICA	87,400	245.10	21,421,740.00	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	228,352	19.88	4,539,637.76	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	102,000	45.79	4,670,580.00	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	67,000	50.40	3,376,800.00	
FRESENIUS SE & CO KGAA	126,000	44.03	5,547,780.00	
ARGENX SE	17,500	505.60	8,848,000.00	
GRIFOLS SA	89,000	9.62	856,536.00	
BAYER AG-REG	289,000	25.14	7,265,460.00	
IPSEN	11,800	103.70	1,223,660.00	
MERCK KGAA	37,600	114.75	4,314,600.00	
ORION OYJ	30,000	60.15	1,804,500.00	
RECORDATI SPA	36,000	52.80	1,900,800.00	
SANOFI	325,300	85.91	27,946,523.00	
UCB SA	37,800	162.00	6,123,600.00	
ABN AMRO BANK NV-CVA	138,000	22.78	3,143,640.00	
AIB GROUP PLC	630,000	6.94	4,372,200.00	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	1,694,000	13.22	22,394,680.00	
BANCO BPM SPA	333,000	10.12	3,369,960.00	
BANCO DE SABADELL SA	1,530,000	2.80	4,291,650.00	

BANCO SANTANDER SA	4,450,000	7.04	31,332,450.00	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	296,000	12.20	3,612,680.00	
BANKINTER S.A.	198,000	11.42	2,262,150.00	
BNP PARIBAS	300,000	76.71	23,013,000.00	
BPER BANCA	290,000	7.74	2,246,920.00	
CAIXABANK	1,170,000	7.57	8,856,900.00	
COMMERZBANK AG	270,000	26.58	7,176,600.00	
CREDIT AGRICOLE SA	312,000	16.15	5,038,800.00	
ERSTE GROUP BANK AG	90,000	70.55	6,349,500.00	
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	178,000	18.97	3,376,660.00	
ING GROEP NV	915,000	18.67	17,086,710.00	
INTESA SANPAOLO	4,460,000	4.90	21,858,460.00	
KBC GROEP NV	67,000	87.88	5,887,960.00	
MEDIOBANCA S.P.A.	141,000	20.72	2,921,520.00	
NORDEA BANK ABP	912,000	12.81	11,687,280.00	
SOCIETE GENERALE	213,000	48.40	10,309,200.00	
UNICREDIT SPA	410,000	56.68	23,238,800.00	
ADYEN NV	7,380	1,655.20	12,215,376.00	
BANCA MEDIOLANUM SPA	66,000	14.64	966,240.00	
EDENRED	68,000	26.64	1,811,520.00	
EURAZEO SE	10,700	61.25	655,375.00	
EXOR NV	27,500	83.90	2,307,250.00	
GROUPE BRUXELLES LAM	25,000	71.75	1,793,750.00	
NEXI SPA	180,000	5.24	944,640.00	
SOFINA SA	4,900	249.60	1,223,040.00	
AEGON LTD	390,000	6.35	2,479,620.00	
AGEAS	43,000	57.70	2,481,100.00	
ALLIANZ SE-REG	112,800	350.60	39,547,680.00	
ASR NEDERLAND NV	43,000	56.78	2,441,540.00	
AXA SA	521,000	41.89	21,824,690.00	
GENERALI	253,000	32.11	8,123,830.00	
HANNOVER RUECK SE	17,500	281.40	4,924,500.00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	39,300	579.60	22,778,280.00	
NN GROUP NV	79,000	56.66	4,476,140.00	
POSTE ITALIANE SPA	139,000	19.12	2,658,375.00	
SAMPO OYJ-A SHS	712,000	9.44	6,721,280.00	

TALANX AG	17,700	116.70	2,065,590.00	
UNIPOL GRUPPO SPA	117,000	17.19	2,011,230.00	
CAPGEMINI SA	48,400	145.25	7,030,100.00	
DASSAULT SYSTEMES SE	198,000	32.13	6,361,740.00	
NEMETSCHEK SE	16,900	121.20	2,048,280.00	
SAP SE	304,900	264.30	80,585,070.00	
NOKIA OYJ	1,590,000	4.61	7,337,850.00	
ASM INTERNATIONAL NV	13,800	474.10	6,542,580.00	
ASML HOLDING NV	115,000	646.20	74,313,000.00	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	24,300	103.95	2,525,985.00	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	378,000	33.83	12,787,740.00	
STMICROELECTRONICS NV	193,000	21.69	4,186,170.00	
CELLNEX TELECOM SA	145,000	33.98	4,927,100.00	
DEUTSCHE TELEKOM-REG	1,024,000	33.06	33,853,440.00	
ELISA OYJ	42,000	46.72	1,962,240.00	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	97,000	10.28	997,160.00	
KONINKLIJKE KPN NV	1,150,000	4.18	4,810,450.00	
ORANGE SA	542,000	13.20	7,157,110.00	
TELECOM ITALIA SPA	2,700,000	0.37	1,023,030.00	
TELEFONICA SA	1,080,000	4.71	5,096,520.00	
ACCIONA S.A.	8,200	142.80	1,170,960.00	
EDP SA	930,000	3.53	3,287,550.00	
ELIA GROUP SA/NV	14,400	92.95	1,338,480.00	
ENDESA S.A.	91,000	27.17	2,472,470.00	
ENEL SPA	2,390,000	8.07	19,301,640.00	
FORTUM OYJ	140,000	15.35	2,149,700.00	
IBERDROLA SA	1,688,000	16.08	27,143,040.00	
REDEIA CORP SA	123,000	18.23	2,242,290.00	
TERNA SPA	410,000	9.05	3,713,780.00	
VERBUND AG	21,000	68.05	1,429,050.00	
SNAM SPA	590,000	5.31	3,134,080.00	
E.ON SE	664,000	15.40	10,228,920.00	
ENGIE	541,000	19.14	10,354,740.00	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	184,000	30.55	5,621,200.00	
AMUNDI SA	17,000	72.85	1,238,450.00	
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	57,000	15.95	909,150.00	

	DEUTSCHE BANK AG-REG	546,000	24.19	13,210,470.00	
	DEUTSCHE BOERSE AG	55,500	285.50	15,845,250.00	
	EURONEXT NV	23,200	147.00	3,410,400.00	
	EDP RENOVAVEIS SA	88,918	8.92	793,593.15	
	RWE AG	186,000	33.08	6,152,880.00	
	EUROFINS SCIENTIFIC SE	35,000	58.76	2,056,600.00	
	QIAGEN N.V.	64,000	39.45	2,525,120.00	
	SARTORIUS AG-VORZUG	7,200	205.00	1,476,000.00	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	8,500	189.50	1,610,750.00	
	BUREAU VERITAS SA	94,000	30.08	2,827,520.00	
	RANDSTAD NV	32,000	36.55	1,169,600.00	
	TELEPERFORMANCE	16,500	88.74	1,464,210.00	
	WOLTERS KLUWER	70,500	155.95	10,994,475.00	
	PUBLICIS GROUPE	65,400	92.24	6,032,496.00	
	BOLLORE SE	210,000	5.54	1,164,450.00	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	18,700	109.90	2,055,130.00	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	322,000	27.66	8,906,520.00	
	SCOUT24 SE	22,000	120.20	2,644,400.00	
	LEG IMMOBILIEN SE	20,000	74.25	1,485,000.00	
	VONOVIA SE	221,000	28.61	6,322,810.00	
小計	銘柄数：213			1,663,367,780.06	
				(271,761,027,906)	
	組入時価比率：9.4%				9.6%
英ポンド	BP PLC	4,680,000	3.63	16,993,080.00	
	SHELL PLC-NEW	1,753,000	24.68	43,272,805.00	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	35,000	30.46	1,066,100.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	324,110	22.20	7,195,242.00	
	ANTOFAGASTA PLC	116,000	18.05	2,093,800.00	
	GLENCORE PLC	2,970,000	2.84	8,458,560.00	
	RIO TINTO PLC-REG	332,000	43.78	14,536,620.00	
	VALTERRA PLATINUM LIMITED	37,655	28.90	1,088,229.50	
	MONDI PLC	115,727	12.03	1,392,195.81	
	BAE SYSTEMS PLC	874,000	19.19	16,776,430.00	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	400,000	4.60	1,843,600.00	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,467,000	8.68	21,433,296.00	
	DCC PLC	30,000	45.88	1,376,400.00	

SMITHS GROUP PLC	93,000	21.66	2,014,380.00	
SPIRAX GROUP PLC	22,000	56.10	1,234,200.00	
ASHTEAD GROUP PLC	127,000	41.58	5,280,660.00	
BUNZLE	91,000	23.46	2,134,860.00	
RENTOKIL INITIAL PLC	750,000	3.63	2,724,000.00	
BARRATT REDROW PLC	420,000	4.54	1,908,060.00	
COMPASS GROUP PLC	500,000	25.91	12,955,000.00	
ENTAIN PLC	162,000	7.49	1,214,028.00	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	45,600	84.00	3,830,400.00	
WHITBREAD PLC	56,000	28.71	1,607,760.00	
NEXT PLC	33,800	129.70	4,383,860.00	
JD SPORTS FASHION PLC	610,000	0.82	503,616.00	
KINGFISHER PLC	520,000	2.79	1,452,880.00	
MARKS & SPENCER GROUP PLC	580,000	3.80	2,205,740.00	
SAINSBURY	520,000	2.86	1,490,320.00	
TESCO PLC	1,970,000	3.90	7,694,820.00	
COCA-COLA HBC AG-DI	63,000	38.90	2,450,700.00	
DIAGEO PLC	655,000	19.88	13,021,400.00	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	100,000	20.68	2,068,000.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	584,000	33.42	19,517,280.00	
IMPERIAL BRANDS PLC	235,000	28.47	6,690,450.00	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	203,000	49.82	10,113,460.00	
UNILEVER PLC	732,000	46.51	34,045,320.00	
SMITH & NEPHEW PLC	240,000	10.76	2,583,600.00	
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00	
ASTRAZENECA PLC	452,800	105.74	47,879,072.00	
GSK PLC	1,203,000	15.17	18,249,510.00	
HALEON PLC	2,670,000	4.14	11,064,480.00	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	48,000	21.48	1,031,040.00	
BARCLAYS PLC	4,190,000	3.27	13,703,395.00	
HSBC HOLDINGS PLC	5,176,000	8.75	45,336,584.00	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	17,620,000	0.77	13,708,360.00	
NATWEST GROUP PLC	2,360,000	5.27	12,451,360.00	
STANDARD CHARTERED PLC	591,000	11.41	6,743,310.00	
M&G PLC	710,000	2.39	1,699,740.00	
WISE PLC - A	189,000	10.91	2,061,990.00	

ADMIRAL GROUP PLC	77,000	33.74	2,597,980.00	
AVIVA PLC	760,000	6.18	4,698,320.00	
LEGAL & GENERAL	1,730,000	2.54	4,395,930.00	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	220,000	6.44	1,417,900.00	
PRUDENTIAL PLC	771,000	8.45	6,516,492.00	
SAGE GROUP PLC (THE)	302,000	12.19	3,681,380.00	
HALMA PLC	110,000	29.12	3,203,200.00	
BT GROUP PLC	1,750,000	1.79	3,132,500.00	
VODAFONE GROUP PLC	6,020,000	0.76	4,622,156.00	
SSE PLC	322,000	17.64	5,681,690.00	
CENTRICA PLC	1,430,000	1.57	2,247,245.00	
NATIONAL GRID PLC	1,421,000	10.43	14,828,135.00	
SEVERN TRENT PLC	75,000	27.22	2,041,500.00	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	190,000	11.81	2,243,900.00	
3I GROUP PLC	283,000	40.62	11,495,460.00	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	138,800	113.10	15,698,280.00	
SCHRODERS PLC	249,176	3.61	900,023.71	
PEARSON	164,000	11.62	1,906,500.00	
EXPERIAN PLC	272,000	36.76	9,998,720.00	
INTERTEK GROUP PLC	48,000	47.54	2,281,920.00	
RELX PLC	546,000	40.04	21,861,840.00	
INFORMA PLC	395,000	7.91	3,127,610.00	
WPP PLC	330,000	5.82	1,921,260.00	
AUTO TRADER GROUP PLC	251,000	7.95	1,996,454.00	
小計 銘柄数：73			587,076,389.02	
			(113,605,152,039)	
			4.0%	
イスラエル	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,970	616.50	1,214,505.00
	GIVAUDAN-REG	2,730	4,154.00	11,340,420.00
	SIKA AG-REG	44,900	216.60	9,725,340.00
	HOLCIM LTD	153,600	91.26	14,017,536.00
	SIG GROUP AG	88,000	16.64	1,464,320.00
	GEBERIT AG-REG	9,900	617.80	6,116,220.00
	ABB LTD	465,000	46.12	21,445,800.00
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	7,000	284.00	1,988,000.00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	12,300	293.40	3,608,820.00

VAT GROUP AG	8,100	310.60	2,515,860.00	
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	14,600	183.95	2,685,670.00	
CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	157,800	153.15	24,167,070.00	
THE SWATCH GROUP AG-B	8,400	137.85	1,157,940.00	
AVOLTA AG	22,000	44.40	976,800.00	
BARRY CALLEBAUT AG	960	819.50	786,720.00	
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	273	13,270.00	3,622,710.00	
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	31	129,000.00	3,999,000.00	
NESTLE SA-REG	767,700	87.01	66,797,577.00	
ALCON INC	145,600	69.72	10,151,232.00	
SONOVA HOLDING AG-REG	14,500	254.10	3,684,450.00	
STRAUMANN HOLDING AG-REG	31,300	104.25	3,263,025.00	
GALDERMA GROUP AG	32,000	110.70	3,542,400.00	
NOVARTIS AG-REG	556,900	95.08	52,950,052.00	
ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	205,200	264.70	54,316,440.00	
ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	9,300	281.00	2,613,300.00	
SANDOZ GROUP AG	124,000	41.78	5,180,720.00	
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	9,000	95.50	859,500.00	
BALOISE HOLDING AG	11,300	194.00	2,192,200.00	
HELVETIA HOLDING AG-REG	11,400	194.30	2,215,020.00	
SWISS LIFE HOLDING AG	8,600	821.00	7,060,600.00	
SWISS RE LTD	88,900	146.05	12,983,845.00	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	43,000	579.40	24,914,200.00	
TEMENOS AG-REG	16,400	60.80	997,120.00	
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	45,000	67.34	3,030,300.00	
SWISSCOM AG-REG	7,600	566.50	4,305,400.00	
BKW AG	6,200	173.50	1,075,700.00	
JULIUS BAER GROUP LTD	59,000	53.98	3,184,820.00	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	6,510	1,076.50	7,008,015.00	
UBS GROUP AG	965,000	26.13	25,215,450.00	
LONZA AG-REG	21,400	568.60	12,168,040.00	
SGS SA-REG	45,800	85.28	3,905,824.00	
SWISS PRIME SITE-REG	22,800	117.90	2,688,120.00	
小計 銘柄数：42			427,136,081.00	
			(74,663,386,958)	
組入時価比率：2.6%				2.6%

スウェーデン ローナ	BOLIDEN AB	88,000	302.90	26,655,200.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	24,000	392.20	9,412,800.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	180,000	126.65	22,797,000.00	
	SAAB AB-B	93,000	486.75	45,267,750.00	
	ASSA ABLOY AB-B	291,000	298.70	86,921,700.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	450,000	38.07	17,131,500.00	
	SKANSKA AB-B SHS	93,000	230.60	21,445,800.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	43,000	250.00	10,750,000.00	
	LIFCO AB-B SHS	70,000	389.60	27,272,000.00	
	ALFA LAVAL AB	83,000	402.30	33,390,900.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	794,000	152.00	120,688,000.00	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	456,000	134.90	61,514,400.00	
	EPIROC AB - A	197,000	212.50	41,862,500.00	
	EPIROC AB - B	122,000	186.70	22,777,400.00	
	INDUTRADE AB	74,000	258.20	19,106,800.00	
	SANDVIK AB	314,000	207.70	65,217,800.00	
	SKF AB-B SHARES	102,000	209.30	21,348,600.00	
	TRELLEBORG AB-B SHS	63,000	346.80	21,848,400.00	
	VOLVO AB-B SHS	459,000	258.60	118,697,400.00	
	ADDTECH AB-B SHARES	78,000	326.20	25,443,600.00	
	BEIJER REF AB	113,000	140.50	15,876,500.00	
	SECURITAS AB-B SHS	138,857	141.55	19,655,208.35	
	EVOLUTION AB	48,000	647.00	31,056,000.00	
	HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	137.20	21,266,000.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	176,000	277.30	48,804,800.00	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	59,143	305.00	18,038,615.00	
	SKANDINAViska ENSKILDA BANKEN AB	473,000	163.15	77,169,950.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	429,000	129.75	55,662,750.00	
	SWEDBANK AB	241,000	261.70	63,069,700.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	345.00	10,695,000.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	345.40	13,816,000.00	
	INVESTOR AB-B SHS	504,000	279.45	140,842,800.00	
	LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	486.60	9,732,000.00	
	ERICSSON LM-B	800,000	82.02	65,616,000.00	
	HEXAGON AB-B SHS	587,000	95.28	55,929,360.00	

	TELIA CO AB	680,000	37.15	25,262,000.00	
	TELE 2 AB-B SHS	170,000	143.80	24,446,000.00	
	EQT AB	113,000	277.00	31,301,000.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	230,000	67.26	15,469,800.00	
	SAGAX AB-B	62,000	206.80	12,821,600.00	
小計	銘柄数：40			1,576,080,633.35	
	組入時価比率：0.8%			(23,625,448,693)	
				0.8%	
ノルウェークロ 一ネ	AKER BP ASA	95,000	244.10	23,189,500.00	
	EQUINOR ASA	238,000	244.60	58,214,800.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	47,000	371.70	17,469,900.00	
	NORSK HYDRO	400,000	55.70	22,280,000.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	26,600	1,797.50	47,813,500.00	
	MOWI ASA	141,000	188.00	26,508,000.00	
	ORKLA ASA	210,000	114.80	24,108,000.00	
	SALMAR ASA	21,000	452.40	9,500,400.00	
	DNB BANK ASA	256,000	275.50	70,528,000.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	259.00	13,468,000.00	
	TELENOR ASA	188,000	156.50	29,422,000.00	
小計	銘柄数：11			342,502,100.00	
	組入時価比率：0.2%			(4,856,679,778)	
				0.2%	
デンマーククロ 一ネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	100,016	468.00	46,807,488.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	26,000	300.70	7,818,200.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	291,000	102.75	29,900,250.00	
	DSV A/S	60,400	1,532.00	92,532,800.00	
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	890	11,920.00	10,608,800.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,420	12,045.00	17,103,900.00	
	PANDORA A/S	24,100	1,178.50	28,401,850.00	
	CARLSBERG B	27,400	951.00	26,057,400.00	
	COLOPLAST-B	37,400	626.60	23,434,840.00	
	DEMANT A/S	25,000	251.60	6,290,000.00	
	GENMAB A/S	18,500	1,423.50	26,334,750.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	941,000	475.00	446,975,000.00	
	DANSKE BANK AS	202,000	259.60	52,439,200.00	

	TRYG A/S	94,000	169.30	15,914,200.00	
	ORSTED A/S	49,000	263.30	12,901,700.00	
小計	銘柄数：15			843,520,378.00	
	組入時価比率：0.6%			(18,473,096,278)	
				0.7%	
豪ドル	SANTOS LTD.	990,000	6.49	6,425,100.00	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	554,000	22.00	12,188,000.00	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	130,000	35.94	4,672,200.00	
	BHP GROUP LIMITED	1,488,000	37.78	56,216,640.00	
	BLUESCOPE STEEL LTD	122,000	23.75	2,897,500.00	
	EVOLUTION MINING LTD	610,000	9.12	5,563,200.00	
	FORTESCUE LTD	509,000	15.00	7,635,000.00	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	402,000	20.88	8,393,760.00	
	RIO TINTO LTD	108,000	110.75	11,961,000.00	
	SOUTH32 LTD	1,250,000	2.94	3,675,000.00	
	REECE LTD	65,000	15.56	1,011,400.00	
	SGH LTD	55,000	51.12	2,811,600.00	
	BRAMBLES LTD	398,000	23.42	9,321,160.00	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	10.66	2,345,200.00	
	TRANSURBAN GROUP	900,000	14.26	12,834,000.00	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	168,000	62.03	10,421,040.00	
	LOTTERY CORP LTD/THE	630,000	5.01	3,156,300.00	
	WESFARMERS LIMITED	334,000	83.41	27,858,940.00	
	COLES GROUP LTD	397,000	21.84	8,670,480.00	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	350,000	32.10	11,235,000.00	
	COCHLEAR LTD	18,300	271.73	4,972,659.00	
	SIGMA HEALTHCARE LTD	1,450,000	3.02	4,379,000.00	
	SONIC HEALTHCARE LTD	128,000	26.69	3,416,320.00	
	CSL LIMITED	142,900	247.80	35,410,620.00	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	878,000	28.98	25,444,440.00	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	488,700	176.42	86,216,454.00	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	893,000	37.74	33,701,820.00	
	WESTPAC BANKING CORP	997,000	32.18	32,083,460.00	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	73,000	43.00	3,139,000.00	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	720,000	8.55	6,156,000.00	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	820,000	4.87	3,993,400.00	

	QBE INSURANCE	432,000	23.46	10,134,720.00	
	SUNCORP GROUP LTD	321,000	20.64	6,625,440.00	
	WISETECH GLOBAL LTD	61,000	104.68	6,385,480.00	
	XERO LIMITED	43,900	186.97	8,207,983.00	
	TELSTRA GROUP LTD	1,130,000	4.82	5,446,600.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	500,000	10.64	5,320,000.00	
	APA GROUP	350,000	8.30	2,905,000.00	
	ASX LTD	60,000	72.06	4,323,600.00	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	106,900	212.12	22,675,628.00	
	PRO MEDICUS LTD	16,300	281.87	4,594,481.00	
	COMPUTERSHARE LTD	151,000	40.06	6,049,060.00	
	CAR GROUP LTD	108,000	35.42	3,825,360.00	
	REA GROUP LTD	14,500	240.28	3,484,060.00	
	小計 銘柄数：44			538,183,105.00	
				(49,905,719,326)	
	組入時価比率：1.7%			1.8%	
ニュージーランド ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	480,000	7.55	3,624,000.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	175,000	36.50	6,387,500.00	
	INFRATIL LTD	290,000	10.54	3,058,050.00	
	CONTACT ENERGY LTD	250,000	9.16	2,290,000.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	360,000	5.49	1,976,400.00	
	小計 銘柄数：5			17,335,950.00	
				(1,498,346,158)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
香港 ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	790,040	43.90	34,682,756.00	
	SWIRE PACIFIC-A	104,000	65.80	6,843,200.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	429,000	88.55	37,987,950.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	380,000	25.40	9,652,000.00	
	MTR CORP	480,000	27.45	13,176,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	680,000	34.00	23,120,000.00	
	SANDS CHINA LTD	664,000	16.08	10,677,120.00	
	WH GROUP LIMITED	2,499,806	7.25	18,123,593.50	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,100,000	33.00	36,300,000.00	
	HANG SENG BANK	216,000	109.70	23,695,200.00	
	AIA GROUP LTD	3,170,000	65.70	208,269,000.00	

	HKT TRUST AND HKT LTD	1, 069, 600	11. 30	12, 086, 480. 00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	170, 000	50. 65	8, 610, 500. 00	
	CLP HLDGS	470, 000	65. 95	30, 996, 500. 00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	390, 000	50. 05	19, 519, 500. 00	
	HONG KONG & CHINA GAS	3, 300, 383	6. 93	22, 871, 654. 19	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	351, 000	395. 40	138, 785, 400. 00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	550, 040	32. 40	17, 821, 296. 00	
	HENDERSON LAND	390, 443	24. 30	9, 487, 764. 90	
	SINO LAND CO. LTD	1, 170, 000	7. 97	9, 324, 900. 00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	430, 000	83. 05	35, 711, 500. 00	
	THE WHARF HOLDINGS LIMITED	370, 000	21. 35	7, 899, 500. 00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	480, 000	19. 42	9, 321, 600. 00	
	小計銘柄数：23			744, 963, 414. 59	
				(13, 558, 334, 145)	
	組入時価比率：0. 5%			0. 5%	
シンガポール	SINGAPORE TECH ENGINEERING	470, 000	7. 81	3, 670, 700. 00	
	KEPPEL LTD	430, 000	6. 82	2, 932, 600. 00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	690, 000	2. 12	1, 462, 800. 00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	420, 000	7. 12	2, 990, 400. 00	
	GENTING SINGAPORE LTD	2, 000, 000	0. 68	1, 370, 000. 00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	520, 000	3. 04	1, 580, 800. 00	
	DBS GROUP HLDGS	629, 000	44. 86	28, 216, 940. 00	
	OCBC-ORD	988, 000	16. 23	16, 035, 240. 00	
	UNITED OVERSEAS BANK	375, 000	35. 55	13, 331, 250. 00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	2, 180, 000	3. 80	8, 284, 000. 00	
	SEMCORP INDUSTRIES LTD	280, 000	6. 58	1, 842, 400. 00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	230, 000	14. 04	3, 229, 200. 00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	720, 000	2. 50	1, 800, 000. 00	
新シェケル	小計銘柄数：13			86, 746, 330. 00	
	組入時価比率：0. 3%			(9, 640, 119, 652)	
	0. 3%				
	ICL GROUP LTD	240, 000	23. 15	5, 556, 000. 00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	8, 200	1, 409. 00	11, 553, 800. 00	
	BANK HAPOALIM BM	373, 000	58. 89	21, 965, 970. 00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	430, 000	56. 64	24, 355, 200. 00	

	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	350,000	29.90	10,465,000.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	46,000	201.20	9,255,200.00	
	NICE LTD	17,900	592.20	10,600,380.00	
	AZRIELI GROUP	12,000	268.60	3,223,200.00	
小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.1%			96,974,750.00 (3,935,342,027) 0.1%	
合計				2,817,629,287,707 (2,817,629,287,707)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2025年6月3日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	4,480.00	0.00 (0) 0.0%	
	合計			0 (0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	45,400	3,159,840.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	92,000	3,484,040.00	
		AMERICAN TOWER CORP	137,200	29,375,892.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	172,000	3,214,680.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	41,700	8,638,155.00	
		BXP INC	43,000	2,906,370.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	30,700	3,617,381.00	
		CROWN CASTLE INC	128,400	12,825,876.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	99,000	17,099,280.00	
		EQUINIX INC	28,700	25,557,063.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	50,000	3,170,500.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	100,000	6,993,000.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	19,100	5,437,006.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	62,900	9,623,071.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	80,000	3,721,600.00	

	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	203,000	3,534,230.00	
	INVITATION HOMES INC	171,000	5,757,570.00	
	IRON MOUNTAIN INC	86,000	8,554,420.00	
	KIMCO REALTY CORP	195,000	4,128,150.00	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	33,200	5,168,244.00	
	PROLOGIS INC	271,900	29,569,125.00	
	PUBLIC STORAGE	45,900	14,218,443.00	
	REALTY INCOME CORP	262,000	14,823,960.00	
	REGENCY CENTERS CORP	51,000	3,669,450.00	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	31,600	7,301,496.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	95,900	15,623,069.00	
	SUN COMMUNITIES INC	36,700	4,544,194.00	
	UDR INC	88,000	3,644,080.00	
	VENTAS INC	129,000	8,267,610.00	
	VICI PROPERTIES INC	308,000	9,785,160.00	
	WELLTOWER INC	190,300	29,538,366.00	
	WEYERHAEUSER CO	208,000	5,339,360.00	
	WP CAREY INC	61,000	3,798,470.00	
小計	銘柄数：33	3,597,600	316,089,151.00	
			(45,147,013,437)	
	組入時価比率：1.6%			88.2%
ユーロ	COVIVIO	17,000	882,300.00	
	GECINA SA	11,700	1,120,860.00	
	KLEPIERRE	59,000	2,034,320.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	35,000	2,906,400.00	
小計	銘柄数：4	122,700	6,943,880.00	
			(1,134,491,114)	
	組入時価比率：0.0%			2.2%
英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	220,000	1,397,000.00	
	SEGRO PLC	390,000	2,692,560.00	
小計	銘柄数：2	610,000	4,089,560.00	
			(791,370,755)	
	組入時価比率：0.0%			1.5%
豪ドル	GOODMAN GROUP	588,000	19,192,320.00	
	SCENTRE GROUP	1,520,000	5,608,800.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	720,000	3,931,200.00	

	VICINITY CENTRES	1,200,000	2,940,000.00	
小計	銘柄数：4	4,028,000	31,672,320.00	
	組入時価比率：0.1%		(2,936,974,233)	5.7%
香港ドル	LINK REIT	760,000	31,274,000.00	
小計	銘柄数：1	760,000	31,274,000.00	
	組入時価比率：0.0%		(569,186,800)	1.1%
シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,030,040	2,688,404.40	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,606,397	3,357,369.73	
小計	銘柄数：2	2,636,437	6,045,774.13	
	組入時価比率：0.0%		(671,866,879)	1.3%
	合計		51,250,903,218	
			(51,250,903,218)	
	合計		51,250,903,218	
			(51,250,903,218)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年6月3日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
	うち1年超			
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	31,127,503,044	—	31,846,498,431	718,995,387
合計	31,127,503,044	—	31,846,498,431	718,995,387

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

MSCI ジャパンマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025年6月3日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	35,994,270
株式	3,526,973,300
投資証券	6,227,500
派生商品評価勘定	990,051
未収配当金	27,052,916
未収利息	481
差入委託証拠金	2,157,878
流動資産合計	3,599,396,396
資産合計	3,599,396,396
負債の部	
流動負債	
未払金	10,042,477
未払解約金	8,944
流動負債合計	10,051,421
負債合計	10,051,421
純資産の部	
元本等	
元本	2,808,178,732
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	781,166,243
元本等合計	3,589,344,975
純資産合計	3,589,344,975
負債純資産合計	3,599,396,396

注記表

(重要な会計方針に関する事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
2. 費用・収益の計上基準	
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることがあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
--

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025年 6月 3日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1,2782 円 (12,782 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024年 6月 4日 至 2025年 6月 3日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。 当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年 6月 3日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 6月 3日現在	
期首	2024年 6月 4日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	843,962,167 円
同期中における追加設定元本額	1,966,916,434 円
同期中における一部解約元本額	2,699,869 円
期末元本額	2,808,178,732 円

期末元本額の内訳*		
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）		2,491,676,846 円
野村MSCIジャパンファンドS（適格機関投資家専用）		198,814,451 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）		117,687,435 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年6月3日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	INPEX	5,400	1,976.50	10,673,100	
		大成建設	1,000	8,052.00	8,052,000	
		大林組	4,000	2,150.00	8,600,000	
		鹿島建設	2,600	3,553.00	9,237,800	
		大和ハウス工業	3,400	4,872.00	16,564,800	
		積水ハウス	3,700	3,266.00	12,084,200	
		ヤクルト本社	1,600	2,909.00	4,654,400	
		明治ホールディングス	1,500	3,258.00	4,887,000	
		アサヒグループホールディングス	8,900	1,897.00	16,883,300	
		キリンホールディングス	4,800	2,070.50	9,938,400	
		サントリー食品インターナショナル	900	4,710.00	4,239,000	
		キッコーマン	4,200	1,305.00	5,481,000	
		味の素	5,600	3,619.00	20,266,400	
		日清食品ホールディングス	1,200	3,005.00	3,606,000	
		日本たばこ産業	7,400	4,410.00	32,634,000	
		東レ	8,500	989.80	8,413,300	
		旭化成	7,500	1,016.00	7,620,000	
		信越化学工業	11,100	4,578.00	50,815,800	
		日本酸素ホールディングス	1,100	5,121.00	5,633,100	
		三菱ケミカルグループ	8,300	757.40	6,286,420	
		積水化学工業	2,300	2,536.50	5,833,950	
		花王	2,900	6,757.00	19,595,300	
		日本ペイントホールディングス	5,800	1,095.50	6,353,900	
		富士フィルムホールディングス	6,900	3,218.00	22,204,200	
		資生堂	2,500	2,304.50	5,761,250	
		日東電工	4,300	2,631.00	11,313,300	

ユニ・チャーム	6,900	1,133.50	7,821,150	
協和キリン	1,500	2,380.00	3,570,000	
武田薬品工業	9,800	4,288.00	42,022,400	
アステラス製薬	11,100	1,428.00	15,850,800	
塩野義製薬	4,600	2,398.50	11,033,100	
中外製薬	4,100	7,497.00	30,737,700	
エーザイ	1,600	4,081.00	6,529,600	
小野薬品工業	2,300	1,548.50	3,561,550	
第一三共	10,500	3,702.00	38,871,000	
大塚ホールディングス	2,700	6,993.00	18,881,100	
出光興産	5,000	867.10	4,335,500	
ENEOSホールディングス	16,800	696.50	11,701,200	
ブリヂストン	3,500	5,976.00	20,916,000	
AGC	1,200	4,274.00	5,128,800	
日本製鉄	5,900	2,871.00	16,938,900	
JFEホールディングス	3,500	1,680.00	5,880,000	
住友金属鉱山	1,500	3,317.00	4,975,500	
住友電気工業	4,400	2,969.50	13,065,800	
フジクラ	1,500	6,688.00	10,032,000	
ディスコ	600	32,320.00	19,392,000	
SMC	400	54,450.00	21,780,000	
小松製作所	5,500	4,340.00	23,870,000	
クボタ	6,000	1,600.00	9,600,000	
ダイキン工業	1,600	16,425.00	26,280,000	
ダイフク	2,000	3,762.00	7,524,000	
ホシザキ	700	5,290.00	3,703,000	
マキタ	1,500	4,410.00	6,615,000	
三菱重工業	19,700	3,364.00	66,270,800	
IHI	900	15,280.00	13,752,000	
ミネベアミツミ	2,200	1,963.50	4,319,700	
日立製作所	28,100	3,930.00	110,433,000	
三菱電機	11,700	2,976.00	34,819,200	
富士電機	800	6,369.00	5,095,200	
ニデック	5,100	2,741.50	13,981,650	
オムロン	1,100	3,725.00	4,097,500	
日本電気	7,500	3,826.00	28,695,000	

富士通	10,800	3,407.00	36,795,600	
ルネサスエレクトロニクス	10,300	1,763.00	18,158,900	
パナソニック ホールディングス	14,300	1,622.50	23,201,750	
ソニーグループ	37,700	3,834.00	144,541,800	
T D K	11,900	1,508.00	17,945,200	
横河電機	1,400	3,535.00	4,949,000	
アドバンテスト	4,700	7,277.00	34,201,900	
キーエンス	1,200	59,470.00	71,364,000	
シスメックス	3,100	2,364.00	7,328,400	
レーザーテック	500	14,185.00	7,092,500	
ファナック	5,800	3,791.00	21,987,800	
京セラ	7,900	1,706.00	13,477,400	
村田製作所	10,200	2,068.50	21,098,700	
S C R E E Nホールディングス	500	10,070.00	5,035,000	
キヤノン	5,700	4,310.00	24,567,000	
リコー	3,300	1,314.50	4,337,850	
東京エレクトロン	2,700	22,400.00	60,480,000	
豊田自動織機	1,000	18,400.00	18,400,000	
デンソー	11,600	1,913.00	22,190,800	
日産自動車	13,700	367.00	5,027,900	
いすゞ自動車	3,300	1,893.50	6,248,550	
トヨタ自動車	58,200	2,675.00	155,685,000	
アイシン	3,200	1,789.50	5,726,400	
本田技研工業	25,900	1,423.50	36,868,650	
スズキ	9,600	1,738.00	16,684,800	
S U B A R U	3,600	2,648.00	9,532,800	
ヤマハ発動機	5,700	1,087.00	6,195,900	
シマノ	500	21,040.00	10,520,000	
テルモ	8,200	2,602.50	21,340,500	
島津製作所	1,500	3,401.00	5,101,500	
オリンパス	7,000	1,872.50	13,107,500	
HO Y A	2,100	16,625.00	34,912,500	
バンダイナムコホールディングス	3,600	4,552.00	16,387,200	
T O P P A Nホールディングス	1,500	3,666.00	5,499,000	
大日本印刷	2,400	2,110.00	5,064,000	
アシックス	4,100	3,502.00	14,358,200	

任天堂	6,800	11,695.00	79,526,000	
中部電力	4,000	1,730.00	6,920,000	
関西電力	5,800	1,595.00	9,251,000	
東京瓦斯	2,000	4,695.00	9,390,000	
大阪瓦斯	2,200	3,630.00	7,986,000	
東急	3,100	1,730.00	5,363,000	
東日本旅客鉄道	5,600	2,974.50	16,657,200	
西日本旅客鉄道	2,700	3,107.00	8,388,900	
東海旅客鉄道	4,700	3,113.00	14,631,100	
東京地下鉄	1,800	1,772.50	3,190,500	
阪急阪神ホールディングス	1,400	3,864.00	5,409,600	
S G ホールディングス	2,000	1,445.00	2,890,000	
日本郵船	2,700	5,192.00	14,018,400	
商船三井	2,100	5,077.00	10,661,700	
川崎汽船	2,200	2,171.00	4,776,200	
日本航空	900	2,937.50	2,643,750	
ANAホールディングス	1,000	2,845.50	2,845,500	
T I S	1,300	4,701.00	6,111,300	
ネクソン	2,000	2,590.00	5,180,000	
野村総合研究所	2,300	5,668.00	13,036,400	
オービック	2,000	5,210.00	10,420,000	
L I N E ヤフー	17,600	525.60	9,250,560	
トレンドマイクロ	800	10,750.00	8,600,000	
日本オラクル	200	17,130.00	3,426,000	
大塚商会	1,400	2,947.50	4,126,500	
日本電信電話	183,400	158.90	29,142,260	
K D D I	18,800	2,434.50	45,768,600	
ソフトバンク	175,700	219.70	38,601,290	
光通信	100	40,180.00	4,018,000	
東宝	700	7,679.00	5,375,300	
N T Tデータグループ	3,900	3,993.00	15,572,700	
カプコン	2,100	4,270.00	8,967,000	
S C S K	1,000	4,406.00	4,406,000	
コナミグループ	600	19,750.00	11,850,000	
ソフトバンクグループ	5,900	7,377.00	43,524,300	
神戸物産	900	4,548.00	4,093,200	

伊藤忠商事	7,300	7,520.00	54,896,000	
丸紅	8,700	2,861.00	24,890,700	
豊田通商	3,900	3,010.00	11,739,000	
三井物産	15,200	2,973.00	45,189,600	
住友商事	6,700	3,626.00	24,294,200	
三菱商事	21,000	2,865.50	60,175,500	
サンリオ	1,100	6,472.00	7,119,200	
Mon o t a R O	1,500	2,910.50	4,365,750	
マツキヨココカラ&カンパニー	2,000	2,941.50	5,883,000	
Z O Z O	2,500	1,548.50	3,871,250	
セブン&アイ・ホールディングス	13,600	2,226.00	30,273,600	
パン・パシフィック・インターナショナルホ	2,300	4,691.00	10,789,300	
ゼンショーホールディングス	600	7,784.00	4,670,400	
イオン	4,000	4,412.00	17,648,000	
ニトリホールディングス	500	14,235.00	7,117,500	
ファーストリテイリング	1,200	48,190.00	57,828,000	
ゆうちょ銀行	11,100	1,531.00	16,994,100	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	6,300	931.60	5,869,080	
三菱U F J フィナンシャル・グループ	70,400	1,977.00	139,180,800	
りそなホールディングス	12,700	1,274.00	16,179,800	
三井住友トラストグループ	3,900	3,862.00	15,061,800	
三井住友フィナンシャルグループ	22,600	3,640.00	82,264,000	
千葉銀行	3,500	1,321.50	4,625,250	
みずほフィナンシャルグループ	14,700	3,947.00	58,020,900	
S B I ホールディングス	1,700	4,428.00	7,527,600	
大和証券グループ本社	8,200	967.20	7,931,040	
野村ホールディングス	18,400	876.50	16,127,600	
かんぽ生命保険	1,200	3,233.00	3,879,600	
S O M P O ホールディングス	5,500	4,353.00	23,941,500	
M S & A D インシュアランスグループホール	7,900	3,475.00	27,452,500	
第一生命ホールディングス	21,600	1,124.00	24,278,400	
東京海上ホールディングス	11,300	6,172.00	69,743,600	
T & D ホールディングス	3,000	3,423.00	10,269,000	
オリックス	7,100	3,075.00	21,832,500	

三菱HCキャピタル	5,400	1,066.50	5,759,100	
日本取引所グループ	6,100	1,572.50	9,592,250	
大東建託	400	16,085.00	6,434,000	
ヒューリック	2,800	1,458.00	4,082,400	
三井不動産	16,200	1,379.00	22,339,800	
三菱地所	6,500	2,697.00	17,530,500	
住友不動産	1,900	5,548.00	10,541,200	
エムスリー	2,700	2,146.00	5,794,200	
電通グループ	1,200	3,085.00	3,702,000	
オリエンタルランド	6,600	3,191.00	21,060,600	
楽天グループ	9,300	816.00	7,588,800	
リクルートホールディングス	8,600	8,200.00	70,520,000	
日本郵政	10,900	1,394.50	15,200,050	
セコム	2,600	5,290.00	13,754,000	
小計 銘柄数：182 組入時価比率：98.3%			3,526,973,300 100.0%	
合計			3,526,973,300	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2025年6月3日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	日本ビルファンド投資法人 投資証券	47	6,227,500	
		銘柄数：1 組入時価比率：0.2%	47	6,227,500 100.0%	
合計				6,227,500	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年6月3日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	54,467,749	—	55,460,000	990,051
合計	54,467,749	—	55,460,000	990,051

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位 : 円)

(2025年6月3日現在)

資産の部

流動資産

預金	2,257,708,443
コール・ローン	401,201,001
株式	144,233,951,066
新株予約権証券	2,378,026
投資信託受益証券	5,343,456,307
投資証券	134,598,756
派生商品評価勘定	249,368,238
未収入金	4,861,273
未収配当金	191,573,077
未収利息	5,365
差入委託証拠金	4,592,640,105
流動資産合計	157,411,741,657
資産合計	157,411,741,657

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	22,815,839
未払解約金	1,028,701,375
その他未払費用	6,267,200
流動負債合計	1,057,784,414
負債合計	1,057,784,414

純資産の部

元本等

元本	75,669,833,827
----	----------------

剰余金

期末剰余金又は期末欠損金 (△)	80,684,123,416
------------------	----------------

元本等合計	156,353,957,243
-------	-----------------

純資産合計

156,353,957,243

負債純資産合計

157,411,741,657

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券
--------------------	--

	<p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引</p> <p>計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025年 6月 3日現在		
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額	2. 0663 円
	(10,000 口当たり純資産額)	(20,663 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024年 6月 4日 至 2025年 6月 3日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。	
当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。	
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月3日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

新株予約権証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年6月3日現在

期首

2024年6月4日

本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額

64,885,136,301円

同期中における追加設定元本額

22,507,587,882円

同期中における一部解約元本額

11,722,890,356円

期末元本額

75,669,833,827円

期末元本額の内訳*

野村資産設計ファンド2015

12,573,469円

野村資産設計ファンド2020

13,608,976円

野村資産設計ファンド2025

20,210,278円

野村資産設計ファンド2030

36,192,793円

野村資産設計ファンド2035

39,274,265円

野村資産設計ファンド2040

70,944,176円

野村資産設計ファンド2045

16,739,143円

野村インデックスファンド・新興国株式

3,694,767,311円

ネクストコア

11,290,396円

野村インデックスファンド・海外5資産バランス

545,934,044円

野村資産設計ファンド2050

18,194,002円

野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型

3,184,075円

野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型

2,418,250円

野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型

2,350,442円

野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型

2,348,824円

インデックス・ブレンド(タイプI)

879,132円

インデックス・ブレンド(タイプII)

1,110,515円

インデックス・ブレンド(タイプIII)

11,375,259円

インデックス・ブレンド(タイプIV)

6,682,097円

インデックス・ブレンド(タイプV)

26,577,215円

野村つみたて外国株投信

9,063,887,711円

野村外国株（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）	658,973,055 円
野村外国株（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	2,317,867,943 円
世界6資産分散ファンド	150,058,398 円
野村資産設計ファンド2060	17,592,254 円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	3,158,986,530 円
はじめてのNISA・新興国株式インデックス	1,610,403,220 円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,301,173,085 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	3,951,507,873 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,551,291 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式（適格機関投資家専用）	1,126,171,717 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	378,333 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	387,980,221 円
野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	46,227,333,907 円
野村DC運用戦略ファンド	743,136,577 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	44,605,215 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	38,674,835 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	44,568,831 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	34,420,539 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	35,617,042 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	68,090,628 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	149,199,960 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年6月3日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD	155,000	2.03	315,580.00	
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	7,000	0.00	0.00	
		PJSC GAZPROM-ADR	456,300	0.00	0.00	
		PJSC LUKOIL	32,050	0.00	0.00	
		ROSNEFT OJSC - GDR	83,900	0.00	0.00	
		SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	103,000	0.00	0.00	
		TATNEFT-SPONSORED ADR	19,100	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC	4,007	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR	78	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1	0.00	0.00	
		QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	19,800	30.03	594,594.00	
		CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	21,600	16.00	345,600.00	
		NOVOLIPETSK STEEL PJSC	103,000	0.00	0.00	
		PJSC ALROSA	176,000	0.00	0.00	
		PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	48,600	0.00	0.00	

POLYUS PJSC	23, 550	0.00	0.00	
SEVERSTAL-GDR REG S	15, 800	0.00	0.00	
SOUTHERN COPPER CORP	11, 097	92.45	1, 025, 917.65	
LATAM AIRLINES GROUP-SA ADR	13, 558	37.89	513, 712.62	
H WORLD GROUP LTD-ADR	27, 800	35.52	987, 456.00	
YUM CHINA HOLDINGS INC	45, 400	43.98	1, 996, 692.00	
OZON HOLDINGS PLC - ADR	5, 300	0.00	0.00	
PDD HOLDINGS INC ADR	88, 150	96.44	8, 501, 186.00	
VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	39, 400	14.17	558, 298.00	
X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	11, 500	0.00	0.00	
LEGEND BIOTECH CORP-ADR	11, 100	29.32	325, 452.00	
BANCO DE CHILE-ADR	27, 700	30.21	836, 817.00	
BANCO SANTANDER CHILE-ADR	19, 600	24.64	482, 944.00	
COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	260, 036	1.60	416, 057.60	
CREDICORP LTD	8, 360	214.45	1, 792, 802.00	
GRUPO CIBEST SA-ADR	15, 630	43.40	678, 342.00	
NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	403, 700	12.00	4, 844, 400.00	
PJSC SBERBANK OF RUSSIA	811, 000	0.00	0.00	
STATE BANK OF INDIA-GDR	23, 210	95.20	2, 209, 592.00	
TCS GROUP HOLDING-REG S	9, 300	0.00	0.00	
VTB BANK JSC	35, 156	0.00	0.00	
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	54, 288	1.38	75, 243.16	
MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	28, 650	0.00	0.00	
ENEL CHILE SA-ADR	73, 000	3.55	259, 150.00	
INTER RAO UES PJSC	3, 660, 000	0.00	0.00	
QIFU TECHNOLOGY INC-ADR	13, 400	40.94	548, 596.00	
MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	133, 000	0.00	0.00	
XP INC - CLASS A	53, 000	19.49	1, 032, 970.00	
TAL EDUCATION GROUP-ADR	50, 000	10.13	506, 500.00	
TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	96, 600	17.36	1, 676, 976.00	
AUTOHOME INC-ADR	7, 500	24.71	185, 325.00	
KANZHUN LTD	32, 700	17.65	577, 155.00	
VK CO LTD GDR	7, 000	0.00	0.00	
小計 銘柄数：48			31, 287, 358.03	
組入時価比率：2.9%			(4, 468, 773, 347)	
				3.1%

メキシコペソ	CEMEX SAB - CPO	1,871,985	13.07	24,466,843.95	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	380,983	105.28	40,109,890.24	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	26,310	421.88	11,099,662.80	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	65,000	122.53	7,964,450.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	24,600	624.94	15,373,524.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	43,000	237.94	10,231,420.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	45,300	444.54	20,137,662.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	18,600	220.20	4,095,720.00	
	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	43,000	141.13	6,068,590.00	
	WALMART DE MEXICO-SER V	685,000	64.20	43,977,000.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	58,000	213.14	12,362,120.00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	67,000	187.35	12,552,450.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	228,000	204.67	46,664,760.00	
	ALFA S. A. B. -A	537,968	15.15	8,150,215.20	
	GRUMA S. A. B. -B	21,900	351.81	7,704,639.00	
	GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	157,000	52.42	8,229,940.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	245,000	34.53	8,459,850.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	330,700	172.34	56,992,838.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	209,000	49.11	10,263,990.00	
	QUALITAS CONTROLADORA SAB CV	31,000	205.28	6,363,680.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	2,281,000	16.33	37,248,730.00	
小計	銘柄数 : 21			398,517,975.19	
				(2,963,897,736)	
レアル	組入時価比率 : 1.9%			2.1%	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	460,000	33.01	15,184,600.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	569,000	31.08	17,684,520.00	
	PRIOR S.A.	108,700	39.74	4,319,738.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES	86,000	16.07	1,382,020.00	
	KLABIN SA-UNIT	83,600	18.24	1,524,864.00	
	GERDAU SA PFD NPV	194,020	16.02	3,108,200.40	
	VALE SA	460,852	52.56	24,222,381.12	
	SUZANO SA	87,960	49.58	4,361,056.80	
	EMBRAER SA	93,000	65.39	6,081,270.00	
	WEG SA	221,648	41.85	9,275,968.80	
	LOCALIZA RENT A CAR	106,595	43.31	4,616,629.45	
	RUMO SA	164,000	19.18	3,145,520.00	

MOTIVA INFRAESTRUTURA DE MOB	121,000	13.40	1,621,400.00	
VIBRA ENERGIA SA	138,000	20.13	2,777,940.00	
RAIA DROGASIL SA	153,980	14.37	2,212,692.60	
AMBEV SA	593,956	13.91	8,261,927.96	
BRF SA	77,000	20.50	1,578,500.00	
JBS SA	98,100	40.21	3,944,601.00	
NATURA &CO HOLDING SA	92,500	10.23	946,275.00	
REDE D'OR SAO LUIZ SA	106,500	37.44	3,987,360.00	
BANCO BRADESCO S.A.	209,953	14.02	2,943,541.06	
BANCO BRADESCO SA - PREF	652,042	16.24	10,589,162.08	
BANCO DO BRASIL SA	208,000	23.28	4,842,240.00	
ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	683,990	37.15	25,410,228.50	
ITUSA SA	698,268	11.00	7,680,948.00	
BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	87,000	36.99	3,218,130.00	
CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	81,000	14.75	1,194,750.00	
TOTVS SA	61,000	42.02	2,563,220.00	
TELEFONICA BRASIL S.A.	118,400	28.96	3,428,864.00	
TIM SA	82,952	19.51	1,618,393.52	
CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B	29,000	46.60	1,351,400.00	
CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	162,100	41.56	6,736,876.00	
CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	256,983	10.65	2,736,868.95	
COMPANHIA PARANAENSE-PREF B	180,000	12.56	2,260,800.00	
CPFL ENERGIA SA	18,400	40.83	751,272.00	
ENERGISA SA-UNITS	35,700	47.16	1,683,612.00	
EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	148,000	36.51	5,403,480.00	
CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	64,500	115.55	7,452,975.00	
B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	679,999	13.71	9,322,786.29	
BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT	158,000	39.74	6,278,920.00	
ENEVA SA	98,100	13.89	1,362,609.00	
ENGIE BRASIL SA	16,600	40.52	672,632.00	
小計銘柄数：42			229,741,173.53	
			(5,781,804,217)	
組入時価比率：3.7%			4.0%	
チリペソ	EMPRESAS CMPC SA	119,000	1,461.00	173,859,000.00
	S. A. C. I. FALABELLA	94,000	4,550.00	427,700,000.00

	EMPRESAS COPEC SA	57,000	6,401.00	364,857,000.00	
	CENCOSUD SA	126,000	3,236.00	407,736,000.00	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	13,134	36,999.00	485,944,866.00	
	ENEL AMERICAS SA	2,325,000	90.00	209,250,000.00	
	小計 銘柄数：6			2,069,346,866.00	
	組入時価比率：0.2%			(314,559,347)	
				0.2%	
コロンビアペソ	GRUPO CIBEST SA	28,900	48,800.00	1,410,320,000.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	60,000	19,320.00	1,159,200,000.00	
	小計 銘柄数：2			2,569,520,000.00	
	組入時価比率：0.1%			(88,203,913)	
				0.1%	
ユーロ	METLEN ENERGY & METALS SA	15,200	44.10	670,320.00	
	FF GROUP	2,030	0.00	0.00	
	OPAP SA	20,200	18.94	382,588.00	
	JUMBO SA	15,932	28.20	449,282.40	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	283,000	2.80	792,400.00	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS	295,000	2.73	807,710.00	
	NATIONAL BANK OF GREECE	112,000	10.49	1,174,880.00	
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S.A.	121,000	5.82	704,220.00	
	HELLENIC TELECOM	18,000	17.33	311,940.00	
	PUBLIC POWER CORP	31,600	13.28	419,648.00	
	小計 銘柄数：10			5,712,988.40	
	組入時価比率：0.6%			(933,388,044)	
				0.6%	
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	116,700	123.50	14,412,450.00	
	SASA POLYESTER SANAYI	1,533,598	3.20	4,907,513.60	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	418,000	23.02	9,622,360.00	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	200,920	129.30	25,978,956.00	
	KOC HLDGS	85,000	143.50	12,197,500.00	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	150,000	32.74	4,911,000.00	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	29,325	247.00	7,243,275.00	
	TURK HAVA YOLLARI AO	83,000	275.75	22,887,250.00	
	FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	115,000	81.25	9,343,750.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	55,500	486.00	26,973,000.00	
	COCA-COLA ICECEK AS	83,600	48.88	4,086,368.00	

	AKBANK T. A. S	411,000	52.05	21,392,550.00	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	132,000	76.40	10,084,800.00	
	TURKIYE IS BANKASI AS-C	959,980	10.86	10,425,382.80	
	YAPI VE KREDI BANKASI A. S.	417,000	25.88	10,791,960.00	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	179,000	91.00	16,289,000.00	
小計	銘柄数：16			211,547,115.40	
	組入時価比率：0.5%			(771,914,269)	
				0.5%	
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	9,050	1,025.00	9,276,250.00	
	MONETA MONEY BANK AS	42,000	147.20	6,182,400.00	
	CEZ AS	21,600	1,211.00	26,157,600.00	
小計	銘柄数：3			41,616,250.00	
	組入時価比率：0.2%			(273,418,762)	
				0.2%	
フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	59,800	3,100.00	185,380,000.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	16,200	10,500.00	170,100,000.00	
	OTP BANK NYRT	29,100	27,090.00	788,319,000.00	
小計	銘柄数：3			1,143,799,000.00	
	組入時価比率：0.3%			(468,957,590)	
				0.3%	
ズロチ	ORLEN SA	77,387	73.99	5,725,864.13	
	KGHM POLSKA MIEDZ S. A.	18,100	125.40	2,269,740.00	
	BUDIMEX	2,100	589.20	1,237,320.00	
	LPP SA	130	14,400.00	1,872,000.00	
	ALLEGRO. EU SA	62,200	35.20	2,189,440.00	
	CCC SA	6,800	212.00	1,441,600.00	
	DINO POLSKA SA	6,650	541.00	3,597,650.00	
	ZABKA GROUP SA	47,000	22.14	1,040,580.00	
	BANK MILLENNIUM SA	77,000	13.91	1,071,070.00	
	BANK PEKAO SA	20,600	183.40	3,778,040.00	
	MBANK	2,040	803.00	1,638,120.00	
	PKO BANK POLSKI SA	110,600	72.94	8,067,164.00	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	5,660	495.60	2,805,096.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	76,900	61.94	4,763,186.00	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	73,000	9.40	686,784.00	
	CD PROJEKT RED SA	8,000	221.50	1,772,000.00	

	小計銘柄数 : 16 組入時価比率 : 1.1%			43,955,654.13 (1,687,018,005)	
				1.2%	
香港 ドル	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY	367,000	0.00	0.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	204,000	6.21	1,266,840.00	
	CHINA COAL ENERGY CO-H	270,000	8.47	2,286,900.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	3,040,900	4.20	12,771,780.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	413,000	32.35	13,360,550.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	2,800,000	6.51	18,228,000.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	484,700	9.14	4,430,158.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO. LTD-H	138,000	20.40	2,815,200.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	393,000	3.47	1,363,710.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	490,000	4.59	2,249,100.00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	357,000	14.00	4,998,000.00	
	CMOC GROUP LTD-H	405,000	6.36	2,575,800.00	
	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	183,000	13.72	2,510,760.00	
	MMG LTD	464,800	2.96	1,375,808.00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LTD	126,250	25.20	3,181,500.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	254,000	20.20	5,130,800.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO-H	703,000	17.76	12,485,280.00	
	AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	402,000	3.95	1,587,900.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	370,400	4.48	1,659,392.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	420,000	3.48	1,461,600.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	227,250	10.90	2,477,025.00	
	CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO LTD	10,900	309.60	3,374,640.00	
	CITIC LTD	517,000	9.96	5,149,320.00	
	FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	225,940	4.53	1,023,508.20	
	CRRC CORP LTD-H	550,000	4.94	2,717,000.00	
	HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	103,000	18.96	1,952,880.00	
	SINOTRUK HONG KONG LTD	68,000	19.76	1,343,680.00	
	WEICHAI POWER CO LTD-H	214,800	15.50	3,329,400.00	
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	55,200	33.40	1,843,680.00	
	BOC AVIATION LTD	28,100	62.10	1,745,010.00	
	J&T GLOBAL EXPRESS LTD	373,000	6.82	2,543,860.00	
	JD LOGISTICS INC	279,400	12.00	3,352,800.00	

ZTO EXPRESS CAYMAN INC	53,800	135.70	7,300,660.00	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD H	368,000	13.42	4,938,560.00	
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	13,500	134.60	1,817,100.00	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	182,000	14.96	2,722,720.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	148,000	10.20	1,509,600.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	157,320	6.30	991,116.00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	83,200	55.35	4,605,120.00	
BYD CO LTD-H	156,000	385.40	60,122,400.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	769,000	17.46	13,426,740.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	273,000	11.94	3,259,620.00	
LI AUTO INC	156,000	110.00	17,160,000.00	
NIO INC.	219,000	27.50	6,022,500.00	
XPENG INC	152,300	75.10	11,437,730.00	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	134,000	12.18	1,632,120.00	
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	76,000	57.25	4,351,000.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	327,000	22.50	7,357,500.00	
HISENSE HOME APPLIANCES CO LTD	38,000	25.90	984,200.00	
MIDEA GROUP CO LTD	42,900	82.85	3,554,265.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	159,800	94.25	15,061,150.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	730,000	4.31	3,146,300.00	
LI NING CO LTD	276,000	14.88	4,106,880.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	96,100	56.35	5,415,235.00	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING LTD.	190,000	14.78	2,808,200.00	
MEITUAN-CLASS B	624,540	135.70	84,750,078.00	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	183,200	22.10	4,048,720.00	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	109,000	11.04	1,203,360.00	
TRIP.COM GROUP LTD	80,000	496.40	39,712,000.00	
ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	2,182,780	113.20	247,090,696.00	
JD.COM, INC.	311,567	128.60	40,067,516.20	
MINISO GROUP HOLDING LTD	68,800	33.55	2,308,240.00	
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	326,000	11.54	3,762,040.00	
POP MART INTERNATIONAL GROUP	69,800	230.00	16,054,000.00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	72,000	11.78	848,160.00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT	870,000	4.51	3,923,700.00	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	152,900	39.80	6,085,420.00	

ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12, 300	113. 98	1, 401, 954. 00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	209, 333	25. 00	5, 233, 325. 00	
NONGFU SPRING LTD	258, 400	38. 25	9, 883, 800. 00	
TSING TAO BREWERY CO-H	78, 000	54. 10	4, 219, 800. 00	
CHINA FEIHE LTD	405, 000	5. 79	2, 344, 950. 00	
CHINA HUISHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144, 000	0. 00	0. 00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	435, 000	17. 54	7, 629, 900. 00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	278, 000	12. 72	3, 536, 160. 00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	553, 000	5. 20	2, 875, 600. 00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	266, 000	19. 66	5, 229, 560. 00	
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	40, 000	68. 25	2, 730, 000. 00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	60, 000	21. 55	1, 293, 000. 00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	248, 000	5. 39	1, 336, 720. 00	
SINOPHARM GROUP CO-H	190, 000	18. 60	3, 534, 000. 00	
AKESO INC	86, 000	75. 00	6, 450, 000. 00	
BEIGENE LTD	96, 620	147. 10	14, 212, 802. 00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	151, 000	63. 10	9, 528, 100. 00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	179, 500	5. 06	908, 270. 00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	1, 047, 520	7. 71	8, 076, 379. 20	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	130, 000	26. 00	3, 380, 000. 00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1, 346, 500	4. 40	5, 924, 600. 00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	3, 340, 000	4. 98	16, 633, 200. 00	
BANK OF CHINA LTD-H	8, 920, 000	4. 50	40, 140, 000. 00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	1, 173, 790	6. 86	8, 052, 199. 40	
CHINA CITIC BANK-H	1, 030, 000	6. 76	6, 962, 800. 00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	12, 208, 000	6. 92	84, 479, 360. 00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	257, 000	3. 57	917, 490. 00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	493, 692	48. 10	23, 746, 585. 20	
CHINA MINSHENG BANKING-H	979, 800	3. 97	3, 889, 806. 00	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL-H	287, 000	6. 64	1, 905, 680. 00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	8, 270, 000	5. 63	46, 560, 100. 00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	1, 219, 000	4. 95	6, 034, 050. 00	
FAR EAST HORIZON LTD	154, 000	6. 17	950, 180. 00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	885, 000	15. 86	14, 036, 100. 00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	315, 000	24. 40	7, 686, 000. 00	

CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	215,072	12.02	2,585,165.44	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	133,000	32.05	4,262,650.00	
PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H	1,210,000	5.14	6,219,400.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	832,420	14.98	12,469,651.60	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	841,000	45.60	38,349,600.00	
KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	366,000	12.06	4,413,960.00	
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	108,000	31.05	3,353,400.00	
ZTE CORP-H	111,052	21.60	2,398,723.20	
LENOVO GROUP LTD	992,000	8.93	8,858,560.00	
XIAOMI CORPORATION	2,174,000	51.60	112,178,400.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	92,000	36.65	3,371,800.00	
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	95,300	59.70	5,689,410.00	
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	2,705,000	0.80	2,164,000.00	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	70,000	30.75	2,152,500.00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	468,000	2.33	1,090,440.00	
CHINA TOWER CORP LTD-H	538,000	11.62	6,251,560.00	
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	49,000	32.75	1,604,750.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	318,000	7.23	2,299,140.00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	124,000	21.10	2,616,400.00	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	112,100	62.50	7,006,250.00	
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	448,000	7.75	3,472,000.00	
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	405,000	2.54	1,028,700.00	
GUANGDONG INVESTMENT	338,000	6.45	2,180,100.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	460,000	7.42	3,413,200.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	172,400	14.46	2,492,904.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	190,050	19.62	3,728,781.00	
GUOTAI HAITONG SECURITIES CO-H	315,960	10.90	3,443,964.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	126,000	12.96	1,632,960.00	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY	186,000	36.05	6,705,300.00	
CGN POWER CO LTD-H	1,290,000	2.54	3,276,600.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	366,000	6.41	2,346,060.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	490,000	3.18	1,558,200.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDING	238,000	19.96	4,750,480.00	

	HUANENG POWER INTL INC-H	680,000	4.91	3,338,800.00	
	GENSCRIPT BIOTECH CORP	112,000	12.46	1,395,520.00	
	WUXI APPTEC CO LTD	36,200	69.35	2,510,470.00	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	459,000	24.95	11,452,050.00	
	CHINA LITERATURE LTD	49,800	26.50	1,319,700.00	
	CHINA RUYI HOLDINGS LTD	776,000	1.95	1,513,200.00	
	KINGSOFT CORP LTD	111,000	32.55	3,613,050.00	
	NETEASE, INC.	221,050	192.70	42,596,335.00	
	BAIDU INC-CLASS A	290,410	81.40	23,639,374.00	
	BILIBILI INC	30,120	143.40	4,319,208.00	
	KUAISHOU TECHNOLOGY	354,200	52.45	18,577,790.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	819,700	498.40	408,538,480.00	
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	73,000	13.68	998,640.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	451,000	12.92	5,826,920.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	420,444	25.05	10,532,122.20	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	104,000	37.40	3,889,600.00	
	CHINA VANKE CO LTD-H	243,000	4.88	1,185,840.00	
	KE HOLDINGS INC-CL A	256,200	48.50	12,425,700.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	272,000	9.33	2,537,760.00	
	小計 銘柄数：154			1,951,474,566.64	
				(35,516,837,112)	
	組入時価比率：22.7%			24.7%	
シンガポール	PETRONAS DAGANGAN BHD	30,000	19.70	591,000.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	330,000	3.42	1,128,600.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	551,000	5.04	2,777,040.00	
	GAMUDA BERHAD	532,000	4.57	2,431,240.00	
	SIME DARBY BERHAD	440,000	1.70	748,000.00	
	SUNWAY BHD	256,000	4.75	1,216,000.00	
	MISC BHD	210,960	7.52	1,586,419.20	
	GENTING BHD	348,000	3.00	1,044,000.00	
	MR DIY GROUP M BHD	361,500	1.58	571,170.00	
	IOI CORP	247,000	3.60	889,200.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG	73,000	19.48	1,422,040.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	7,300	78.60	573,780.00	
	PPB GROUP BERHAD	90,740	11.28	1,023,547.20	

	QL RESOURCES BHD	178, 500	4. 50	803, 250. 00	
	SD GUTHRIE BHD	238, 000	4. 48	1, 066, 240. 00	
	IHH HEALTHCARE BHD	260, 000	6. 90	1, 794, 000. 00	
	AMMB HOLDING	313, 000	5. 24	1, 640, 120. 00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	1, 038, 000	6. 93	7, 193, 340. 00	
	HONG LEONG BANK	92, 960	19. 58	1, 820, 156. 80	
	MALAYAN BANKING	694, 000	9. 78	6, 787, 320. 00	
	PUBLIC BANK BHD	1, 915, 000	4. 31	8, 253, 650. 00	
	RHB BANK BHD	228, 023	6. 43	1, 466, 187. 89	
	TELEKOM MALAYSIA	129, 000	6. 53	842, 370. 00	
	AXIATA GROUP BERHAD	346, 000	2. 05	709, 300. 00	
	CELCOMDIGI BHD	429, 000	3. 72	1, 595, 880. 00	
	MAXIS BHD	265, 000	3. 53	935, 450. 00	
	TENAGA NASIONAL	368, 000	14. 00	5, 152, 000. 00	
	PETRONAS GAS BERHAD	91, 000	17. 96	1, 634, 360. 00	
	YTL CORPORATION BERHAD	400, 000	1. 82	728, 000. 00	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	300, 000	3. 20	960, 000. 00	
	小計 銘柄数 : 30			59, 383, 661. 09	
				(2, 000, 225, 794)	
	組入時価比率 : 1. 3%			1. 4%	
バーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	164, 000	98. 00	16, 072, 000. 00	
	PTT PCL-NVDR	1, 352, 000	29. 75	40, 222, 000. 00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	100, 700	166. 00	16, 716, 200. 00	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	544, 000	33. 25	18, 088, 000. 00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	414, 978	24. 80	10, 291, 454. 40	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	579, 997	7. 70	4, 465, 976. 90	
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	258, 000	11. 80	3, 044, 400. 00	
	CP ALL PCL-NVDR	619, 000	47. 00	29, 093, 000. 00	
	CP AXTRA PCL-NVDR	204, 013	18. 80	3, 835, 444. 40	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	426, 000	24. 50	10, 437, 000. 00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1, 438, 000	21. 50	30, 917, 000. 00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	59, 000	140. 00	8, 260, 000. 00	
	KASIKORN BANK PCL-NVDR	83, 000	154. 00	12, 782, 000. 00	
	KRUNG THAI BANK-NVDR	504, 050	22. 20	11, 189, 910. 00	
	SCB X PCL-NVDR	125, 000	118. 50	14, 812, 500. 00	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	2, 373, 000	1. 92	4, 556, 160. 00	

	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	384, 200	104. 00	39, 956, 800. 00	
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	1, 559, 966	12. 50	19, 499, 575. 00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	132, 000	286. 00	37, 752, 000. 00	
	GULF DEVELOPMENT PCL-NVDR	608, 119	45. 00	27, 365, 355. 00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	261, 000	45. 50	11, 875, 500. 00	
小計	銘柄数：21			371, 232, 275. 70	
	組入時価比率：1. 0%			(1, 625, 997, 367)	
				1. 1%	
フィリピンペソ	AYALA CORPORATION	28, 302	570. 00	16, 132, 140. 00	
	SM INVESTMENTS CORP	30, 500	838. 00	25, 559, 000. 00	
	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	142, 000	412. 00	58, 504, 000. 00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	43, 000	229. 40	9, 864, 200. 00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	297, 940	139. 80	41, 652, 012. 00	
	BDO UNIBANK INC	303, 075	162. 00	49, 098, 150. 00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	205, 095	74. 65	15, 310, 341. 75	
	PLDT INC	7, 000	1, 239. 00	8, 673, 000. 00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	37, 300	534. 00	19, 918, 200. 00	
	AYALA LAND INC	768, 000	23. 50	18, 048, 000. 00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	1, 388, 975	22. 95	31, 876, 976. 25	
	小計	銘柄数：11		294, 636, 020. 00	
	組入時価比率：0. 5%			(755, 299, 437)	
				0. 5%	
ルピア	ALAMTRI RESOURCES INDONESIA TB	2, 110, 000	2, 130. 00	4, 494, 300, 000. 00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	229, 050	21, 900. 00	5, 016, 195, 000. 00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	2, 893, 399	1, 250. 00	3, 616, 748, 750. 00	
	CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	984, 000	9, 300. 00	9, 151, 200, 000. 00	
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	900, 000	6, 900. 00	6, 210, 000, 000. 00	
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	2, 360, 000	4, 780. 00	11, 280, 800, 000. 00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	105, 120, 000	62. 00	6, 517, 440, 000. 00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1, 970, 000	2, 530. 00	4, 984, 100, 000. 00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	309, 000	10, 800. 00	3, 337, 200, 000. 00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK	420, 000	7, 675. 00	3, 223, 500, 000. 00	
	PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	1, 140, 000	4, 890. 00	5, 574, 600, 000. 00	
	KALBE FARMA PT	2, 300, 000	1, 560. 00	3, 588, 000, 000. 00	
	BANK CENTRAL ASIA	6, 970, 000	9, 100. 00	63, 427, 000, 000. 00	
	BANK MANDIRI	4, 990, 000	5, 075. 00	25, 324, 250, 000. 00	

	BANK NEGARA INDONESIA PT	1, 620, 000	4, 370. 00	7, 079, 400, 000. 00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	8, 850, 028	4, 200. 00	37, 170, 117, 600. 00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	6, 210, 000	2, 780. 00	17, 263, 800, 000. 00	
小計	銘柄数 : 17			217, 258, 651, 350. 00	
	組入時価比率 : 1. 2%			(1, 911, 876, 131)	
				1. 3%	
ウォン	HD HYUNDAI CO LTD	5, 100	112, 900. 00	575, 790, 000. 00	
	S-OIL CORPORATION	3, 930	55, 000. 00	216, 150, 000. 00	
	SK INNOVATION CO LTD	9, 340	87, 700. 00	819, 118, 000. 00	
	LG CHEMICALS LTD	6, 350	195, 300. 00	1, 240, 155, 000. 00	
	SKC CO LTD	2, 610	88, 400. 00	230, 724, 000. 00	
	KOREA ZINC CO LTD	710	730, 000. 00	518, 300, 000. 00	
	POSCO HOLDINGS INC	8, 670	244, 000. 00	2, 115, 480, 000. 00	
	HANWHA AEROSPACE CO -RIGHTS	287	151, 000. 00	43, 337, 000. 00	
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	3, 970	835, 000. 00	3, 314, 950, 000. 00	
	HANWHA SYSTEMS CO LTD	9, 600	43, 350. 00	416, 160, 000. 00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	10, 800	83, 800. 00	905, 040, 000. 00	
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	59, 800	40, 950. 00	2, 448, 810, 000. 00	
	ECOPRO BM CO LTD	5, 590	89, 000. 00	497, 510, 000. 00	
	ECOPRO CO., LTD.	12, 311	42, 100. 00	518, 293, 100. 00	
	HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	3, 050	378, 000. 00	1, 152, 900, 000. 00	
	LG ENERGY SOLUTION	5, 650	284, 500. 00	1, 607, 425, 000. 00	
	LS ELECTRIC CO., LTD.	1, 690	248, 000. 00	419, 120, 000. 00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	3, 420	116, 500. 00	398, 430, 000. 00	
	LG CORP	11, 750	70, 800. 00	831, 900, 000. 00	
	SAMSUNG C&T CORP	12, 230	151, 300. 00	1, 850, 399, 000. 00	
	SK INC	4, 570	163, 400. 00	746, 738, 000. 00	
	SK SQUARE CO LTD	11, 100	110, 300. 00	1, 224, 330, 000. 00	
	DOOSAN BOBCAT INC	6, 550	47, 200. 00	309, 160, 000. 00	
	HANWHA OCEAN CO LTD	13, 100	77, 800. 00	1, 019, 180, 000. 00	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD	2, 780	428, 000. 00	1, 189, 840, 000. 00	
	HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEE	4, 910	312, 500. 00	1, 534, 375, 000. 00	
	HYUNDAI ROTEM CO LTD	11, 400	152, 000. 00	1, 732, 800, 000. 00	
	SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	81, 000	16, 790. 00	1, 359, 990, 000. 00	
	POSCO INTERNATIONAL CORP	5, 200	48, 400. 00	251, 680, 000. 00	

HYUNDAI GLOVIS CO LTD	5,350	111,600.00	597,060,000.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	26,500	22,650.00	600,225,000.00	
HMM COMPANY LIMITED	38,300	22,300.00	854,090,000.00	
HANKOOK TIRE & TECHNNOLOGY CO	9,300	38,100.00	354,330,000.00	
HYUNDAI MOBIS	8,010	246,500.00	1,974,465,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD	16,750	184,000.00	3,082,000,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	4,130	146,600.00	605,458,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	2,900	146,500.00	424,850,000.00	
KIA CORP	29,860	88,400.00	2,639,624,000.00	
COWAY CO LTD	7,930	91,100.00	722,423,000.00	
LG ELECTRONICS INC	12,030	70,800.00	851,724,000.00	
HANJIN KAL CORP	1,900	141,300.00	268,470,000.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	820	230,500.00	189,010,000.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	2,890	110,800.00	320,212,000.00	
SAMYANG FOODS CO LTD	530	1,082,000.00	573,460,000.00	
KT & G CORP	13,000	120,600.00	1,567,800,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	3,730	134,300.00	500,939,000.00	
LG H&H	1,002	322,500.00	323,145,000.00	
HLB INC	15,700	52,900.00	830,530,000.00	
ALTEOGEN INC	5,050	350,000.00	1,767,500,000.00	
CELLTRION INC	20,780	161,000.00	3,345,580,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3,320	91,100.00	302,452,000.00	
YUHAN CORPORATION	7,100	104,000.00	738,400,000.00	
HANA FINANCIAL HOLDINGS	38,400	70,000.00	2,688,000,000.00	
INDUSTRIAL BK OF KOREA	26,100	15,430.00	402,723,000.00	
KAKAOBANK CORP	19,300	24,050.00	464,165,000.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	48,800	100,000.00	4,880,000,000.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP	56,300	55,800.00	3,141,540,000.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	86,400	18,890.00	1,632,096,000.00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	12,500	111,300.00	1,391,250,000.00	
DB INSURANCE CO LTD	5,600	98,300.00	550,480,000.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	3,640	388,000.00	1,412,320,000.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	10,600	99,900.00	1,058,940,000.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	4,690	132,700.00	622,363,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS	601,240	56,800.00	34,150,432,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS PFD	104,500	46,350.00	4,843,575,000.00	

	LG INNOTEK CO LTD	1, 970	142, 300. 00	280, 331, 000. 00	
	LG. DISPLAY CO LTD	30, 970	8, 310. 00	257, 360, 700. 00	
	SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	7, 020	120, 800. 00	848, 016, 000. 00	
	SAMSUNG SDI CO, LTD	7, 415	172, 800. 00	1, 281, 312, 000. 00	
	HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	5, 400	80, 000. 00	432, 000, 000. 00	
	SK HYNIX INC	69, 220	207, 500. 00	14, 363, 150, 000. 00	
	LG UPLUS CORP	17, 400	12, 880. 00	224, 112, 000. 00	
	SK TELECOM CO LTD	5, 500	51, 700. 00	284, 350, 000. 00	
	KOREA ELECTRIC POWER	36, 700	30, 100. 00	1, 104, 670, 000. 00	
	KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	5, 340	104, 900. 00	560, 166, 000. 00	
	MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	24, 737	15, 620. 00	386, 391, 940. 00	
	NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	18, 700	17, 210. 00	321, 827, 000. 00	
	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	2, 151	1, 031, 000. 00	2, 217, 681, 000. 00	
	HYBE CO LTD	3, 330	272, 000. 00	905, 760, 000. 00	
	KRAFTON INC	3, 630	368, 000. 00	1, 335, 840, 000. 00	
	KAKAO CORP	40, 170	43, 150. 00	1, 733, 335, 500. 00	
	NAVER CORP	18, 320	186, 500. 00	3, 416, 680, 000. 00	
小計	銘柄数 : 82			140, 112, 698, 240. 00	
				(14, 557, 709, 347)	
	組入時価比率 : 9. 3%				10. 1%
新台湾 ドル	FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	411, 998	22. 95	9, 455, 354. 10	
	FORMOSA PLASTIC	492, 424	33. 20	16, 348, 476. 80	
	NAN YA PLASTICS CORP	633, 726	27. 50	17, 427, 465. 00	
	ASIA CEMENT	314, 980	41. 70	13, 134, 666. 00	
	TCC GROUP HOLDINGS	929, 888	27. 70	25, 757, 897. 60	
	CHINA STEEL	1, 478, 544	19. 20	28, 388, 044. 80	
	FORTUNE ELECTRIC CO LTD	14, 300	443. 00	6, 334, 900. 00	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	8, 000	1, 345. 00	10, 760, 000. 00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	455, 454	32. 20	14, 665, 618. 80	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	15, 464	924. 00	14, 288, 736. 00	
	CHINA AIRLINES LTD	375, 000	22. 50	8, 437, 500. 00	
	EVA AIRWAYS CORP	303, 000	41. 10	12, 453, 300. 00	
	EVERGREEN MARINE	147, 950	247. 00	36, 543, 650. 00	
	WAN HAI LINES LIMITED	86, 335	110. 00	9, 496, 850. 00	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	259, 000	79. 10	20, 486, 900. 00	

TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	247,000	27.30	6,743,100.00	
CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	222,036	48.00	10,657,728.00	
NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	24,000	431.00	10,344,000.00	
ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	24,443	414.50	10,131,623.50	
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	69,592	115.00	8,003,080.00	
POU CHEN CORP	267,468	30.65	8,197,894.20	
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	42,580	611.00	26,016,380.00	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	64,816	254.00	16,463,264.00	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	627,836	79.00	49,599,044.00	
PHARMAESSENTIA CORPORATION	32,000	509.00	16,288,000.00	
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	895,196	18.20	16,292,567.20	
CTBC FINANCIAL HOLDING	2,172,212	41.80	90,798,461.60	
E. SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	1,811,798	30.30	54,897,479.40	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1,482,015	26.70	39,569,800.50	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	1,036,977	26.10	27,065,099.70	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1,579,626	39.10	61,763,376.60	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	1,240,619	22.70	28,162,051.30	
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	1,524,154	16.60	25,300,956.40	
TAIWAN BUSINESS BANK	741,002	14.75	10,929,779.50	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1,327,442	23.90	31,725,863.80	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK	466,906	46.05	21,501,021.30	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	186,689	120.50	22,496,024.50	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	1,273,007	31.60	40,227,021.20	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,196,293	60.40	72,256,097.20	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING	2,082,789	17.05	35,511,552.45	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,076,830	81.80	88,084,694.00	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS	1,889,656	11.75	22,203,458.00	
ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	65,000	725.00	47,125,000.00	
ACER INC	348,767	34.45	12,015,023.15	
ADVANTECH CO., LTD.	60,620	340.00	20,610,800.00	
ASIA VITAL COMPONENTS CO LTD	45,000	629.00	28,305,000.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	88,805	622.00	55,236,710.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	76,840	211.50	16,251,660.00	
COMPAL ELECTRONICS	571,590	27.20	15,547,248.00	
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	73,000	266.00	19,418,000.00	

INVENTEC CO. , LTD	331, 911	40. 40	13, 409, 204. 40	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	285, 897	101. 00	28, 875, 597. 00	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	101, 000	133. 50	13, 483, 500. 00	
PEGATRON CORP	242, 692	82. 60	20, 046, 359. 20	
QUANTA COMPUTER INC	336, 684	271. 00	91, 241, 364. 00	
WISTRON CORP	348, 000	115. 00	40, 020, 000. 00	
WIWYNN CORP	15, 000	2, 410. 00	36, 150, 000. 00	
AUO CORP	802, 606	12. 45	9, 992, 444. 70	
DELTA ELECTRONICS INC	243, 681	367. 50	89, 552, 767. 50	
E INK HOLDINGS INC	116, 000	204. 50	23, 722, 000. 00	
ELITE MATERIAL CO LTD	36, 000	758. 00	27, 288, 000. 00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1, 589, 649	152. 50	242, 421, 472. 50	
INNOLUX CORP	866, 744	11. 80	10, 227, 579. 20	
LARGAN PRECISION CO LTD	12, 040	2, 270. 00	27, 330, 800. 00	
LOTES CO LTD	10, 000	1, 245. 00	12, 450, 000. 00	
SYNTEX TECHNOLOGY INTL CORP	194, 566	71. 40	13, 892, 012. 40	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	158, 000	101. 00	15, 958, 000. 00	
WPG HOLDINGS CO LTD	220, 387	65. 20	14, 369, 232. 40	
YAGEO CORPORATION	47, 982	479. 00	22, 983, 378. 00	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	64, 410	102. 50	6, 602, 025. 00	
ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	10, 000	2, 720. 00	27, 200, 000. 00	
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	409, 658	134. 50	55, 099, 001. 00	
EMEMORY TECHNOLOGY INC	8, 000	2, 200. 00	17, 600, 000. 00	
GLOBAL UNICHIP CORP	10, 000	1, 095. 00	10, 950, 000. 00	
GLOBALWAFERS CO LTD	31, 000	293. 00	9, 083, 000. 00	
JENTECH PRECISION INDUSTRIAL COMPANY LTD	10, 000	1, 320. 00	13, 200, 000. 00	
MEDIATEK INC	193, 538	1, 260. 00	243, 857, 880. 00	
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	73, 058	492. 50	35, 981, 065. 00	
REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	58, 417	525. 00	30, 668, 925. 00	
SILERGY CORP	47, 000	344. 00	16, 168, 000. 00	
TAIWAN SEMICONDUCTOR	3, 127, 000	946. 00	2, 958, 142, 000. 00	
UNITED MICROELECTRONICS CORP	1, 496, 500	46. 95	70, 260, 675. 00	
VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	111, 335	80. 60	8, 973, 601. 00	
CHUNGHWA TELECOM CO LTD	500, 065	131. 50	65, 758, 547. 50	
FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	202, 000	85. 90	17, 351, 800. 00	

	TAIWAN MOBILE CO LTD	241, 200	113. 50	27, 376, 200. 00	
	INTERNATIONAL GAMES SYSTEM CO LTD	33, 000	830. 00	27, 390, 000. 00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	152, 701	29. 05	4, 435, 964. 05	
小計	銘柄数 : 88			5, 709, 230, 613. 45	
	組入時価比率 : 17. 4%			(27, 213, 047, 719)	
				18. 9%	
インドルピー	SIEMENS ENERGY INDIA LTD	10, 200	2, 631. 75	26, 843, 856. 57	
	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	218, 000	316. 60	69, 018, 800. 00	
	COAL INDIA LTD	245, 000	399. 70	97, 926, 500. 00	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	131, 000	408. 20	53, 474, 200. 00	
	INDIAN OIL CORPORATION LTD	343, 000	143. 38	49, 179, 340. 00	
	OIL INDIA LTD	54, 800	423. 60	23, 213, 280. 00	
	OIL&NATURAL GAS CORP LTD	392, 000	238. 31	93, 417, 520. 00	
	PETRONET LNG LTD	77, 000	304. 85	23, 473, 450. 00	
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	773, 000	1, 413. 70	1, 092, 790, 100. 00	
	ASIAN PAINTS LTD	47, 900	2, 266. 70	108, 574, 930. 00	
	COROMANDEL INTERNATIONAL LTD	18, 300	2, 283. 40	41, 786, 220. 00	
	PI INDUSTRIES LTD	10, 100	3, 827. 90	38, 661, 790. 00	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	19, 700	3, 080. 20	60, 679, 940. 00	
	SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	2, 960	16, 294. 00	48, 230, 240. 00	
	SRF LTD	19, 200	2, 898. 90	55, 658, 880. 00	
	SUPREME INDUSTRIES LTD	7, 900	4, 206. 20	33, 228, 980. 00	
	UPL LTD	65, 500	636. 35	41, 680, 925. 00	
	AMBUJA CEMENTS LTD	57, 000	555. 55	31, 666, 350. 00	
	GRASIM INDUSTRIES LIMITED	35, 800	2, 524. 10	90, 362, 780. 00	
	SHREE CEMENT LIMITED	1, 080	29, 410. 00	31, 762, 800. 00	
	ULTRATECH CEMENT LTD	14, 670	11, 195. 00	164, 230, 650. 00	
	APL APOLLO TUBES LTD	25, 800	1, 808. 90	46, 669, 620. 00	
	HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	177, 100	631. 10	111, 767, 810. 00	
	JINDAL STAINLESS LTD	35, 920	643. 05	23, 098, 356. 00	
	JINDAL STEEL&POWER LTD	46, 000	943. 65	43, 407, 900. 00	
	JSW STEEL LTD	81, 300	978. 80	79, 576, 440. 00	
	NMDC LTD	375, 000	70. 77	26, 538, 750. 00	
	TATA STEEL LIMITED	971, 400	159. 04	154, 491, 456. 00	
	VEDANTA LTD	169, 000	432. 40	73, 075, 600. 00	
	BHARAT ELECTRONICS LTD	450, 000	387. 50	174, 375, 000. 00	

HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	26, 100	5, 017. 10	130, 946, 310. 00	
ASTRAL LTD	16, 300	1, 509. 60	24, 606, 480. 00	
LARSEN&TOUBRO LIMITED	83, 900	3, 679. 60	308, 718, 440. 00	
RAIL VIKAS NIGAM LTD	58, 600	406. 90	23, 844, 340. 00	
VOLTAS LIMITED	29, 100	1, 246. 00	36, 258, 600. 00	
ABB INDIA LTD	6, 600	5, 974. 50	39, 431, 700. 00	
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	127, 000	261. 40	33, 197, 800. 00	
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	78, 000	679. 10	52, 969, 800. 00	
HAVELLS INDIA LTD	31, 600	1, 514. 80	47, 867, 680. 00	
POLYCAP INDIA LTD	6, 630	5, 926. 50	39, 292, 695. 00	
SUZLON ENERGY LIMITED	1, 174, 000	71. 19	83, 577, 060. 00	
SIEMENS LIMITED	10, 200	3, 292. 00	33, 578, 400. 00	
ASHOK LEYLAND LIMITED	184, 200	236. 25	43, 517, 250. 00	
CUMMINS INDIA LTD	16, 100	3, 319. 30	53, 440, 730. 00	
THERMAX LTD	4, 500	3, 448. 70	15, 519, 150. 00	
ADANI ENTERPRISES LTD	16, 500	2, 518. 80	41, 560, 200. 00	
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	38, 700	766. 35	29, 657, 745. 00	
INTERGLOBE AVIATION LTD	23, 800	5, 333. 00	126, 925, 400. 00	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	22, 400	778. 10	17, 429, 440. 00	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	63, 000	1, 468. 00	92, 484, 000. 00	
GMR AIRPORTS LTD	301, 000	85. 54	25, 747, 540. 00	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	12, 300	2, 450. 10	30, 136, 230. 00	
BHARAT FORGE LIMITED	30, 400	1, 256. 90	38, 209, 760. 00	
BOSCH LTD	800	31, 230. 00	24, 984, 000. 00	
MRF LTD	300	140, 750. 00	42, 225, 000. 00	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERNATIONAL LTD	450, 000	150. 94	67, 923, 000. 00	
SONA BLW PRECISION FORGINGS	59, 000	541. 40	31, 942, 600. 00	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	12, 200	3, 055. 70	37, 279, 540. 00	
BAJAJ AUTO LIMITED	8, 000	8, 513. 50	68, 108, 000. 00	
EICHER MOTORS LTD	17, 400	5, 361. 00	93, 281, 400. 00	
HERO MOTOCORP LTD	14, 900	4, 232. 30	63, 061, 270. 00	
HYUNDAI MOTOR INDIA LTD	24, 000	1, 852. 70	44, 464, 800. 00	
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	118, 700	3, 025. 90	359, 174, 330. 00	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	15, 960	12, 290. 00	196, 148, 400. 00	
TATA MOTORS LTD	249, 500	711. 60	177, 544, 200. 00	

TVS MOTOR CO LTD	32, 900	2, 763. 40	90, 915, 860. 00	
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	4, 900	14, 612. 00	71, 598, 800. 00	
KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	57, 500	556. 65	32, 007, 375. 00	
PAGE INDUSTRIES LTD	840	45, 915. 00	38, 568, 600. 00	
TITAN CO LTD	44, 200	3, 525. 50	155, 827, 100. 00	
ETERNAL LTD	613, 000	241. 20	147, 855, 600. 00	
INDIAN HOTELS CO LIMITED	115, 000	783. 60	90, 114, 000. 00	
JUBILANT FOODWORKS LIMITED	57, 100	660. 40	37, 708, 840. 00	
FSN E-COMMERCE VENTURES LTD	145, 200	194. 55	28, 248, 660. 00	
TRENT LTD	22, 100	5, 621. 50	124, 235, 150. 00	
AVENUE SUPERMARTS LTD	22, 220	4, 025. 50	89, 446, 610. 00	
UNITED SPIRITS LTD	41, 800	1, 549. 20	64, 756, 560. 00	
VARUN BEVERAGES LTD	178, 750	481. 65	86, 094, 937. 50	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	13, 200	5, 605. 00	73, 986, 000. 00	
MARICO LIMITED	67, 800	704. 35	47, 754, 930. 00	
NESTLE INDIA LTD	45, 420	2, 406. 30	109, 294, 146. 00	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	80, 800	1, 120. 40	90, 528, 320. 00	
ITC LTD	377, 000	419. 30	158, 076, 100. 00	
COLGATE-PALMOLIVE(INDIA)	15, 900	2, 474. 30	39, 341, 370. 00	
DABUR INDIA LTD	59, 800	484. 45	28, 970, 110. 00	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	55, 800	1, 266. 10	70, 648, 380. 00	
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	104, 400	2, 371. 60	247, 595, 040. 00	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	12, 750	6, 915. 50	88, 172, 625. 00	
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	105, 000	1, 151. 60	120, 918, 000. 00	
ALKEM LABORATORIES LTD	6, 200	5, 096. 50	31, 598, 300. 00	
AUROBINDO PHARMA LTD	35, 600	1, 136. 80	40, 470, 080. 00	
CIPLA LIMITED	77, 200	1, 470. 20	113, 499, 440. 00	
DR. REDDY'S LABORATORIES	79, 610	1, 247. 70	99, 329, 397. 00	
LUPIN LTD	25, 700	1, 961. 10	50, 400, 270. 00	
MANKIND PHARMA LTD	18, 300	2, 414. 30	44, 181, 690. 00	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	123, 700	1, 674. 60	207, 148, 020. 00	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	17, 100	3, 127. 80	53, 485, 380. 00	
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	28, 300	928. 00	26, 262, 400. 00	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	49, 400	718. 65	35, 501, 310. 00	
AXIS BANK LIMITED	287, 500	1, 194. 40	343, 390, 000. 00	
BANK OF BARODA	100, 000	254. 77	25, 477, 000. 00	

CANARA BANK	198,000	116.84	23,134,320.00	
HDFC BANK LIMITED	718,500	1,932.10	1,388,213,850.00	
ICICI BANK LTD	668,400	1,450.50	969,514,200.00	
IDFC FIRST BANK LTD	425,300	68.69	29,213,857.00	
INDUSIND BANK LTD	77,200	812.70	62,740,440.00	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	135,400	2,063.60	279,411,440.00	
PUNJAB NATIONAL BANK	261,000	108.46	28,308,060.00	
UNION BANK OF INDIA	184,000	153.17	28,183,280.00	
YES BANK LTD	1,840,000	23.28	42,835,200.00	
BAJAJ FINSERV LTD	45,270	2,029.00	91,852,830.00	
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMENT	3,780	13,418.00	50,720,040.00	
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	348,200	286.45	99,741,890.00	
POWER FINANCE CORPORATION	177,600	409.35	72,700,560.00	
REC LTD	159,100	403.90	64,260,490.00	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	112,900	766.70	86,560,430.00	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	27,800	1,863.70	51,810,860.00	
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	59,000	664.15	39,184,850.00	
PB FINTECH LTD	40,700	1,757.70	71,538,390.00	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	61,200	1,802.50	110,313,000.00	
HCL TECHNOLOGIES LTD	122,900	1,631.50	200,511,350.00	
INFOSYS LTD	426,800	1,553.80	663,161,840.00	
LTIMINDTREE LTD	9,680	5,072.50	49,101,800.00	
MPHASIS LTD	15,100	2,491.10	37,615,610.00	
PERSISTENT SYSTEMS LTD	15,270	5,519.00	84,275,130.00	
TATA CONSULTANCY SVS LTD	113,500	3,449.80	391,552,300.00	
TECH MAHINDRA LTD	67,300	1,549.10	104,254,430.00	
WIPRO LTD	359,200	247.68	88,966,656.00	
ORACLE FINANCIAL SERVICES	2,440	8,396.50	20,487,460.00	
TATA ELXSI LTD	4,000	6,417.00	25,668,000.00	
INDUS TOWERS LTD	148,500	382.50	56,801,250.00	
TATA COMMUNICATIONS LTD	11,400	1,676.20	19,108,680.00	
BHARTI AIRTEL LIMITED	329,500	1,854.10	610,925,950.00	
VODAFONE IDEA LTD	2,670,000	7.03	18,770,100.00	
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	585,000	293.05	171,434,250.00	
TATA POWER COMPANY LIMITED	208,000	396.85	82,544,800.00	

TORRENT POWER LTD	18,300	1,396.50	25,555,950.00	
GAIL INDIA LTD	273,000	191.71	52,336,830.00	
BAJAJ FINANCE LTD	34,960	9,118.50	318,782,760.00	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	50,200	1,581.00	79,366,200.00	
MUTHOOT FINANCE LTD	13,500	2,222.30	30,001,050.00	
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	42,500	923.65	39,255,125.00	
SHRIRAM FINANCE LTD	176,500	642.55	113,410,075.00	
SUNDARAM FINANCE LTD	7,300	5,183.00	37,835,900.00	
BSE LTD	27,000	2,693.30	72,719,100.00	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	13,700	4,821.20	66,050,440.00	
ADANI POWER LIMITED	66,000	555.10	36,636,600.00	
JSW ENERGY LTD	61,400	497.55	30,549,570.00	
NHPC LTD	328,600	87.32	28,693,352.00	
NTPC LIMITED	565,000	332.55	187,890,750.00	
DIVIS LABORATORIES LTD	15,160	6,539.00	99,131,240.00	
INFO EDGE INDIA LTD	43,700	1,430.80	62,525,960.00	
DLF LIMITED	95,000	810.70	77,016,500.00	
GODREJ PROPERTIES LTD	20,000	2,281.60	45,632,000.00	
MACROTECH DEVELOPERS LTD	37,100	1,433.90	53,197,690.00	
OBEROI REALTY LTD	18,200	1,768.10	32,179,420.00	
PHOENIX MILLS LTD	21,400	1,581.50	33,844,100.00	
PRESTIGE ESTATES PROJECTS	23,600	1,539.60	36,334,560.00	
小計 銘柄数：158			16,561,684,919.07	
			(27,823,630,664)	
組入時価比率：17.8%			19.4%	
カタールリヤル	QATAR FUEL CO	64,000	14.77	945,280.00
	QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	369,000	4.73	1,747,953.00
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING	705,000	1.32	934,125.00
	INDUSTRIES QATAR	192,000	11.85	2,275,200.00
	COMMERCIAL BANK OF QATAR	441,000	4.47	1,973,475.00
	DUKHAN BANK	233,000	3.64	848,120.00
	MASRAF AL RAYAN	585,000	2.24	1,311,570.00
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	152,000	10.63	1,615,760.00
	QATAR ISLAMIC BANK	229,000	21.51	4,925,790.00
	QATAR NATIONAL BANK	606,000	17.14	10,386,840.00
	QOREDOO QSC	100,000	12.43	1,243,000.00

	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	59,400	15.97	948,618.00	
	BARWA REAL ESTATE CO	195,000	2.75	536,445.00	
	小計 銘柄数：13			29,692,176.00	
	組入時価比率：0.7%			(1,167,199,438)	
				0.8%	
エジプトポンド	EASTERN CO SAE	69,316	32.17	2,229,895.72	
	T M G HOLDING	101,000	56.40	5,696,400.00	
	小計 銘柄数：2			7,926,295.72	
	組入時価比率：0.0%			(22,761,943)	
				0.0%	
ランド	SASOL LTD	57,900	82.97	4,803,963.00	
	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	63,000	843.00	53,109,000.00	
	GOLD FIELDS LTD	114,400	449.26	51,395,344.00	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	68,000	274.56	18,670,080.00	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	111,700	128.57	14,361,269.00	
	KUMBA IRON ORE LTD	7,600	292.01	2,219,276.00	
	VALTERRA PLATINUM LIMITED	13,460	711.00	9,570,060.00	
	BIDVEST GROUP LTD	47,000	238.23	11,196,810.00	
	NASPERS LTD-N SHS	20,880	5,173.62	108,025,185.60	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	94,000	57.46	5,401,240.00	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	334,000	28.55	9,535,700.00	
	BID CORP LTD	39,400	470.85	18,551,490.00	
	CLICKS GROUP LTD	31,000	381.94	11,840,140.00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	58,400	290.17	16,945,928.00	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	42,800	120.00	5,136,000.00	
	ABSA GROUP LTD	107,100	172.07	18,428,697.00	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	11,550	3,448.61	39,831,445.50	
	NEDBANK GROUP LTD	56,279	256.66	14,444,568.14	
	STANDARD BANK GROUP LTD	173,800	231.25	40,191,250.00	
	FIRSTRAND LTD	620,000	74.12	45,954,400.00	
	REMGRO LTD	67,200	159.64	10,727,808.00	
	DISCOVERY LTD	68,307	220.50	15,061,693.50	
	OLD MUTUAL LTD	692,000	11.77	8,144,840.00	
	OUTSURANCE GROUP LTD	86,000	75.80	6,518,800.00	
	SANLAM LIMITED	227,000	88.12	20,003,240.00	
	MTN GROUP LTD	206,300	125.69	25,929,847.00	

	VODACOM GROUP	91,100	137.11	12,490,721.00	
	REINET INVESTMENTS SCA	20,700	485.30	10,045,710.00	
	NEPI ROCKCASTLE N.V.	72,900	136.88	9,978,552.00	
	小計 銘柄数：29			618,513,057.74	
				(4,948,104,461)	
	組入時価比率：3.2%			3.4%	
U A E ディルハム	ADNOC DRILLING COMPANY P. J. S. C.	424,000	5.26	2,230,240.00	
	ADNOC GAS PLC	780,000	3.24	2,527,200.00	
	MULTIPLY GROUP	391,000	2.35	918,850.00	
	SALIK CO PJSC	299,000	5.74	1,716,260.00	
	AMERICANA RESTAURANTS INTERN	302,000	2.06	622,120.00	
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	298,000	3.66	1,090,680.00	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	359,852	12.10	4,354,209.20	
	ABU DHABI ISLAMIC BANK	173,000	19.20	3,321,600.00	
	DUBAI ISLAMIC BANK	386,029	8.23	3,177,018.67	
	EMIRATES NBD PJSC	227,000	22.10	5,016,700.00	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	552,925	15.68	8,669,864.00	
	EMIRATES TELECOM GROUP CO	450,500	17.10	7,703,550.00	
	DUBAI ELECTRICITY & WATER AU	762,000	2.70	2,057,400.00	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	509,000	8.28	4,214,520.00	
	EMAAR DEVELOPMENT PJSC	146,000	13.35	1,949,100.00	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	867,000	13.20	11,444,400.00	
クウェートディナール	小計 銘柄数：16			61,013,711.87	
				(2,377,094,214)	
	組入時価比率：1.5%			1.6%	
サウジアラビアリヤル	BOUBYAN BANK K. S. C	237,953	0.67	160,142.36	
	GULF BANK	285,139	0.35	100,368.92	
	KUWAIT FINANCE HOUSE	1,409,464	0.75	1,061,326.39	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT	1,026,870	0.95	977,580.24	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	189,000	0.48	90,909.00	
	MABANEE CO SAKC	90,455	0.85	77,700.84	
	小計 銘柄数：6			2,468,027.75	
				(1,156,147,599)	
	組入時価比率：0.7%			0.8%	
	ADES HOLDING CO	33,800	13.52	456,976.00	

SAUDI ARABIAN OIL CO	767, 940	25. 00	19, 198, 500. 00	
SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	29, 500	95. 70	2, 823, 150. 00	
SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	40, 600	18. 74	760, 844. 00	
SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	6, 400	98. 20	628, 480. 00	
SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	110, 600	55. 30	6, 116, 180. 00	
SAUDI IND INVESTMENT GROUP	46, 951	16. 22	761, 545. 22	
SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	67, 000	4. 99	334, 330. 00	
YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28, 900	29. 65	856, 885. 00	
SAUDI ARABIAN MINING CO	175, 700	49. 50	8, 697, 150. 00	
SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	2, 600	172. 40	448, 240. 00	
JARIR MARKETING CO	61, 000	12. 38	755, 180. 00	
NAHDI MEDICAL CO	3, 400	120. 20	408, 680. 00	
ALMARAI CO	63, 200	51. 50	3, 254, 800. 00	
DALLAH HEALTHCARE CO	3, 200	119. 60	382, 720. 00	
DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	11, 600	262. 40	3, 043, 840. 00	
MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	10, 000	72. 00	720, 000. 00	
AL RAJHI BANK	249, 400	90. 40	22, 545, 760. 00	
ALINMA BANK	157, 675	25. 80	4, 068, 015. 00	
ARAB NATIONAL BANK	104, 533	20. 98	2, 193, 102. 34	
BANK AL - JAZIRA	90, 781	12. 56	1, 140, 209. 36	
BANK ALBILAD	100, 778	25. 70	2, 589, 994. 60	
BANQUE SAUDI FRANSI	169, 437	16. 80	2, 846, 541. 60	
RIYAD BANK	198, 500	27. 50	5, 458, 750. 00	
SAUDI AWWAL BANK	124, 500	32. 60	4, 058, 700. 00	
SAUDI INVESTMENT BANK/THE	86, 250	14. 72	1, 269, 600. 00	
THE SAUDI NATIONAL BANK	383, 184	33. 85	12, 970, 778. 40	
AL RAJHI COMPANY FOR CO-OPERATIVE INSURA	4, 500	113. 20	509, 400. 00	
BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	9, 700	163. 80	1, 588, 860. 00	
CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	11, 400	137. 20	1, 564, 080. 00	
ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	3, 800	262. 60	997, 880. 00	
ELM CO	3, 300	1, 000. 20	3, 300, 660. 00	
SAUDI TELECOM CO	256, 000	41. 95	10, 739, 200. 00	
ETIHAD ETISALAT CO	44, 900	58. 10	2, 608, 690. 00	
SAUDI ELECTRICITY CO	105, 000	14. 36	1, 507, 800. 00	
SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	5, 500	168. 60	927, 300. 00	

	ACWA POWER CO	17,721	250.40	4,437,338.40	
	SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	5,000	142.00	710,000.00	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	83,000	19.34	1,605,220.00	
	JABAL OMAR DEVELOPMENT CO	73,400	21.56	1,582,504.00	
	MAKKAH CONSTRUCTION & DEVEPL	9,000	89.00	801,000.00	
小計	銘柄数：41 組入時価比率：3.5%			141,668,883.92 (5,406,084,610) 3.7%	
合計				144,233,951,066 (144,233,951,066)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2025年6月3日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	リンギ	YTL CORP BHD-WARRANT	80,000.00	25,600.00	
		YTL POWER INTERNATIONAL BHD-WARRANT	60,000.00	45,000.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	140,000.00	70,600.00 (2,378,026) 0.0%	
		合計		2,378,026 (2,378,026)	
	合計				
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	8,253,100	37,411,302.30	
		銘柄数：1 組入時価比率：3.4%	8,253,100	37,411,302.30 (5,343,456,307) 97.5%	
		合計		5,343,456,307 (5,343,456,307)	
	合計				
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	319,000	8,574,720.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	131,990	9,523,078.50	
		銘柄数：2 組入時価比率：0.1%	450,990	18,097,798.50 (134,598,756) 2.5%	
		合計		134,598,756 (134,598,756)	
	合計			5,480,433,089	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年6月3日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	6,357,437,572	—	6,581,053,647	223,616,075
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	228,715,977	—	226,512,651	△2,203,326
米ドル	228,715,977	—	226,512,651	△2,203,326
売建	917,635,000	—	912,495,350	5,139,650
米ドル	789,745,000	—	785,475,350	4,269,650
バーツ	127,890,000	—	127,020,000	870,000
合計	—	—	—	226,552,399

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

2025年6月30日現在

I 資産総額	71,583,449,812円
II 負債総額	99,861,126円
III 純資産総額（I - II）	71,483,588,686円
IV 発行済口数	50,129,208,664口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4260円

（参考）外国株式MSCI-KOKUSAIMザーファンド

2025年6月30日現在

I 資産総額	3,065,062,182,054円
II 負債総額	9,624,872,952円
III 純資産総額（I - II）	3,055,437,309,102円
IV 発行済口数	394,751,805,588口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	7.7401円

（参考）MSCIジャパンマザーファンド

2025年6月30日現在

I 資産総額	3,968,998,803円
II 負債総額	57,830,938円
III 純資産総額（I - II）	3,911,167,865円
IV 発行済口数	2,966,134,934口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3186円

（参考）新興国株式マザーファンド

2025年6月30日現在

I 資産総額	172,132,364,794円
II 負債総額	768,477,797円
III 純資産総額（I - II）	171,363,886,997円
IV 発行済口数	76,633,914,702口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.2361円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2025年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

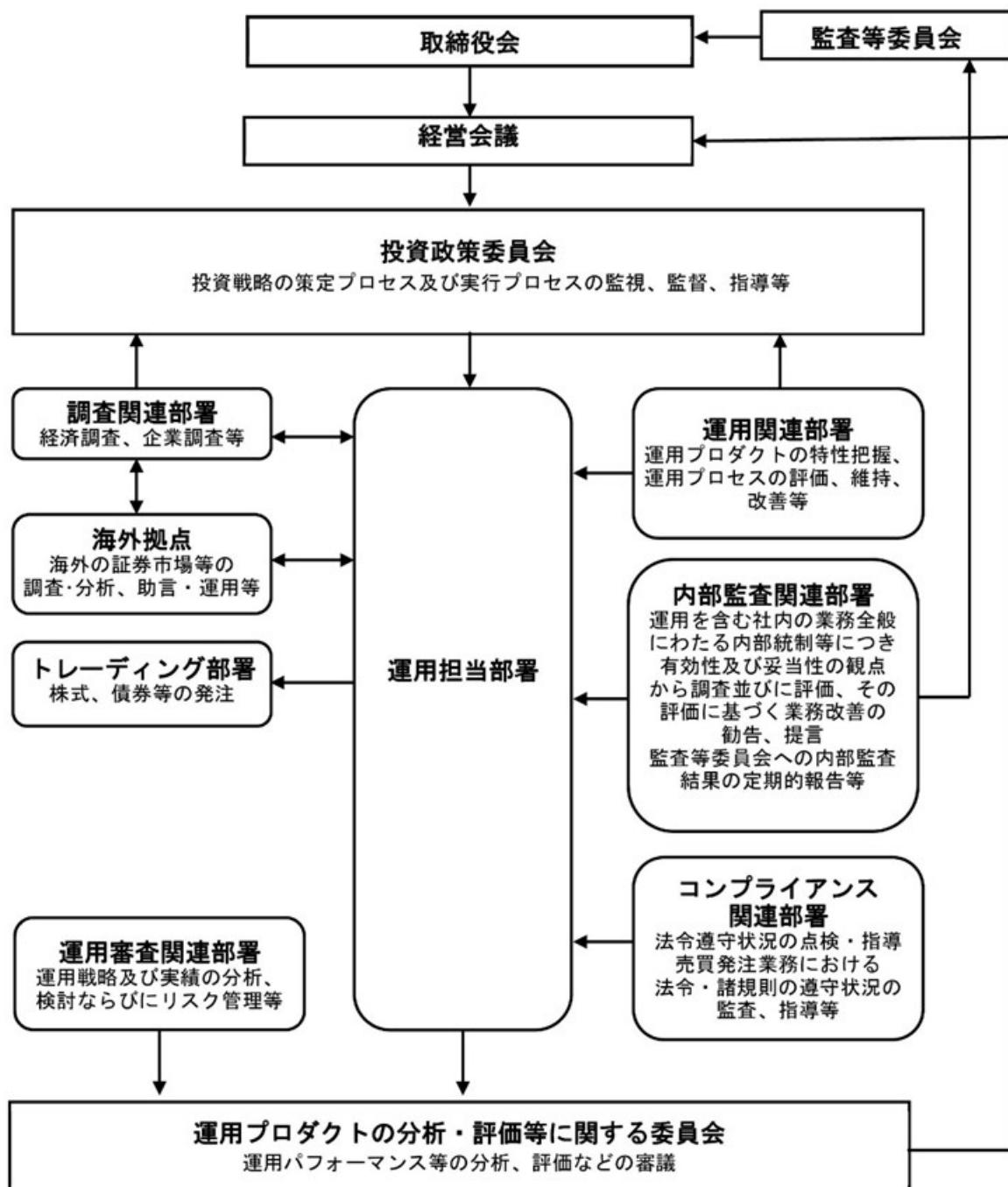
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2025 年 6 月 30 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	916	57,736,237
単位型株式投資信託	139	742,787
追加型公社債投資信託	14	6,735,795
単位型公社債投資信託	383	651,423
合計	1,452	65,866,242

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、他の記載内容が存在しないと判断したため、他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金		7,405		8,177	
金銭の信託		44,745		46,810	
前払金		7		12	
前払費用		852		1,019	
未収入金		1,023		666	
未収委託者報酬		31,788		34,911	
未収運用受託報酬		5,989		7,066	
短期貸付金		757		2,242	
その他		169		195	
貸倒引当金		△18		△21	
流動資産計		92,719		101,080	
固定資産					
有形固定資産		945		881	
建物	※2	595		589	
器具備品	※2	350		292	
無形固定資産		5,658		6,889	
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産		17,314		14,923	
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	
長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計		23,918		22,694	
資産合計		116,638		123,775	

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金		13,700		6,000	
預り金		123		132	
未払金		11,404		11,982	
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	※1	12,507		12,594	
未払法人税等		8,095		10,363	
未払消費税等		1,590		2,112	
前受収益		15		14	
賞与引当金		4,543		5,846	
その他		24		—	
流動負債計		52,005		49,045	
固定負債					
退職給付引当金		2,759		2,618	
時効後支払損引当金		602		610	
資産除去債務		1,123		1,431	
固定負債計		4,484		4,660	
負債合計		56,490		53,706	
(純資産の部)					
株主資本		59,820		69,751	
資本金		17,180		17,180	
資本剰余金		13,729		13,729	
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金		28,910		38,841	
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等		327		317	
その他有価証券評価差額金		327		317	
純資産合計		60,147		70,069	
負債・純資産合計		116,638		123,775	

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬		124,722		155,775	
運用受託報酬		21,188		23,666	
その他営業収益		291		328	
営業収益計		146,202		179,770	
営業費用					
支払手数料		43,258		56,923	
広告宣伝費		1,054		1,115	
公告費		0		0	
調査費		33,107		38,115	
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費		1,377		1,345	
営業雑経費		3,670		4,336	
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計		82,468		101,835	
一般管理費					
給料		13,068		14,094	
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費		87		105	
寄付金		117		116	
旅費交通費		323		394	
租税公課		990		1,537	
不動産賃借料		1,235		1,236	
退職給付費用		893		598	
固定資産減価償却費		2,292		2,309	
諸経費		12,483		12,708	
一般管理費計		31,491		33,100	
営業利益		32,242		44,834	

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	
営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		–	
関係会社株式評価損		490		–	
固定資産除却損	※2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463
法人税等調整額			△354		△482
当期純利益			28,183		38,105

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剩余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剩余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本							株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820	
当期変動額									
剩余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174	
当期純利益						38,105	38,105	38,105	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	9,931	9,931	9,931	
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751	

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剩余金の配当			△28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>						
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>						
<p>5. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="663 927 1044 1017"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6~15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4~15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6~15年	器具備品	4~15年
建物	6年						
附属設備	6~15年						
器具備品	4~15年						
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。</p> <p>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もりを行いました。この見積りの変更による増加額 308 百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の 100 分の 10 を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた 47 百万円は、「投資事業組合運用損」 28 百万円、「その他」 18 百万円として組み替えております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」 (企業会計基準第34号 2024年9月13日)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[追加情報]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025年4月1日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日)を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,204 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214 百万円 器具備品 733 合計 1,948	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,528 百万円 器具備品 792 合計 2,320

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,591 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31	※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 - ソフトウェア 14 合計 14

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470 円
基準日	2024年3月31日

効力発生日 2024年6月28日

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	5,470 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 28 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	38,115 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	7,400 円
基準日	2025 年 3 月 31 日
効力発生日	2025 年 6 月 30 日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等 (※)	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されおりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しております、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	46,810	46,810	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等 (※)	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2025 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,989 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>19,205</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>21,247</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
<u>年金資産</u>	<u>△21,247</u>
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>883</u>
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>883</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>655</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分

と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	△1,665
退職給付の支払額	△1,317
過去勤務費用の発生額	△882
その他	△7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	△429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	△1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	△21,041
	△6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	△4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

退職給付引当金	2,618
前払年金費用	△2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	△499
数理計算上の差異の費用処理額	△157
過去勤務費用の費用処理額	△58

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,422
退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	360
投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348
未払社会保険料	116
その他	50
繰延税金資産小計	<u>5,422</u>
評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	<u>3,573</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	<u>△922</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,651</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	
タックスヘイブン税制	△5.4%
外国税額控除	1.2%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	△0.3%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△0.2%</u>
	<u>27.0%</u>
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。	「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。
これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。	これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。
この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。	この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に308百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)		
	前事業年度	当事業年度
	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-	-
資産除去債務の履行による減少	-	-
見積もりの変更による増加	-	308
期末残高	1,123	1,431

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

[会計上の見積りの変更に関する注記] (1) に記載の通りであります。

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768 百万円
運用受託報酬	21,631 百万円
成功報酬（注）	2,042 百万円
その他営業収益	328 百万円
合計	179,770 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入(*1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済(*1)	128,100		
							借入金利息(*1)	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済(*1)	3,081		
							貸付金利息(*1)	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入(*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済(*1)	185,200		
							借入金利息(*1)	210	未払利息	3

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済(*1)	5,368		
							貸付金利息(*1)	93	未収利息	23
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接 100%	—	有償減資(*2)	4,475	—	—

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	40,328	未払手数料	7,644

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インクが行った有償減資の金額を記載しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額 11,677 円 62 銭	1株当たり純資産額 13,603 円 86 銭
1株当たり当期純利益 5,471 円 85 銭	1株当たり当期純利益 7,398 円 11 銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 28,183 百万円 普通株式に係る当期純利益 28,183 百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 38,105 百万円 普通株式に係る当期純利益 38,105 百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）)

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI ACWI（配当込み、円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド、MSCIジャパンマザーファンドおよび新興国株式マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 各マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、MSCI ACWI（配当込み、円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 各マザーファンド受益証券への投資配分比率は、MSCI ACWI（配当込み）における先進国（除く日本）、日本および新興国の割合をもとに決定します。投資配分比率は、適宜見直しを行ないます。
- ③ 各マザーファンド受益証券の組入比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④ MSCI ACWI（配当込み、円換算ベース）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。
- ⑤ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑦ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑧ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
はじめての NISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けています。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 第1項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する

場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23

条及び第29条に定めるものに限ります。)に係る権利

- ハ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ニ. 金銭債権 (イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、MSCI ジャパンマザーファンドおよび新興国株式マザーファンド (以下「各マザーファンド」といいます。) 受益証券のほか、次の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券 (金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有する

プリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」とい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。）、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第27条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第27条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第

28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。) ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。) を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。) (これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。) を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第28条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

- ④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混藏寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年6月4日から翌年6月3日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より2024年6月3日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の

計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の5.25の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 儚還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第46条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいづれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に對して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

（公告）

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第29条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2023年7月10日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定めるいづれかの条件

約款第12条第3項および第46条第1項の「別に定めるいづれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日がニューヨーク証券取引所の休業日の場合

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 13 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 13 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 15 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

いいます。) の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混藏寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することができます。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することができます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に關し信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。) の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 2 月 22 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(MSCI ジャパンマザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI ジャパン指数（配当込み、円建て）（以下「対象株価指数」といいます。）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。また、上場投資信託証券に投資する場合があります。なお、株価指数先物取引等のデリバティブ取引を活用する場合があります。

(2) 投資態度

① 運用にあたっては、原則として対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄に投資することを基本とします。

② 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

③ 対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引を投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的で、ヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券を活用する場合があります。

④ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑧ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%

以内とします。

- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいひます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託

MSCI ジャパンマザーファンド

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けています。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計

算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。

この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
17. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第

1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取

引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産への投資制限）

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の10を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認めら

れる場合には、制約されることがあります。

(**外国為替予約取引の指図**)

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(**外貨建資産の円換算および予約為替の評価**)

第25条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(**信託業務の委託等**)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(**混蔵寄託**)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(**信託財産の登記等および記載等の留保等**)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（有価証券売却等の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条 この信託の計算期間は、毎年6月4日から翌年6月3日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2024年6月3日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報

告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第41条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ない

ます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及

び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2023年7月10日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャーラー、債券等エクスポートジャーラーおよびデリバティブ等エクスポートジャーラーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託

新興国株式マザーファンド

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けています。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。

この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。)

18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
 8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
 9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三

者の代理人となって行なうものを含みます。) および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し

により行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図することができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと

します。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第41条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成20年6月20日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社